

- 5 後堀河 四 條……貞永元年—文曆元年……三
- 6 後嵯峨〔後深草〕山……寛元四年—文永九年……二七
- 7 龜山 後宇多……文永十一年—弘安十年……一四
- 8 後深草 伏見……弘安十年—永仁六年……一二
- 9 伏見 後伏見……永仁六年—正安三年……四
- 10 後宇多 後二條……正安三年—延慶元年……八
- 11 伏見 花園……延慶元年—正和二年……六
- 12 後伏見 花園……正和二年—文保二年……六
- 13 後宇多 後醍醐……文保二年—元亨元年……四
- 14 後陽成 後水尾……慶長一六年—天和三年……七
- 15 後水尾 〔明正院〕後光元……寛永七年—延寶八年……五二

- 16 靈元〔東山〕中御門……貞亨四年—享保十一年……四六
- 17 光格 仁孝……文化一四年—天保一一年……二四

第六節 院政の結果及院政論

政令二途より出づ。天皇脱位後更に上皇として主權を蔽ふに至る。(保元の亂源の一なり)
 院政は何の爲めに起りしものか、我が國體の本體より論ずれば天皇が御親政遊ばすべきなり。
 然るに此に斯かる變體を生ずるに至りしは已むを得ざる事情に出でたるなり。即ち當時の廟堂
 に列する顯官は藤原氏の一族か或は之に媚附する小人輩等なり。今迄通りの大臣とか納言とかの
 手を通じて政治をなすは叡旨の如く達すること能はず。然れば別に一の政廳を設けて腹臣の人才
 を集めば事形式に拘泥せず、簡易に執行するを得るより出でたるなるべし。然れども之が爲め政
 令二途に出で、至尊寶位は徒に空名を守るの漸を開くことなれり。其の政既に帝室を去るの時は
 其實は父皇にありといへば自ら天皇の職を喪ひ給ふものなり。されば一旦帝位を退き給ひたる御

身にも院として實権を得たまはんと志し給ふ方も生じ、所謂保元の亂源を醸すに至れり。されば院政は我が政治の本體より眺めて正當なるものあらす。されど後三條、白河の兩帝をして此の政治を創始させ給ひしものは蓋し藤原專權の齎らすところの罪と言はずして何ぞ。されば其の責任は輔弼の臣たる藤原氏に歸すべきや當然なり。

第七節 後三條天皇の御親政

天日暗雲に鎖されて萬物靈光に浴し得ざること二百年密雲いやが上に蔓り重なり何時消え果てし様子も見えざりし、忽然碧光六合に漲り、金箭八紘を射るが如くに御親政となりしこそ有難けれ。

原因は種々あれど藤原氏の側と皇室の側とについて觀察せん。

(一) 藤原氏の事情

- (1) 一族多年勢力争を續けたる結果互に困憊疲弊に陥り來れること。
- (2) 道長以後攝關は其の家の出に限らるゝやうになりたり。其の家に傑物無くば勢力の失

墜を免るゝ能はざること。

- (3) 累年遊蕩、驕奢の宿弊積りに積りて無能無識の醜態を暴露し、政治を生命ともなすべき朝臣が徒に虚名の官を有するに至りて民意早く藤氏を離るゝは免れ難き所なり。

(ロ) 皇室御事情

- (1) 天皇性剛健嚴明、世故に通じ學古今に渉る。時勢の隆替、政治の得失を洞察し給ひ藤氏の專權を抑へて皇威振肅企圖遊ばされ居ること。
- (2) 二十有餘年間東宮にありて、世の真相を覺り、即位の時は三十五歳、藤氏の助言も制肘も受くる要なき御身なり。

斯くの如くにして時代は一轉の機運を捲き起せり藤氏（頼通）の如きは後三條天皇の御即位に強く反對したれど甲斐なかりき。機運の到來は頼通輩の如何ともする能はざる所とはいへ、何等甲斐なかりしについても藤氏の勢力の既に傾き始めたるを知るに足るべし。

第八節 保元の亂

- (イ) 保元の亂は悖德亂倫の戰なり。
- (ロ) さりとて保元の亂は源平二氏の盛衰と一大關係を有するを以て取扱はざるべからず。
- (ハ) 幾度之を取扱ひても尙且大なる不快を贏ち得ずんばあらざるなり隨ひて教授上の注意も尠からざるなり。
- (ニ) 何と申しても皇位は唯一不可分離、絶對至嚴にして、之を繼承し給ふには自然の順序あり。之を正しく繼承し給ふべく且自守、統一、發展の輔弼を爲すは臣下たる者の務なり。斯かる亂倫の大亂に至らしめたること全く當時輔弼の臣の宜しきを得ざりしに因るものと謂ふべし。故に其責任の藤氏に歸するや必せり。
- (ホ) 然らば保元の亂は如何にして起りしものか。
- (一) 遠因と認むべきもの
- (イ) 院政の弊。
- (ロ) 藤原氏盛時亂倫の積弊。(藤氏亂倫の争)
- (ハ) 中央に於ける武士の擡頭。

(二) 近因と認むべきもの

- (イ) 皇位繼承の不自然
- (ロ) 忠通と頼長との不和。

教科書の記載文に曰く。

清盛の世に出でし頃にも藤原氏一門の權力の争盛にして(主)ひいて皇室にも御父子御兄弟の間に御不和の事起りき(副)

左大臣藤原頼長はかねてより其の兄關白忠通と不和なりしかば重仁親王を立て奉りて已また權力を得んと欲し(主)上皇にすゝめ奉り(副)

主副の關係を吟味して授くべきなり。喜田博士國史の教育中にも、「保元の亂に後白河天皇と崇徳上皇と御兄弟にて争ひ給ひし事の如き、如何にも御失德の様に見らるれども、是れ全く藤原忠通頼長兄弟の權力争の渦中に御巻き込まれになりしものにして御痛はしきと申し奉るより外なし」と。

遠因(院政)

皇位が天皇の御教旨に出づる能はざるは他に之を制肘せらるゝ所の院あるがためなり。院政は自然の結果として事情止むを得ざるに出でたるものとはいへ、兎に角政治の變體なり。保元物語作者も『脱屣と既に申す上は古き屣（草履の類）の足に懸りて、捨てまほしきを捨つる如くに思しめすべきに結句新帝に譲り給ひて後、又重祚の御望あり、それ叶はねば、院中にて御政務あること、却て道理にも背き王者の法にも違へり、かやうに朝儀廢るれば斯る亂も出来るなりと』却て今度の合戦は前代未聞と申すにや」と歎ぜり。此理の大様辨へ置くべし。

遠因（藤氏亂倫の争）

内覽、關白、氏の長者の權力争奪は久しき以來の藤氏の空氣なり。此の争奪の爲めには父子、叔姪、骨肉相辭せず、互に相陥れんとする亂倫の思想なり。

因に曰ふ近衛天皇は痛く頼長を惡み、反りて忠通を親信し給ひしが、法皇素より頼長を信任し給ふにより、如何ともなすこと能はざりき。斯くて仁平元年正月法皇は遂に左大臣頼長を以て内覽となし給ふ。關白も内覽も、其の職とする所は全く同一なり。然るに今忠通關白たるに、頼長を以て内覽とせしかば、時人之れを怪めりと云ふ。頼長志を得るに及び驕傲益々甚だしく法皇の近

臣をも凌辱さしければ、法皇も漸く之を厭ひ給ひきと云ふ。されば近衛帝崩御の際、繼嗣を誦し後白河天皇を立つるに當り、法皇は忠通の言を用ひて毫も頼長と謀る所無かりしのみならず、尋いで頼長の内覽を罷め給へり。頼長は此に至りて心に不平を抱くこと切なり。因に内覽につきて一言せん。

攝關ならずして、殆んど攝關と同じ職掌のものに内覽と名づくるものあり。醍醐天皇即位の初め、左大臣藤原時平、右大臣菅原道真に命じて、萬機を宣行せしめ給ひしは内覽の初めなり。内覽とは太政官の文書をば豫め内覽して萬機を宣行するものにして、大體に於て攝關、關白と同様なる職なり。されば攝關あるときは内覽を置かざるを普通とす。但し異例あり。特別の場合に限るなり。例せば近衛天皇の朝に藤原忠通關白たるに、弟右大臣頼長をして太政官文書を内覽せしめしが如き之なり。

（遠因）武士の擡頭

藤氏一門は互に源平武士を己の爪牙となし、以て其の武力によりて勢を得んとする形勢となりし時、從來は地方にのみ其の根柢を有し、中央政府所在の地には甚だ微力なりし武士が、漸く京都

に頭を擡んとしたり。斯かる時に際會せしものなり。

第九節 勝敗の因

- (1) 爲朝の獻策及び頼長の拒斥(敗北の因)
- (2) 義朝の獻策採用(是勝利の因)
- (3) 然れども天皇は至貴至尊の御方なり。其の御方に對してはたとひ御父にあたらせらるゝとも御兄に當らせらるゝとも之れに弓を引くものは勝つべき例なきが我が國體の然らしむる所にして所謂天祐を保全して居らせらるなり。要するに勝敗の因は國體の然らしむる所と説くを可とす。
- (4) 天道より見るときは爲朝義平の良策の用ひられざりしは、尤至極の事なりと知るべし
- (5) 太田元貞曰、死棋腹中有勝着の妙語亦味ふべきなり。

第十節 戦況に因みて

(1) 義朝の昇殿

義朝合戦の場には(には)罷り出でて何ぞ餘命を存せん。唯今昇殿仕つて冥途の思出にせんとて押して階上へ昇りければ信西こは如何と制しけり。主上是を御覽じて御入興ありけるとなり。とあるを語めて

一、昇殿が武士の宿願なりしこと。

二、武士が中央に勢力を握る端は「押して昇り」し時に既に開かれたることを明察せしむる料とするも面白し。

(2) 爲朝然諾を重んず。

爲朝の如き其の敗戦たるを知りつゝ奮闘したる等は武士が然諾を重んじたる例なり。

(3) 武士出世の機會

武士が冥々の間に築き上げたる勢力は地方より漸次都へ、下層より漸次上流に押し廣まりて、遂に皇室、藤氏の反目を驅つて戦陣の巻に立たしむるに至りしこと即ち此の亂は殆んど武士出世の機會を與へたることを十分に覺らしむべきなり。否此亂は寧ろ武士によりて始り武士によりて終

りし程武士が思ひのまゝを振舞ひたり。然れども武士より見れば只命を受けて命のままに行動したるに過ぎざるなり。

(4) 亂の結果(亂後の處分)

(1) 發令者は後白河天皇なるも輔弼の臣其の責めを完からしめざりしことよりして種々の不倫事件を惹起せり。曰く

(一)上皇の遷幸 (二)義朝父を討つ (三)朝臣等の死刑。

(2) 然らば其責任者たる輔弼の臣とは誰か。藤原信西其の人なり。

第十一節 義朝論

一、義朝固より父の死を宥めんことを乞へり。

二、天皇既に清盛が忠正を殺したるを以て許し給はず。若し遲緩せば清盛に命じて誅せしめんとのことなり。

三、義朝勅命致し方なく其臣鎌田政家をして之を殺さしめたり。之れ後世義朝を評して不孝

者と爲し或は然諾の精神を極端に發揮したるものなど種々に評せらるゝ所以なり。

四、義朝と父の爲義とが最初より敵味方と分れたることが抑々間違なり。

五、然し斯く成り果てし場合如何ともなし難し。寔に止むを得ぬ次第なり。

六、義朝は己の功勞に代へて父の助命を乞たりと。何故尙一步進めて己の一命にかへて父の助命を請はざりしか。義朝は其のベストを盡さざりし所に議論の種を蒔けりと謂ふべし。其上已むを得ざる場合こそ勅命を重んずるより外なかるべし。

七、其の代り義朝たるものは身を慎み一段の忠義を盡して、父をして死後の恩赦に浴せしめる如き方法を採るが子たるべき者の採るべき道なり。

八、保元物語に其の不孝の大逆、不孝の至極として之を排斥し、孟子の説を引きて

「虞舜の天子たりし時、其父瞽瞍人を殺害することあらんに、時の大理なる皋陶是を捕へて罪を奏した時舜は如何するであらう。大犯を致せる者を父なればとて之を助けたならば、天下の政道正しからず。さりとて形を行はゞ孝行の道に背く明王は孝行を以て天下を治む、然れば只父を負ひて、位を捨て、去らんと」孟子の判断の例にひきて義朝を責めり。

北畠親房の神皇正統記亦この筆法なり。室直清の駿臺雜話にも、親房の論を正しとせり。併し之れは孝を以て第一の道德となす支那の道德論にはあらずるか。我國の如く忠を第一の徳と立つる國に於ては、義朝の救命の手段が不足なりしことは言へるも、若し許されずとあらば、義朝の此の行爲は止むを得ざるなり。大義滅親とは蓋し斯れか。普天の下率士の濱王土に非らざるはなし。

第十二節 保元の亂と板書の仕方

左に記したものは實際教授に便せん爲めに考案したものである、併し前節にも屢々繰返したやうに藤氏の兄弟争を以て保元の亂原を説明するやうにしなければならぬ。板書には後白河天皇と崇徳天皇とが互に對立してあるやうに示したが、其の下に書いてある忠通頼長兄弟の争の渦中に入らせ給ひしことを暗示したまでである。



第四章 頼朝と武家政治

第一節 武家政治の創始者と武家政治の批判

惟ふに武家政治の創始者は平清盛と、源頼朝との兩者をあける必要がある。而して前者は武家政治の基礎をなせしものにして、後者は之れが完成者であるといふことになる。要するに頼朝が京畿以外なる鎌倉に地を見立て、幕府を開き、其所で政權を執つて起つたのが基となつて、遂に六百七十餘年間の武門政治を始めるに至つたのである。武家政治に就いては古來、種々なる評論がある、即ち或論者は名分上からして王權を盗んだのであると頼朝を批難す、之も一應は然か考へられないことでもないが、それ以上武家政治に就いては言ふべきことがあるのである。加藤博士は次のやうに言はれて居る、題目は武家の世は如何なる時ぞといふのであつて史學雜誌に載せられたものである、今その概要を述べてみれば。

(一) 世間一般の人は武家時代といふのは甚だ悪い時代であると思ふ者がある。即ち七百年間の武家の世を日本の歴史から取去つて七百年前の王朝から、直ちに維新の世に附けてしまひたいといふ心持で居る者がある。

(二) 之は單に名分上から見て言ふ所の論で、武家の世が日本開化の上に如何なる關係があつたかを見ない論である。王室が何時までも日本の主權を掌握すべきものを、夫に虚位を與へて武家が實權を執つて來たのは、名分上は甚だよくない。併し國の開化といふことを考へ、又日本の外國に對する日本の利害に就いて考へれば、唯朝廷に對する名分のみ傷つかなければ夫で宜いといふ譯のものではない。

(三) 如何程朝廷を尊崇し、朝廷の大權に服従しても日本の權力が外國に對して振ふ事が出来なければ、何の役にも立たない。名分上は朝廷の權を奪つたのは悪いけれども、日本の開化を進めて外國に對して是程までに國威を輝して居るといふは、中頃武家の世があつたからである。

(四) 尙ほ前から言へば、朝廷の政治は、藤氏が行ひ、藤氏に代つて平清盛が權を執つたけれど

もうまく往かなかつたから頼朝之に代つて、以前よりは一機軸を出して、別に朝廷と離れて新に幕府を開いたのである。それに次いで北條氏があつたから、日本の政治は段々回復して来た、そこで蒙古襲來の事などがあつても、之を退けることが出来たのである。

(五)封建政治の世の中になつて武家が即ち國を治むる義務があるといふやうな精神で、國の安危は武士が負擔するといふやうになつた。其の武士が天下に蔓延してゐたからさういふ風俗が次第に生長して来た。併し武家がさういふ強いものであつたから農工商を壓して恰かも奴隸の如く見做されたから一方からは大變に悪いことであるけれども、決して國の開化の順序はさう思ふやうにうまく行くものではない、徳川時代に至つては、殆んど三百年間の治世に於いて其間に精神上の開化、物質上の開化は非常に進んで来た。それは日本の幸福である。要之、加藤博士の論は、武家政治は名分上ののみを以て論じてはいかぬといふことになるやうである。重野博士は鎌倉文明史論に於いて大要次のやうに謂れて居る。

(一)本來頼朝が兵を擧げたのは、始めは源平の争から復讐同様な事で起つたやうであるけれども、兎も角も、此の六十餘州の擾亂して居るのを見て、是ではいけない。是非共帝室を守護し

王土を安泰にして往かんければならぬと云ふ考を起すやうになつたのである。王朝の末から世の中の亂れた有様は、實に嘆かましいことであつた。それを安泰にして往くには、どうしても頼朝の如き大人物を要したのである。夫れを名分上の議論からして、頼朝の爲た仕事は皆自分の兵馬を肥す爲めのやうに論ずる者があるが、是は從來の學者論と云ふべきである。

(2)成程頼朝は鎌倉に親府を開き、さうして天下の總追捕使、日本の總地頭と云ふ名目になつて我が家人の輩をそれ／＼守護地頭と云ふものに命じた、併し此の頼朝の事業と云ふものがなかつたならば、我が日本國はどうなつたらうか。云々。

と述べられて居る。更に北畠親房の正統記(仲恭天 皇の條)には次のやうに書いてある。

後白河の御時、兵革起りて姦臣世を亂り、天下の民殆ど塗炭に落ちにき。頼朝一臂を振ひてその亂を平けたり。王室は古きにかへるまでなかりしかど、九重の塵もをさまり萬民の肩もやすまりぬ。上下堵をやすくし東より西より其の徳に服せしかば、實朝はなくなりても背く者ありとは聞えず、これにまさる程の徳政なくして、いかでたやすく覆へさるべき云々。とある、之れ即ち頼朝の大功を立てたことを賞し、而して頼朝がなくなつて、三代目の實朝もなくなつたけれども、

其の實朝の後に北條氏が執權職に居り、さうして九代も續いたが、高時をば後醍醐天皇が御誅戮になつて、鎌倉幕府が滅亡した、而して王政の復興したのは目出たいことであるが、此の跡の始末がなくてはならない。彼の頼朝の大功業並に夫を受けての北條氏の代々の功に勝る程の御處分が朝廷になくなくてはならない、然るに復興の政治は、其の處置宜しきを得ないで遂に又天下が亂れるやうになつた、之を慨いて親房の此の言葉があるのである。

大森學士は結論として(一)名分論も大切だが、名分一點張りでは逆も世の變遷の真相を洞察することは出来ない。(二)さういふ見方のみを以てすれば、日本古今の歴史上に亂臣賊子が非常に多いやうに見えるが、古來日本には、眞の反逆者は殆んどない。(三)頼朝は勤王の精神に充ち満ちてゐた。彼の守護地頭設置の事の如きも、王權を奪ふ不忠の事のやうに見えるが、決してそうではない、斯くの如くしなければ、天下の治平を期することは覺束なかつたのである。(四)治平を期することが出来なければ頼朝の功業は勿論のこと日本國家の争亂を引起して、皇室の尊嚴も随つて立つて行かぬことになるのである。之を以て國家を安泰にする爲の政策と見れば、夫が朝廷國家の御爲めと見られぬことはないのである。と述べられて加藤、重野兩博士の意見を贊せ

られて居る。

けれども以上の論は餘りに片手落の論である、餘りに武家政治の價値を強く主張せられて居る様な嫌がある、成程三人の方の意見は今まで省みられなかつた所を主唱せられるのであるからそれでもよいにしても、今少しく分析的批判を試みる必要があるやうに思ふ、名分論上の論者からは異様に感ぜられる所がないでもない、何といつても御互は、國民教育へまでの歴史である以上直ちに兒童に移して行くことは餘程注意しなければならぬ、そこで上記の精神やまた他の多くの意見を参照して武家政治の効果如何に就いて述べてみたいと思ふのである。

第二節 武家政治の効果

(一) 政治上の効果如何

- (A) 政治の紊亂を引直し、人民を味方とする政治が行はれた。
- (B) 従前の形式的政治に反して實用的政治が行はれ、政治に權威あらしめた。
- (C) 我が國家に小統一が出来、維新の大統一の遠因をなした。(王朝の統一は極めてルーズであつた)

- (D) 國防を完うし、治安を保たした。
- (二) 社會風教上の効果
- (三) 經濟上の効果
 - (A) 土地制度の整理發達
 - (B) 産業の奨励
- (四) 文化上の効果
 - (A) 日本文化の建設
 - (B) 王朝文化の皮相を破り新興的な潑刺とした氣分の創造となつた。
 - (C) 宗教の日本化。

第三節 武家政治の批判

- (一) 併し武家政治は本體ではない、飽くまでも變體である。
- (二) 故に兒童には上記の効果の一端を説くにしても『いつかは本體に立返る可きものなる

こと』を理解せしむべきである。

- (三) 武家政治は日本の政體上に於ける一發明であつて、其の原因は實に起る可くして起りたるものである。

(A)攝關
(B)院政
の政治の弊の結果自ら此所に生れたものである。

- (四) 武家政治は恰かも責任内閣の如きものである、朝廷に責めなく武家が責任を負ふものである。而かも朝廷を奉戴することに注意しなければならぬ。従つて最高統一者はいつとも皇室にあることを忘れてはならない。
- (五) 武家政治は其の時代より見れば、非常によい政體であつた。
- (六) 徳川時代の武家政治は批難が多い、足利氏の幕府も亦然りである。何の武家政治も同様に視てはいけない。
- (七) 頼朝の武家政治と徳川の武家政治とは區別して思はなければならぬ。
- (八) 政治の良否に關する批判と、道德の批判とは區別を要する。例へば、頼朝の行爲その

ものと、政治に對する批判とは別にしなければならぬ。

(九) 武家政治は皇室に取りては安全辦なることは先に述べた、皇室に累を及さないで誠に其の時代に取つては、結構な政治である、この點は認めてよい。又兒童に話してもよいと思ふ。

(一〇) 武家政治を武士が政權を盗むなどと評するものは至當でない。

(一一) 國民と朝廷との接觸を薄め國體觀念を薄弱ならしめたことは例へ政策上大切であつたにしろ、甚だ遺憾とする所である。此に武家政治の顧慮すべき點があると思ふ。それがため財力。上皇室の御憂慮人民の勞り等の徒勞を來したことは國運發展上遺憾この上もないといふべきである。

(一二) 要之、皇權を盛んならしめざる憾みは免れなかつた、天皇を強要し奉つたこと、僭上の行のあつたこと等屈辱的の外交を行つたこと等はその缺陷とする所である。

更に武家政治の特色とも見るべきものを考察してみると、(一)攝關政治は先例を重んじ、困難的政治であつたに反して武家政治は簡明直截的である、又將軍と武人との關係を密接ならしめ特

殊な階級(武士)を作つた、又武家時代の教育に於ける特色を考へて見ると、

- (1) 支那の經史を學ぶ。
- (2) 貞觀政要(歴史政治)を愛讀する。
- (3) 群書治要
- (4) 春秋左傳(政治教育の基礎)
- (5) 日本史はやらぬ。

故にかゝる教育思想の下には人格は養成されるが國民たるの資格は出來ないといふことになるのである。

第四節 賴朝に對する批判

賴朝の朝廷に對する態度は實に謹嚴なるものがあつた、即ち彼にありては違勅とか、專横とかいふ行動はない。一言で言へば上皇室に對しては決して不敬な行と認むべきものはない、更に次の五つの事例は之を立證するものである。

- (一) 常に天皇の御裁可を経ることを以て第一要義と心得て居た。(後節参照)
- (二) 泰衡征伐の時も奏請のことは疏にしなかつた。
- (三) 東大寺再建の時僧重源が「君字」を用ひた際頼朝は之を激怒した。(後節参照)
- (四) 平氏追討の際範頼に與へた手紙。

其の書面の中にも、屋島に在します帝の御身の上が氣遣はしいと、繰返し々述べてある。彼の出家や、木曾義仲は朝廷を蔑ろにしたから或は既に滅亡し、或は將さに滅亡せんとするのである。よくよく其の邊の道理を考へねばならぬと言つて戒めた。

- (五) 禁裏、仙洞及大内を修造することを建言し、是に要する經費は、どれ程でも頼朝自身の知行國に賦課せられん事を請うたことがある。

大日本全史に大内修造に關する御教書の請文といふものを次の如く掲げてある。

關院御修理と云ひ、六條殿の經營と云ひ、連日勤仕にては候へども、其事を勤て候へばとて、此事をば更に辭退の思なく候。朝家の御大事と云ひ御所中の難事と云ひ、何箇度候と雖も、頼朝こそ勤仕すべき事にて候へば、愚力の及び候はん程は奔走せしむべく候。

又吾妻鏡建久元年二月二十二日の條に、伊勢大神宮役夫工米の事に關する御教書の請文と云ふものがある。

造伊勢大神宮役夫工米の事、諸國の地頭等未濟なる旨、奉書到來に付、御請文を奉つる。

凡そ仰下さる旨に背き、對捍を致し候はん輩は、重ねて注文にて下知せしむべく候也。朝家御大事に候の上、二十箇年一度の役に候旁々懈怠致すべからず候。此の事のみ候はじ、宣下の旨に背き候はむ輩は、いかにも法に任せて御沙汰あるべく、且又御説に隨ひ抑て沙汰し禁すべく候也。君の御説に背き候はん者をば、家人にて候とても、いかでか其の罪を行はれず候はん哉。頼朝身上にて候とても、不當候はむ時は御勘當も蒙むべき事にてこそ候へ。まして家人輩の事は左右に及ばず候事也。

- (六) 藤原惺窩の神道論に於いて頼朝を次の如く評して居る。

後白河法皇にて天照大神の掟て破れきはまりて頼朝天下をとりて、面には慈悲を施し徳をたつる眞似して心には天下をとり我が身の樂しみを思ひたる因果によつて、其の身は死するところさだかにも知れず、頼朝の子頼家は弟實朝に殺され、實朝は甥の公曉に殺されて四十二年にて子孫滅

び天下を失ひたり。云々。(千代トモクサ)。

之等は全く名分上から批判をしたもので天照大神の掟を重んずべきことを示したものである。

(七) 大森文學士は頼朝は大人物なりとして次の如く述べられてをる。

頼朝の事業に就いては毀譽褒貶の論も少なくないのであるが、兎も角も斯の如き偉人が出たのは、國家の幸であつたと考へる。世の中には頼朝の事業は大江廣元や三善康信の如き者がなしたのであると云ふやうに論ずる者があるが、勿論、康信の如きは、何れも有用の人物には相違ないが、實は自分等の考では、さう云ふ事務の才を備へた人は、世の中にならぬ事はないが、頼朝のやうな大人物は實に得難いと感ずる。今日は教育が普及して人材も多いと言つて居るが、さて總理大臣とか、樞密院議長とかを選ばうといふ段になると、人物が乏しくてなかく、適任者を得られない大臣や次官位の所なれば相當の人を得られぬ事もないのである。即ち彼の大江廣元、三善康信の如き人は大臣、次官位の所であらう、夫を巧に使つたのが頼朝である。云々。

第五節 頼朝の義經に對する態度

(一) 義經に對する冷酷なる態度を採りし理由

(A) 恣に任官昇殿したこと。

(B) 結婚の約(河起重頼の女を正妻の約ありしを當時朝敵なりし平時忠の女を娶る)

(C) 屋島壇ノ浦の戦に専斷の行が多かつた。

(D) 安徳天皇の入水遊ばしたこと及び、寶劍などが海底に沈むを責む。

(E) 腰越狀に自負の色見ゆ(腰越の狀のことは普通書籍に載せてあるから省略)

(F) 土佐坊昌俊を遣はして義經を討取らうとする際に……院宣を奏請し既に勅許とならんとするを見て。

右に對し(A)(E)は義經に於ては勿論悪意はないが義經の不用意の拙難は免れまい。(D)に對しては交戦の結果此に至つたもので、必ずしも責任を問ふの必要はなからん。(F)に對しては頼朝の暴に對する義經も暴を以てしたのである。義經に寧ろ同情するのである。

(二) 結論

(A) 統治上の觀察からは信賞必罰の必要があつた、天下の主將たるには、其の命の嚴守せ

られなければならない。斯かる厳格な態度は單に義經一人のみに對してではなかつた。他の部下にも随分と手強い處置を取つたのである。惟ふに當時は平家の一統が所々に潜在してゐて、うつかりすると、之等の者と合するやうなことがあつては功業の貫徹が出来ず従つて天下を治平にし、皇室を安んずることも出来なかつたのである。頼朝の統治上から見た批判は過半は同情に價するものがある。

(B) 情誼の上の觀察からみれば、功勞のあつた義經をあれ程までにする必要はなかつたと思ふ。此の點に於いては甚だ遺憾に思ふのである。羅山に言はしむれば、天罰の如くに言ひ去る所であらう。

更に古人の批判をみるに、家康は頼朝の處置について稱歎してをる。大日本史は頼朝の罪も亦、已に甚だしい、義經もまた、功を恃んで、專恣の行が多く、善後の策を思はず云々とある。以下掲げるものは余が大正七年の研究に依るもので多少前節と重複する所はあるが参考の爲め掲げることにする。

第六節 頼朝論

頼朝論も種々ありて一定せずと雖も、其の少年(十四歳)にして辛うじて命助かり流謫の身となり居ること二十餘年、遂に起りて横暴無耻の平氏を滅し武士道の開拓者となり、朝政の腐敗人心の萎靡を一掃したる巧績は偉なるものなり。我が國史中偉人として取扱べし。或は武家政治創立に對し或は骨肉を捨てたる薄情に對して異論あり。後者は寧ろ私行なれば論ぜず、前者とても當時の時弊を一洗するには武家政治は實に恰好のものにて寧ろ時處を得たりとして其の識見の高遠を賛歎すべからずや。王政を思はざるは咎なしと言はざれど、攝關政治より院政となりて京都の政治益々腐敗墮落の後を受けてはあの場合王政は却つて國家の安きを保つべからざりしにあらざるか。吾人より見れば武家政治は時弊を掃ひ、時勢に投合したる政治なり。以て頼朝を責むべからず。(以上細目體日本歴史)

頼朝が一八四五年即ち文治元年平氏滅亡の年守護、地頭を置くことを法皇に奏請せし言葉は、平氏の殘黨と義經の類とを調べんが爲めなり。而して其の部下の將士をして天下諸國に配付

し已れ之を總轄し、諸國の國司及び莊園の領主が其の實權を守護地頭に取りらるゝに及びて、自然頼朝は日本の實權を獲得したことに成れり。此を以て史家或は頼朝は天下を盗むと論ず。併し北畠親房の神皇正統記にも論ずる通り、頼朝といへる人、泰時と云ふ人なかりせば、當時の天下は到底治まらざりしならん。當時平安時代より馴致し來れる官兵の無能力は云ふまでもなく、戦亂の後は武士の手を待たざれば到底治むること難し。頼朝が國を平定すると同時に其のベストを皇室に對して盡したりせば、其れこそ鎌足や正成の忠誠にも劣るまじき大忠臣なり。國を治むることと意を注ぎ、自家を先きにして、皇室に其のベストを盡さざりしは批難の餘地あるを免れず。併し當時の亂倫の風潮は今日の如く名分明かならず、藤氏、平氏擅權の後を承継ぎたる頼朝なれば、今日の道徳論を以て其の功業のあるを漂滅し去ることは謹まざるべからず。飽くまでも其時代を背景として論評せざるべからず。

故に頼朝を論ぜんには政治上の頼朝（時勢を背景としたる）と道徳上の頼朝とに分たざるべからず。勿論政治は國民道徳の批判を受くるものなれど時勢上止を得むざるの情態なりしより頼朝に同情する所なかるべからず。飽くまで批判は其時代を汲まざれば公平を闕くに至らん。

頼朝の守護地頭を置きて地方を統治せしことは、當時地方政治の紊亂、朝權の衰微等より推して己むを得ざりしもの且つ開幕以後に於ける施政の方針より時勢の急を救ひたるは功績偉大なりと云ふべし（政治上の良否に對する批判）

然れども皇權をして盛ならしむること能はざりしは遺憾とする所なり。（道徳上の批判）

北畠親房の神皇正統記に曰ふ。

頼朝は更に一身の力にて平氏の亂を平け、二十餘年の御憤りを休め奉りし、昔、神武の御時に宇麻志麻手命の中州を鎮め、皇極の御時に大織冠の蘇我の一門を滅して、皇家を全くせしより後には、比ひ無き程の勳功にや。

と。親房は南朝柱石の臣にして政權の恢復を謀りたる人なれど、猶頼朝の勳功を認むること、此くの如し。頼朝が朝廷にて執り給ふべき政權を奪ひ奉りて、關東に幕府を建てたるは、一大罪惡たるに相違なきも、平氏を討滅して天下を平定し平安時代末期の混亂せる社會を鎮壓し、民心をして歸向する所あらしめ、安んじて生業に就くことを得せしめたる功は滅す可からざるなり。

第七節 武家政治の行はれし地(鎌倉)

頼朝が何故に幕府創立の地として鎌倉に據りしか。

- (1) 關東平野が武士興起後武士盤踞の地として武士間に重要視せられしは義家以前よりの事なり。頼朝は武士の上に立ち武力を以て天下を治めんとす。關東平野を蔑にする能はず。
- (2) 關東と源氏とは從來より深き因縁あり。頼朝は關東に於て旗をあげたればこそ彼の大成功をなしたれ。頼朝に取りては關東平野は實の藏なり。
- (3) 富士川戦後常に鎌倉に在りて天下平定の劃策をなせり。鎌倉は頼朝にとりて最も意味深き故郷にして且墳墓の地の感あるべし。
- (4) 鎌倉は要害の地にして且關東と京都との連絡に對する扇の要の如き位置を有す。當時の諺に、關東八州を以て日本全國に對し、鎌倉を以て關東八州に敵すと稱せり。
- (5) 鎌倉は頼義の頃より源氏にとりては種々の記念地なり。

第八節 頼朝武士道の發揮に力む

- (1) 武士道は開闢以來存續する道德なり。頼朝の創始にあらず、唯元來備はるものを發揮せしのみ。

大略次の如き説明をなすこと。

- | | |
|--------------------------|------|
| (一) 武勇なるべきこと。 | (武勇) |
| (二) 質素に甘んずること。 | (質素) |
| (三) 義を重んずること。 | (節義) |
| (四) 是が爲めには死をも恐れず。 | (節義) |
| (五) 恥を知ること。(人格の確立) | (廉耻) |
| (六) 人としてのなさけ、優美の心あるべきこと。 | (優美) |

則ち之等は君臣の間に行はれし國道なりしも時勢の變遷と共に主家と家臣との間に推移せしものなり。頼朝が鎌倉武士の氣質を奨励するに當り益々發揮せしめたるものなり。

第九節 征夷大將軍

征夷の稱は、東北の蝦夷を鎮定するより起れる名なり。景行天皇の朝、日本武尊が蝦夷を征せしめ給ひしより、屢々征討の事はあれど、征夷の名あるは、元正天皇養老四年、多治比縣守が持節征夷將軍となりしを初めとす。ついで將軍を大將軍と改め、聖武天皇神龜元年藤原宇合を以て之れとなし給ふ。光仁天皇の朝には征夷使を改めて征東使となし給ひしも、桓武天皇の朝、征夷使の舊名に復せり。此の朝大伴弟麻呂、坂上田村麻呂相ついで征夷大將軍たり、大に蝦夷を平け嵯峨天皇の朝には文屋綿麻呂も此の職に補せられき。其後、東北の地大に治まりければ、鎮守府將軍を常置して其地方を治めしめ、征夷の名は自ら廢せり。然るに安徳天皇の朝、源義仲、征夷大將軍に補せらるるに及び其の職は再び興りたれど、義仲が此の職に任ぜられたるは蝦夷を征せしが爲めにはあらで、此の職名を帯びて天下の政權を握らんとせるものなれば、征夷大將軍の意義は、こゝに至りて一變せるなり。而して頼朝が此の職に補せられたるは、全く義仲と同意義に出でたるにて爾來此の職に上るものは土地兵馬の權を一手に收め、天下に號令することとなり、

朝廷にても、其の職を重んじ鎮守府の諸官を廢して置かざるを例としたり。(建武中興の際、北畠顯家が鎮守府將軍となれるは、特別の例とす)

頼朝の家は三代にして亡び、皇族及び藤氏の將軍は立ちたれど、其は有名無實の將軍なれば數ふるに足らず、後世に至りては征夷大將軍は必ず源氏より出づべきことと定まれるもの如く、足利氏も徳川氏も共に源氏より出でて、此の職を世襲したり。織田信長は天下の政權を執りたれど、平氏なればにや、此の職に上らず豊臣秀吉は此の職に上らんと欲して、足利義昭の養子たらんとせしも、義昭は之を背んぜざりければ、此の職に上ることを得ざりき。因みにいふ。頼朝が征夷大將軍に任ぜられしより後、此の職を補任する儀式は大に重ぜられ、足利時代を経て徳川時代に至りて、ますます重要な儀式となりたり。世に之を將軍宣下といふ。朝廷より將軍の宣旨を下さるゝより此の名あるなり。

要するに元は戦亂に際しての一時的の役目なりしなり。宛も新領土に對する、臺灣總督、朝鮮總督の如きか。國內平定すれば當然廢止さるべき性質のものなり。而も此の方針は長く馴致して六百餘年に及びしなり。戦亂時に於ける軍政政治の長く續きしものにして我が國體の上から見れ

は甚だ變體たり。霸道と云ふも不可なけれど。支那などに言ふ覇者とは全く別のものなり。

第十節 参 考

- (1) 法皇に守護地頭設置の許可を奏せるは北條時政なり。朝廷にありては已に地方に莊園國司の配置あるを以て許されざりしが再び請ふに及び遂に許され給ひしものなり。
- (2) 而して此の名案構成者は頼朝方第一參謀大江廣元其の人なり。
- (3) 思ふに朝廷にては先きに清盛、義仲等の横暴に苦しみ武人を恐れ給ふこと甚だしく、殊に此の時、頼朝は先きに朝廷に於て、已を追討するの院宣を義經に賜はれるを憤れる際なれば、今、頼朝の請を容れずんば、如何なる禍を生ぜんも計り難きを以て遂に此に至れるなるべし。
- (4) 壇浦攻撃の際頼朝が鎌倉にありて安徳天皇の御身上を拜察したる、又東大寺の僧重源が頼朝に對し(大君)の文字を用ひし際激怒したる等の事實もあれば其の邊の取扱いは十分の注意を要す(東大寺修繕の際)

- (5) 頼朝天下の實權を握るに當つても皇室を尊重し、苟も政治上の大事に至つては悉く之を朝廷に奏上し天皇の勅許を得ることとせり。
 - (6) 唯頼朝は政策上京都公卿の制肘を受くることの無きため鎌倉幕府に同情ある公卿の中より議奏十人を選びたれども決して萬世一系の皇室に對し奉り尊嚴を冒すやうのこと更になし。
 - (7) 頼朝の業を助けしは京都の公卿の力も與つて大いに力あり武士の次第に據頭する時代となつては自衛上公卿もぢつとして居れず、自ら進んで源平の主將に取り入るに至りしなり。朝廷にありて天皇を輔弼をなす公卿にして斯くの如し。
- 以上の事項を参照すれば大抵教授上の識見は得られるだらうと思ふ。猶實際については拙著人物中心主義國史教育の實際武家政治の起りを参照せられたい。

第五章 政子夫人

第一節 教科書に表れたる政子

頼朝の事業を助けて名聲世に隠れなき夫人政子に就いて一言せざるを得ない、教科書は夙に女性史の必要を認めて、曩には忠誠無二なる和氣清麻呂の姉法均尼を掲げて我が國婦女子の活動の一斑を指摘し大いに反省せしめる所があつた、今夫人政子の歴史上の地位を述ぶるに當り一應法均尼（和氣廣虫）の記載を参照する必要がある、上巻和氣清麻呂の條下に於いて

『清麻呂の姉廣虫も、まごころを以て朝廷に仕へたてまつり、弟と仲よかりしかば、人々感じ合へり。清麻呂の流されし時、廣虫も備後に流されしが、また清麻呂と共に召しかへされたり廣虫はつゝしみ深くして、かつて人のかけ口をいひたることなく、又なさけ深く、棄兒を拾ひ集めて、育てあけたる數八十餘人に及びたりといふ。今廣虫も護王神社に合はせまつらる。』

此の記事を要約すれば次の四項目となるのである。

- (一) 忠誠者としての廣虫。
- (二) 友愛の廣虫。
- (三) 人格者としての廣虫。
- (四) 慈善家としての廣虫。

讀むからに如何にも温かさうな感じがし、自ら敬虔の情禁じ難きものがある、之れ即ち法均尼の法均尼たる所であつて後世に偉大なる感化を興ふる所以のものである。次に政子の記事をみるのに同じく上巻九四頁後鳥羽上皇の課に次のやうに掲げてある。

『源氏の勢おのづから衰へたり。然るに頼朝の妻の父北條時政は、頼朝が始めて兵を挙げし時より之を助けて力をつくし、幕府を開くに及びては、おもに其の政治にあつかりしを以て、其の勢甚だ強くなれり。されば、頼朝薨じて長子頼家將軍となりしが、時政のために廢せられ、頼家の弟實朝職をつけり。頼家の子仲公曉、實朝を怨み、實朝が、鶴岡八幡宮に參詣せし時、ひそかにうかゞひよりて之をさし殺し、公曉もまた時政の子義時に殺されたり。こゝに於て頼朝

の子孫全く絶えたれば、義時は京都より頼朝といさゝかの血縁ある幼主を迎へ、みづから執權となりて、幕府の權をもつばらにするに至れり。』

之を見ると政子のことは表面には一寸とも出てゐない、唯『頼朝の妻』と示してあるだけで主眼とする所は北條時政、北條義時であることが分る。けれども右の記事の内容の過半といふものは、政子の歴史に結び附けることも出来やう又之れに附説して政子の話をする事も可なりである。そこらは教師の考一つで如何やうともすることが出来る。殊に女兒を受持つ程の教師であれば、必ずや談政子の事績に及ぶだらうと思ふ、教科書は必ずしも固定的のものではない、活用すべきものである、教科書が政子の事績を掲げないのは種々なる理由があると思ふ、今一言の推測を以てしても(一)横の關係がひろがり過ぎて史實全體の體系を失ふため(二)兒童の負擔を増すため(三)政子が普通の婦女子でなく従つて大局から見ても一般的に推奨し、之を模範人物とするに考慮すべき點を含む。等の理由が認められるが、併し教科書の態度は必ずしも限定してはゐない適當に附説する餘地を與へられて居るのである。廣虫の人格と政子の人格とは非常な相違である、前者を淑女とすれば後者は才氣英發の女丈夫である。皮肉を言へばオテンパ的であつた。兩

者の性向は極端に違つて居るが共に偉大な事業に關與し貢獻する所があつた。また後世の婦女子を啓發する所が多かつたのである、斯かる女性は固よりその個性の然らしむるところではあらうが、またその時勢の産物たることを思はなければならぬ。惟ふに兩つの性向は一人格に之を具備することは到底望まれない所であるが、共に範とするだけの意氣がなければならぬ。殊に現代婦人の如く意思薄弱にして輕浮なるものは政子の長を學ぶがよい、又あまりに男性を發揮し、婦女子の特性を脱し一見氷の如き冷かなるものは温順仁慈の人格者法均尼を學ぶがよい。今回の震災に際しても、淑女は内に裁縫を勵み、或は繡帶を作り、或は病者を勞り慰めた、反之英氣才發的な婦人、オテンパ式の婦人は出で、配給の作業に従事しつゝ寄附の勸誘に努力した。共に贊稱に價する、如斯にして老若の罹災者は多く救はれたのである、その爲す方面は異なれども、共に社會的の事業に従事して世間の注目を惹いたのであつた。此の意味に於いて偉人政子の歴史を適當な場合に適當に附説することは人格の修養上將た婦女子の識見、理想を琢磨して行く上に於いて意義あることと思ふのである。

第二節 政子夫人論

先づ結論から述べてみれば政子は次の五つの特長があるやうに思ふ。

- (一) 政治的手腕家である。
- (二) 意思の人、理性に勝つた人。
- (三) 夫の意思、夫の事業を何所までも維持せんとした人。
- (四) 修養の人。
- (五) 才氣英發の人。

(一) 時代と人物に表れた政子

笹川臨風氏の時代と人物中には平政子と題して可なり思切つて政子を論じて居るが、今其中で政子の性格を表はして居るもの、又教育の實に供すべき事柄を蒐輯してみると、

- (A) 才氣煥發した人物。
- (B) 男勝りの勝氣のある才鋒鋭利、快活に、無暗に氣の利いた人。
- (C) 變に臨みて動輒せざるの素養あり。
- (D) 極めて達識の所あり。
- (E) 冷靜に回顧し、判斷するの餘裕と能力とあり。
- (F) 彼は意思を以て能くその情を抑へたり。
- (G) 彼には兒女の情なるものはなかりき。
- (H) 尼將軍として坂東武者を操縦活殺し得たる所以のものは、實に此情を缺きたればなり。
- (I) 能く意を以て情を制するにあり。
- (J) 夫の死後に於て他の指笑を惡むこと蛇蝎の如し。彼の女は安じて政治をその子に委するに堪へざるなり。政子對頼家は實に此等の事情ありたるなり。
- (K) 頼朝死後頼家教養の任あるべき政子としては手ぬかり千萬と云ふべし。
- (L) 母(政子)の歎きは権力の維持、生家(北條)の盛榮に依りて慰め得べきなり。(頼家の死)
- (M) 彼が此際に於ける態度(頼家事件)は女ながらも人に將たるの技倆あり。彼の女はどこまでも情の人にあらざればなり。

(N) 彼女は負けぬ氣の女なり。彼の侮を買ひ日陰者として祭り上げらるゝは其堪ふる所にあらず、彼女はいつまでも、權勢維持を欲し、内外の尊重を受け、亡夫の遺業を紹ぐことを欲したるなり。従つて彼女は生家北條氏の繁榮を希ひ之を後援となさざるべからざるなり。彼女の愛兒につらかりしは、其嫁を嫉みたればなり、換言すれば、其外戚を嫉みたればなり、外戚が權勢を得るを恐れたるなり、新外戚の權勢を得るは舊外戚の權勢を離るゝ時なり。舊外戚の權勢を離るゝは自家の權勢失墜の基なり。是れ勝氣ある彼女が最も恐るゝ所なり。

(O) 唯々頼朝死後の彼女が他の輕侮を受くるを欲せざりし故なり。女ながらもやり通して見んと欲する抱負あり。

(P) 天下の重きをなして垂簾政治の美事なるを示さんとする虛榮心あり、加ふるに生家に厚き婦人の私利心あり、斯くして北條氏はその最も旨き汁を啜り得たる也。

(二) 吾妻鏡の評

前漢之呂后同而令_レ執行天下_一給、若又神功皇后令_レ再生_一令_レ擁護我國皇基_一給歟とある。其の

意味は前漢の呂后と同じくして天下を執行し給ふ。若くは又神功皇后再生して、我國の皇基を擁護し給ふかと。いふので對稱は穩當を闕いでるが、創業時代に於ける鎌倉幕府の政子の地位と實力とを能く表現してをる。

(三) 大日本史論纂の評

父命を受けずして頼朝に走る。本既に正しからず。頼朝使を遣して頼家の射藝をほこれば政子一言にして之を折す。猛將豪宗首をふして命を聽き……政子が善く英雄を馭するの致す所。女丈夫と云ふ可き也。云々とある。

(四) 樵談治要の評

樵談治要に『貞觀政要といふ書十卷を蒙家の長卿といひし人に、和字にてかゝせて天下の政のたすけとし侍りしも、此二位尼のしわざなり。』とある、實に政子の天性に加ふるに此の修養心掛けがあつたことは更に偉大なる政子を出現せしめた所以であつて、そこには幾多の教訓味を含んでをることを洞察しなければならぬ。

第三節 富士の巻狩に表れたる政子

富士野の狩に幼君頼家珍しくも鹿を射止めたので、頼頼は喜びに堪へず、早速、梶原景高をして之を政子の許へ報じた、頼朝はその喜びを分つため態々使者を立てたのであつたが、政子は曰く、

『小さくとも頼家は將軍の子である、武將の嫡嗣となりて原野の禽獸、しかも僅か一匹や二匹の鹿を獲たりとて稀有の事ではない、それを故らに使を立てるとはその意を解することが出来ぬ云々』

使者も定めて驚いたことであらう。成程常人とは違つて居る、洵に偉い所がある、笹川臨風氏之を評して、夫の浮氣に對しては煩悶し、狂熱の情燃ゆるが如き彼も、自己の利害以外の情に對しては、殆んど冷酷水の如かりき、所謂彼には、兒女の情なるものなかりき。と評してをるのであるが、余は此の一事に對してはさ迄思はない、そこは却つて政子の賢明を語るものであらうと思ふ、故に此の鹿狩に就いて兒童にでも話すとすれば婦人であるが、中々しつかりしてゐる、子

供に對して決して決して甘味は見せなかつたとして之を積極的の教訓にしたいと思ふのである。自分としては未だ此の語の真相は知ることが出来ないが、主觀的にはそうしか受取れないのである。三千世界に子を持つた親の心として我が子悪しと思ふ者が誰れあらうか、まして將來將軍にもなるべき頼家のことであるから、分けて嚴格なる教訓を必要とする、そこは武人の妻であるから所謂硬教育をやつたものであらう。斯う了解しておきたい、それであるから教科書の富士の巻狩の挿畫を説明する際には、挿畫の鹿にでも結びつけて話せば、よい教訓とすることが出来るやうに思ふのである、殊に女兒を受持つ教師には、此の心掛が必要である。これ今回の教科書が、活殺自在偏に教師の手腕にまつといふ大慶の反映である。因にいふ、頼家は幼少の頃より弓馬の道に達し世に稀なる手利であつたといふことである。十二歳の時、父に従つて富士野に狩して一矢に鹿を射止めたいふ話は多分右に記した事實を指したものであらう。

第四節 承久の役に表れたる政子

出師の表を見て泣かぬものはないといふが、承久の役に際し政子が武將を誡めた雄々しい言々

こそ實に時の武將の心を動かし潛然として其の去就を決せしめたのである。此の一事は眞に政子の政子たる所以を證據立てるものである。承久軍物語によれば、

『いかに侍どもたしかに聞け、日本國の侍は三とせの大番とて帝都を守護する事、一期の大事とおもひ、家の子郎黨まではれやかに出たちて上ると雖ども、三とせの在京に力盡き、國に下る時はかちはだしにて歸りしを、故右大將殿これを憐ませ給ひ、三とせを六月につゞめ分に随ひ、人のたつせるやうに支配し給へば、喜ぶ事限りなし。斯かる御なさけ深き御志をも忘れ参らせ今度京がための御方仕らんか、

唯今たしかに申されと。』と、此の一語によつて去就は決せられたのである。鎌倉に重望ある尼將軍の一言に誰かは違背するものがあらうか、此の一事は吾人に何を暗示してをるものであらうか、こは無論政子の偉大を示し其の權勢の脅ならぬことを示して餘りあるのであるが、更に思ふべきは、當時代の武將が如何に國體觀念、大義名分の心掛に闕けてゐたかを示すものである。武家政治の弊はまた此の一事によつても知られるのである。教授者よろしく此の點に深き注意を拂はなければならぬ。今日の兒童であるならば、例へ三尺の童子にして未だ、就學の途に上ら

ざるものにしても、皇室の尊きことは能く心得てをる。政子の此の一言により、都將の去就が決したかと思へば、身の毛のよ立つ思がするのである。思代思潮！教育の力！の偉大なると思しき今さらながら身に滲むを覺える次第である。今若し武家時代の教育の中に我が國體を辨ふるに足る教科たとへば、國史の一科が加へらるるならば、斯くの如きことは無い筈、然るにこれあれば國體觀念があまりに明瞭になり、その結果、武家政治の不成立、滅亡を來すに至らん。されば努めて支那の歴史！貞觀政要、春秋左傳等が愛讀さるゝに至るまた止むことを得ない次第である。恐るべきは教育の力思想の力である。大森學士は政子の諭示と題して同著の中に次のやうに掲げて居られる。

『皆心を一にして承はるべし。是は我が最後の言葉である。故右大將軍が朝敵を征伐し、鎌倉幕府を創立してから此の方、朝廷の御恩は一方ならず山よりも高く海よりも深い事であるから是に報ゆるの念も固より淺からぬ次第である。然るに今逆臣の讒言に依つて、非義の論旨を下された。就いては先將軍の恩を思ひ、武名を惜しむ暇は早く秀康胤義等の讒人を討取り、三代將軍の遺蹟を全うするが宜しい。夫とも院中へ参らうと思ふ者があるならば、唯今明白に申切

れ』云々とあつて最も情と理とを盡したものであつた、之を聞いて群參の將士等いたく感じ、一時涙に咽んで返事の仕様もなかつた、かくして一同命を棄て、恩に報いようと誓つた、とある。此に情と理とを説いた所に政子の個性があらはれて居る。

第五節 頼家を訓誡した政子

或時、頼家の臣のものが、或事件からして頼家を恨んで居たことを聞いて、之を誅戮しようとした事があつたが、此の際、母の政子は非常な心配をしてその臣の家に行き種々なだめることをし、且人を遣して頼家を誡めたことがある、その時の言葉に、頼朝公が薨去してがら未だ幾程も立たぬに、姫君も早世し、重ね々不幸である所へ、鬭争を好むといふは何事であるか、殊にあの臣下（實は安達景盛）は度々手柄があつたので先人も常に憐憫を加へてゐたのである、今輕卒に誅戮をなすが如き事があつたならば、必ず後悔を招くに違ひない、若し強いて追討をしようとするなら、我は先づ其の矢に中りたいと思ふと言つて之を止め、翌日更に誠めて言ふのに、昨日景盛を誅せんとしたのは粗忽の至りである、凡そ此の頃の有様を見るに、海内を治むべき所の

所爲とは見えない。政道に倦み民の憂を知らず、人の誹をも顧みない有様である。また召使うて居る者も賢哲の輩でなくて多くは邪佞の輩である。又源氏の人達は右幕下の一族であり、北條は我が親族であるから先人も情けを加へられたのであるが、今は彼の輩に對しても優賞はなく、且つ何れも實名を喚び捨てにされるなども甚だ殘念であると懇切に訓誡を加へたといふことである。これに依つて見れば、政子の精神のある所は能く覗はれるのである。夫の功業を失墜せざらんと欲したる點等見え透くやうである。同時に頼家の濫行を誡めた母としての至情も分るのである。

第六節 兒童に傳へんごする政子夫人

然らば兒童には如何なることを傳ふべきであるか、これ吾人の最も注意を要する所である。余が實際経験したことを以てすれば次の五つの事項位は是非附説したいと思ふのである。

- (一) 政子は大變しつかりしてゐた、夫が亡くなつた後でも、能くその事業を紹いで行つた話
- (二) 政子の後天的方面に就いては、修養の方面の政子を説くのである、即ち前に述べた假名書の貞觀政要といふ書物を愛讀して之を政治の實際に應用した話。

(三)小成に安んぜず、常に我が子を勵した例としては富士の巻狩の際、鹿を射止めた時の話
(四)夫の意思、夫の事業を大事と心得た話。

(五)意思の強かつた政子の話。

先づ大體右の五つで可からうと思ふ。消極的の訓誡としては政子の短所を話さなければならぬのであるが、茲では強いて話す必要はない、前にも述べたやうに、前には天照大神、天鈿女命、皇后磐之媛、神功皇后、光明皇后があり、今また女丈夫の政子の話がある、之等の話を通して兒童の感得する教育的効果は甚大なるものがあるであらう。現代婦人を奮起せしめたるものは、西歐の婦人のみによつて啓發されるのではない、遠く我が國の歴史に溯り、其の健氣なる活動、節操の正しい行、社會的地位の如何なるものであつたかを知ることによつて眞に我が國民としての婦女史の覺醒がある。今度帝國教育が藤岡繼平先生を聘して我が國に於ける女性史の講習を開かれたことは此の意味に於いて多大の裨益を與へられたことと思ふ、先生は申すまでもなく此の道には極めて造詣の深い方であつて、本邦に於ける國史界の一大權威である。特に女性史には精通されて居る、恐らく先生の右に出づる人はなからうと信ずる、夙に先生は婦女教養には非常なる

熱誠と興味とを以て日夜研鑽を積まれて居る、同先生の著になる中等歴史教科書の如きを見ても男子には男子に適合するやう、又女生徒には女生徒にそふやうに教科書を編まれて居る點などは實に敬服すべきである、小學校の國史教授にしても男女の性の異なるに従つて適宜教材選擇の上に考慮を要することは勿論のことである、況して中等學校の教科書に於てをやである、此に先生は見る所があつて夙に成著を見ることの出来るのは本邦女子教育の上の一卓見である。本章は女性教授と最も關係深きを以て一言附記した次第である、十年程前に澁澤翁が

新しきみに色ませ梅の花

むかしながらの香に匂ひつゝ、

と詠ぜられたのは意味の深遠なるものがある。

國史教育者は下の句『むかしながらの香に匂ひつゝ』には特に注意をする必要がある。兎角に現在には新しきみにのみ即極く悪し様に言へば猪武者的に闖進するのみである。顔をうつして脊をうつさぬと言つた弊がある。少しは氣をつけなければならぬ。

第六章 承久の變

第一節 道德的批判

教科書(上卷)九六頁に承久の變と題して書いてある、其の後半に『武人天皇の思召にそむきみだりに兵を擧げて京都をおかし、あまつさへ、天皇を廢立し三上皇を遠島にうつしたてまつりしが、如きは、かつて例なき大事變にして義時の無道こゝに至りて極まれりといふべし』とある。これ即ち承久の變に對する道德的批判で義時に對して大筆誅を加へた點である。それと九八頁全部が、最も力を入れて教授しなければならぬ所であるが、成るべく同種の材料を載せることは紙數の關係上省略したいと思ふのであるが、左の研究は何うしても捨てる氣にはなれないので少し古い研究物ではあるが、此に特に掲げることにした、兎に角右に述べた教科書の本文を能く注意して取扱はねばならない。消積的ではあるが國體觀念を涵養して行く上に最も大切なる所である。

第二節 承久の亂の着眼

(一)官賊二軍相戦ふに於ては官軍の勝利となるを以て原則となし來れり然るに今回の戦に於ては長くも官軍の敗となる。

(二)之れ如何なる理由に基くか。

(1)時を得ざりしこと。〔北條氏の勢威旭日の如く關東武士を壓服し居たること。〕

(2)官軍寡少なりしこと〔賊軍(十九萬)官軍(五萬三千)(僧兵を加へて)〕

(3)地の利を得ざりしこと。

(4)官軍に良將帥なかりしこと。

(5)朝臣中賢明勇武の良輔佐なかりしこと。

されど之を要するに京都にありては毫も鎌倉の眞の情勢を知るものなきに因る。傳ふるによれば上皇兵を擧ぐるに際して、義時の部下の將士千餘人に過ぎずと奏するものあるや、之を信じ給ひ

て喜ばせ給へる如き、又愈々十九萬の大軍至ると知るや、必ずその虚に乗じて義時を誅するもの出づと樂觀したまへるが如き此の一例なり。何ぞ知らん、鎌倉にありては之れ一に武家政治を顛覆せんと企つる野心家が譏して以て茲に至るとなし、武士の面目を保つ此の一舉にありと（政子の訣別の辭によりて）各人等しくひしめき起てるを。

北條氏が東海（泰時、時房等）東山（武田信光等）北陸（義時の弟朝時等）の三道より進み來る有様を説かば、戦の細々しき所は説かずとも勝敗の如何は直ちに分るべし。（但し上皇の親政如何によりては勝敗反對となるべけれど、其れなき限りは一目否一聞瞭然たり）戦の第一線は（尾張、美濃、越中、礪波山）なり、第二戦は（宇治、勢多、淀）なり。二度とも官軍は殆ど一たまりも無し得ず賊軍をして易々京都を犯すを得しめたり。遺憾骨髓に徹すと云ふべし。

(三) 當代の思想界

(1) 皇威下に周からず。

皇室よりも高き天道の力を借りる時代にして天皇のこと一般人民に分り居らざりしなり。以仁王の令旨中にも「人力の構を馮むに非らず。天道の扶を仰ぐ所なり。」云々。

(2) 幕府の根柢固し。

尼將軍政子諸將を集めて曰く「故右大將平氏を討ちて大業を創む。關東の將士、誰か其の恩を仰がざらんや。而して今朝廷譏臣の言を信じ東伐の院宣を下さる。苟くも名節を惜しむの輩は早く秀康、胤義（官軍の將）を討ちて三代將軍の遺跡を全うすべし。然れども若し院宣に應ぜんとするものあれば即今之を決せよ」と。一人として命に應ずるを拒むものなく涙を振つて従軍を乞ひたりとぞ。以て當時の名分の如何に素れ居たるかを推察し得べく、一つは以て如何に源氏の根柢の深きかを知るに足るべし。疾風迅來拾九萬の軍勢、三道を分けて進むの光景は如何に幕威隆盛の時なりしかを洞察するに難からざるべし。然るに朝廷にありては官軍五萬の勢あれば大丈夫なりと思惟し居たるは是れ全く輔弼の臣の不明に因らずんばあらず。而して又賊軍の義時、泰時等に匹敵するに足る良將帥のなかりしは敗因の重なるものなり。而して時勢は、鎌倉幕府昂進の時機にして人心未だ名分に暗き時なり。官軍の敗せしは實に奈何ともし難し。

(四) 輔弼の臣の責に屬す

斯かる時斯かる企劃を敢てなさしめたるは輔弼の臣の不明不識に依るものにして全然臣下の責に屬すと云ふべし。一言にして言は京都に良參謀家の存せざりしに依ると云ふべし。更に言へば斯かる時斯かる企を遂行するに當りてお諫め申す明あり知ある臣下なきに依ると云ふに得べし。

第三節 北畠親房の承久亂批評につきて

頼朝勳功は昔より類なき程なれど、ひとへに天下を掌にせしかば、君として安からず思召けるも理なり。況や其の跡絶えて、後室の尼公、陪臣の義時が世になりぬれば、彼の跡を削りて御心のまゝにせらるべしと云ふも、一往の謂なきにあらずと、先づ後鳥羽上皇の御企に同情しながら然れども白河、鳥羽の御代の頃より政道の古き姿漸う衰へ、後白河の御時兵革起りて姦臣世を亂り、天下の民ほとほと塗炭に落ちにき。頼朝一臂を振ひて其の亂を平けたり。

王室は古きに復るまでなかりしかど、九重の塵も治まり萬民の肩もやすまりぬ。上下堵を安くし、東より西より其の徳に伏せしかば、實朝なくなりても叛く者ありとは聞えず。是に勝る程の

徳政なくして、如何で容易く覆せざるべき。たとひ又失はれぬべくも、民安かるまじくば上天よも與みし給はじ。次に王者の師と云ふは、咎あるを討じ瑕瑾(きず)なきをば減さず。頼朝高官に登り守護の職を賜ふ。是れ皆法皇の勅裁なり。私に盜めりとは定め難し。後室其の跡を計らひ義時久しく彼が權を取りて、人望に背かざりしかば、下には未だ瑕瑾ありとは云ふべからず。一往の所謂(いわれ)ばかりにて追討せられしは、上の御咎とや申すべき。謀叛起したる朝敵の利を得たるには比量せられがたし。斯かれば、時の至らず、天の許さぬ事は疑なし。

と論ぜり。と即頼朝が盗みしにあらで、法皇がお授けになりしものなり。故に天下の人民が安んじて居れば夫れにて宣しきなり。よしや政權を取り返し得たりとて「民安かるまじくは上天よも與みし給はじ。」と論ぜり。

第四節 國史の教育中に表はれたる承久の變の説明

(前略)斯く言ばとて、武家の政權を擁して居た變態を以て正理だと云ふのではない。殊に承久の亂に於ては、特別の研究を要するものがある。明治に武家政治を廢したのは、もはや其の變態

が不必要になつたから廢したのだ。必要の時機には存し不必要となれば廢す。是れ實に至當な事である。所が承久の時には未だ尙其の必要があつて、之を廢する場合に行かなかつたのである。北條義時も其の初めは敢て萬乗の君に對し奉りて、甚だしき不敬を加ふる意志はなかつた。唯後鳥羽上皇の御企の爲に、折角平和を得て居る現状を破る様な事があつてはならぬといふ所から直に大兵を京都に差し向けたのである。此の時、其の總大將泰時は「若し至尊が軍を率ゐて御親征になつたならば如何すべきか。」と問うた。之に對して義時暫く思案して、「若し乘駕御親征の場合には最早それまでだ。胄を脱ぎ、弓を弛め、如何様とも御處分を仰ぎ奉るべきものである。併しながら、將士が兵を率ゐて向つて來たならば、生命を捨て千人になるまでも戦へよ。」と命じたのであつた。不幸にして後鳥羽上皇の御親征がなく、幕軍京都に入つては勢の赴く所大河の決するが如くて、遂に三上皇を遠島に遷し奉るの大不敬を働くに至つた。

是れ實に時の勢であるとは云へ、如何にも恐れ多い事で、義時の罪は萬死をも容れないのである。初めに有した尊皇の意も是に至つては帳消しで、よしや假りに承久の亂が上皇の御過失であつたとしても、之を遠島に遷し奉るに至つた義時の罪は十分に筆誅せねばならぬ。幸に泰時の仁

政により、幾分父の罪を償ふを得たりとした所で、義時の罪はどこまでも罪である。君の馬前に胄を脱いで降服するの初一念がどこまでもあつたならば、斯る不敬はあるまじき事である。如何に武家政治の必要を認むるとも、之を以て義時の罪と混同してはならぬ。

寔に明快適切なる説明と云ふべし。猶實際兒童に傳ふるには如何すべきか。

第五節 兒童に傳へんとする承久の變

我が國は萬世一系の天皇が統治し給ふが本體である。又斯くなければならぬ國柄である。しかし長い歴史の間には時に變體の事あるは奈何とも致し難いことである。平安時代より藤原氏權を恣にし天下の政治亂れ地方に武士興起を見るに至り遂に保元平治の亂倫の戦亂が生れた。續いて源平の大戦争となり、諸國には武士といふものが起つた。之を統御するには武士の大將を以てして所謂軍政政治をしなければ、百姓も安んじて田を耕す事が出來ず商工も其の生業を勤むる事が出來ない。其の大將となつたのは頼朝であつた。これが爲に日本はよく治つて居る、源氏は北條氏の爲めに亡ぼされたが北條氏が頼朝の祖法をついで、質素尙武の政を布いて居たので、天下は

よく治つたのである。時勢の要求は今暫くは此の武家政治といふものが必要である。京都に在します天皇は實権をおとり遊さず。御不満足であらせられた。早く我が國の本體の政治にかへさうと遊ばされたのであつたが、當時の狀勢は實力で抑へつけるより外に仕方ない。

其の實力は依然鎌倉にある。其の實力を朝廷におとりかへしになるまでには未だ餘程の時日がいつた。其の時勢を天皇なり上皇に申し上げ奉るよき臣下が居なかつた爲に斯かる大亂が起つて恐れ多いことになつたのである。しかし、我が國民としては其の將軍や執權職にあるものは天下を治むると共に何をさし措いても先づ皇室の御安泰を計るべきが第一である。皇室の御満足を遊ばすやう萬民を牽りて率先して忠勤の道を勵むべきである。頼朝や、泰時が此の舉に出でなかつた事に對しては當時名分がみだれ居た時勢なりとはいへ罪なしといふことは出来ない。義時に至つては最早其の罪をいふ言葉を知らない。

併し彼れ義時と雖も日本に生れたものである。徹頭徹尾の悪人ではない泰時が途中より引きかへし來り、『萬一上皇錦旗を押し立て、陣頭に表はれ給はば如何すべきか』との間に對し「其時は已むを得じ胃を脱ぎて降參せよ」といつたとの話がある。皇室を尊むべき事は知つて居つたには相違ない。併し、何等の狂氣ぞ人臣として天皇を廢し、三上皇を遠島に遷し奉る舉を敢てすることとは古今類なき大逆我が國史上の一大耻辱、八つ裂にしても物足らぬ感がある。と説きて可ならん。

第六節 取扱上注意すべき事ども

(1) 義時すら尙皇室に敬意を表せしこと前述の通りなるが之を以て義時の罪を蔽ふが如きは甚だ宜しからず、却つて之の資料を以て義時の不忠に對する攻道具となすことを忘るべからず。

則ち泰時に對して言へる『其時は已むを得じ云々』の如き言あらば如何で三上皇を遠島に遷し奉るが如き不忠を敢てなせしか。と云ふやうに説かざるべからず。

(2) 承久の亂當時に於ては未だ軍政を廢する時機にあらざりしことを知らしめよ。親房の『時至らず天許さず』の言は能く之を表はせり。則ち王政を以て民を安んじ得るまでの準備の整はざりし時代なりしなり建武の中興は一旦成功したれども未だ此の準備不十分な

りし爲に前門の虎を防ぎ得て後門に狼を招き遂に姦臣の乗する所となりしなり是れ亦軍政撤去の時期にあらざりしなり。南朝の諸忠臣は一意王政の復古に努めたり。其の誠意寔に諒とすべく、其の所爲欽仰すべきなれど、時至らずして、南風常に競はざりしなり。それより後五百年にして、始めて完全に軍政は廢せられたり。蓋し朝廷十分の御徳を備へられ、以て自ら天下を安ずるの準備十分にして軍政を要せざる時期に達し居たればなり。輔弼の臣にして其の期の至らざるを知らざりし罪は實に大なりと謂ふべく、其の責は歸して輔弼の臣にあり。

(3) 結果につきて左の四項に分ちて語るべし

- 一 上皇の謀に與りし朝臣武士を或は斬り或は流す。
- 二 三上皇を遷し奉る。
- 三 天皇の廢立を行ふ。
- 四 六波羅探題を置く。

謀に與りし人々の使明

朝 臣

- 一 大納言藤原忠信(淀の將) 妹が實朝に嫁ぎしため越後に流さる。
- 二 中納言藤原有雅(宇治の將) 鎌倉に押送途中斬らる。
- 三 權中納言藤原光親(同)(始め上皇を諫めたり)
- 四 參議藤原信能(同)

武 士

- 一 三浦胤義(尾濃の將) 後京都に自殺。
- 二 山田重忠(勢多の將) 嵯峨にて自殺。
- 三 鏡久綱(美濃にて戦ひ) 敗れて自殺。
- 四 佐々木經高。子高重(自殺)
- 五 佐々木廣綱(自殺) 子(斬)

(4) 承久の亂源につきて遠因近因の二あり。適宜附加して語るを可とすれど此こには載せず

第七章 建武の中興

第一節 當時代の思潮と教科書

教科書後醍醐天皇の課に、『天皇兵庫に在りたまひし時、義貞の使來りて鎌倉を平けたることを奏せり。正成また兵をひきゐりて迎へたてまつる。天皇正成を御そば近く召されて、其の忠孝をほめたまひ、之を前驅として京都にかへりたまふ。時に紀元一千九百九十三年（元弘三年）なり。これより天皇御みづから天下の政を行ひたまひ、護良親王は功によりて征夷大將軍に任ぜられ、尊氏、義貞、正成、長年等も皆それ〴〵恩賞をかうむれり。こゝに於て政權再び朝廷にかへりしが、此の時年號を建武と改めたまひしかば、世に之を建武の中興といふ。』といかにも正々堂々の氣分が漲つて居る、復興の曙光は既に挿畫『正成が兵庫に天皇を迎へ奉る圖』に於いて輝いて居る威風堂々六月の五日に内裏へ御還幸遊ばした盛んな光景は實に行文の一語〴〵に認められる、殊

に次の日曆をみれば一層天地や正大の氣に充つる次第である。曰く

元弘三年三月二十三日〳〵主上行宮を出でさせ給ふ六條忠頼只一人とはいへ滿腔の熱誠を以て供奉して居る、夜中に伯耆名利の湊に御着、忠臣長年が出迎へる。

四月十六日〳〵尊氏入洛（三月二十七日鎌倉出立）

四月二十七日〳〵尊氏丹波篠村に入り歸順す。

五月七日〳〵六波羅陷る。

五月八日〳〵義貞上野數田に舉兵。

五月十八日〳〵義貞鎌倉に攻め入る。

五月二十二日〳〵北條氏滅亡則幕府の滅亡（但し全國の武士は亡びず）

五月廿三日〳〵天皇船上山を御出立。

六月二日〳〵兵庫に正成鳳輦を迎ふ、同日義貞の捷報至る。

六月四日〳〵京都御着、東寺に入らせ給ふ。

六月五日〳〵目出度内裏へ御還幸。

然るに僅か三年ならずして中興の業は半にして崩れた、此の様を教科書楠木正成の課に次のやうに書いてある。

『鎌倉幕府倒れて政權朝廷にかへり、朝廷の御威光再び盛になりしも、武士の中には久しき間幕府の政治になれて大義にくらく、朝廷の賞罰に對して不平をいだきかへつて武家政治を喜ぶもの少からず、足利尊氏はかねてより將軍とならんことを望みたりしかば、これ等不平の武士をなつけて、其の野心を果さんとせり。云々』

中興の理想は申すまでもなく政權を悉く朝廷へお收めになる所にあつたのである。かくて攝政關白を廢し、又征夷大將軍をも置かれず天皇御親政といふことになつた、然れども、大化改新の如く郡縣の制にまで立還す譯ではない、まだそこ迄は進んでゐなかつた、當時の時勢からは到底出来るわけのものでなかつたのである。けれども武家政治の變體政治から生るゝ種々の事件に軫念し給ひ、武家政治を廢して公家一統の政治になさうとしたのである。

但し此理想の實現はほんとの束の間、僅かに其曙光をみたるのみで此にまた中興政治は亂れたのである、然らば之れは如何なる理由に基くものであらうか、之れは教科書に示してある態度が

最も兒童に適切であらうと思ふ、けれども教ふる者は十を知つておく必要がある。特に中興政治のみだれた原因を説くには非常な難點がある下手に説けば天皇の御英明御聖徳を損ふやうなことになる、深く注意を要する。以下節を分つて述べることにしよう。

第二節 王政復古の三運動

これは云ふまでもなく次の三つを指すものである。

- 第一 後鳥羽上皇の御時。
- 第二 後醍醐天皇の御時。
- 第三 明治維新の御時。

第一に對しては教科書には次の如く書いてある、「されば上皇は、かねてより幕府がほしいまゝに天下の政治を行ふを御いきどほりあり、折もあらば、政權を朝廷に取りもどさんと思召されたり。たましく頼朝の子孫絶えたるに、幕府の政治はものまゝなるのみならず、義時しばしく上皇の仰にそむきしかば、上皇大いにいきどほりたまひ、仲恭天皇の承久三年遂に國々の武士を召

して義時を討たしめたまへり云々。』とあるが、遂に此の舉も水泡に歸して、承久の變を醸すに至つたのである。而して建武中興の事業は即ち後鳥羽上皇の御意思を傳承したるものである。

然らば、第一の王政復古の運動は如何にして成立しなかつたか、之れに就きては別章承久の變で述べることにする、併し其の概要を述べるならば

- (一) 一般國民に國體觀念が乏しかつたこと。
 - (二) 地の利を得なかつたこと。
 - (三) 時を得なかつたこと。
 - (四) 官軍の寡兵なりしこと。
 - (五) 朝臣の中賢の賢明勇武の良輔佐人のなかりしこと。
- の五つをあけることが出来よう、次に第二の復古運動の破れたのは如何なる理由に因るのであるか、概言すれば
- (一) 一般國民に國體觀念の乏しかりしこと。
 - (二) 幕府は倒したが、武士を亡ぼさなかつたこと。武士は實に全國に漲つて居るのである。

極く大體を述べれば右の二つに歸することが出来やうと思ふ。惟ふに國體觀念の明かであつたのは國民の僅か一部分である、此の一事が展開して或は武士の不平となり、或は尊氏の計略に乗ずるといふことになつたのである、楠木正成の如き忠誠の人物は其の身不境にあつて尙不平の事も思はず、思はない位であるから勿論口外することはなかつた、此の一事が證明してをるやうに當時の武士、當時の一般國民の間に國體觀念が乏しかつたのである、楠木氏の如き人物はほんの僅かしかなかつたのである。故に根本的に中興の業を完成せんとするには、武士の始末をしなればならなかつたのである。然るに中興の業は、單に鎌倉幕府を倒しただけで此の大業を遂げようとしたのであるから、何うしても基礎が弱いのである、恰かも、砂上に樓閣を築くといふ事は免れないのである、前にもいふやうに武士は全國に流布して居るのである。

次は明治維新の際に於ける王政復古の大業であるが、之れは諸君の知らるゝ通り見事に完成することが出来た、然らば、これは、如何なる理由に基くかといへば、申すまでもない、一般國民に國體觀念が明かとなつてゐたからである。決して一二有識者の運動でも何でもないのである、國民一般の力によつて維新の大業が生れたのである。然らば、此の國體觀念を一般國民に扶殖す

ることの出来たのは誰れの御影であるかと云へば、申すまでもない。學問、教育の力である。即此の學問、教育から鍛えられた勤王思想によつたのであるから基礎は極めて鞏固である、而かもそれが、國民一般にゆき渡つたのであるから立派に動うごぎのない維新の大業が出来たのである、而して其の最も中核となつた人物何人であるかといふに、それは、孝明天皇つゞいて、明治天皇の御二方をあけなければならぬ、今一つは天皇を扶翼し奉つた維新の當時の功臣をあけなければならぬ。更に徳川時代の國學者、勤王家、幕末志士等枚舉に遑がない位である。吾人は今本章に於いて建武の中興を研究せんとするに當つて以上の三時期を回顧することは最も意義あることゝ信じて止まない者である。

第三節 建武中興の政治と其の着眼點

以上に依つて略ぼ其の注意すべき點を推測することが出来るのであるが、本節に於いて特に一目瞭然たらしめんが爲めに其の着眼點を表記しておく。

時代思潮に着眼すること (1)大義名分にくらし。
(2)國體觀念なし。

(二)當時の武家教育の特色に着眼すること。(別章参照)

(三)中興政治の破れし原因を考察すること。

(一)に對しては幾多の具體事例がある、(A)政子の去就の訓諭(前掲)(B)天勾踐の詩を読むことの出来なかつた事(後掲)(C)光嚴院が高時に擁立せらるゝに及びし時、時人持明院の方程御幸福の方はない、一戦の功もなくして將軍より天子に任ぜらる云々(後掲)(D)三上皇を流し奉つた際正しきものは勝、不正なものは、負けるといふ支那主義の思想が未だ残つてゐる、併し承久の變から尊氏が反したまでの間は約百十五年を隔てゝゐること注意同時に國體觀念の多少は進んで来たこと、併し未だくといふことは見て行かなければならない。(E)此の時代から吉野時代の頃武人が官軍に就くか賊軍に就くか所謂去就の別をなす理由を、普通に、利害關係上からのみ説明するやうな傾があるが決してそれ計りでないことを注意しなければならぬ。

去就 (1)利害問題もあるけれども。
(2)主とする所は恩誼關係である。

即ち賊でも官軍でも、恩を受けた者の方に就くといふのが、第一要件である、一度吉野朝廷の方へつけば、それが家訓となつて永久其の家に傳るとなるのである、だから一概に利害關係の

みに説明してはいかない。此處からは實際教授としては餘り話をしないかと思ふのであるが、此の觀念は此の時代の歴史を見て往く上に大切である。

(二)に就いては別章で武家時代には武士は如何なる教育を受けたか、又如何なる教科目が撰ばれたかに就いて簡單ではあるが、述べておいたから再び繰返さない、唯、其の時代の人事的現象を見て往く上には、是非とも如何なる教化が行はれて来たかといふことは、之れまた歴史を解釋してゆく上に極めて大切なことである、先づこれ位に止めておく。

(三)に就いては色々あるが、詳しいことは次節で述べることにし、ほんの概要に止める。

(A)幕府の討滅は唯武家の施政者を倒せしに過ぎないで、未だ、全國の武士には及んでない、武家政治の根柢をなすものは、將軍よりも、武士にあつた、殊に此の時代は特に時勢上さうであつた。牢固として抜くことの出来ないのは實に全國に漲つてをる武士の勢力であつた、これ第一に注意すべき事柄である。

(B)武士統一の失策、中央には武者所をおいたが、到底斯んなことでは全國の武士を統御して行くことは出来ない。

(C)内奏續行して凡てのことが不公平な處決に終つたこと。

之れ當時の政治が雜駁不統一であつたことにも關係がある。梅松論に、當時の世の狀態を記したるものうちにも『記録所、決斷所をおかるといへども近臣臨時に内奏を経て、非義を申斷間論言朝に變じ幕に改りしほどに、諸人の浮沈掌を返すが如し。或は先代滅亡の時に、邇來る輩又高時の一族に被官の外は寛宥の義を以て死罪の科を宥さる。又天下統一の掟を以て、安堵の論旨を下さるゝといへ共、所帶をめさるゝ輩、恨を含』とあるのを見て略ぼ想察することが出来る。

(D)賞罰の不公平。

(E)公卿と武家との軋轢が甚だしい。

(イ)武家………武士は切りに功名利達を遂げ、祖先傳來の土地財産を安全に保全し、更に第二の幕府を戴かうといふ本心がある。

(ロ)公卿………攝關時代に復さうとする。建武中興の功名を獨占せんとする。然れども、公卿は久しく政治に馴れず、民政の何たるかを知らない、繁雜を極めるのみである。

斯くて九重側近くして陽(十)の電氣が起り在野の武士間には陰(一)の電氣が起つたのであるから其の放電や恐るべく、落雷の被害や知るべきである。

(F)此に好悪無道の尊氏があつて、不平の武士を集め、諸國の武人また此の收欄術に陥つ

たのであるから恰かも響の物を應ずるが如き有様となつて此に中興の政治は三年ならずして崩壊することになつたのである。故に尊氏は一見避雷針の役を盡したが如くにして其の實は、より多き爆發を企圖すべく一大蓄電の事業を起したことになるのである。

(G)最後に輔弼の良臣に乏しかつたことである。

次に掲げる事柄はこれも大正七年の研究に係るものである。少しは重複するやうであるが上記の足りない所を補ふ意味で掲げておく。結論は此の中から把束することが出来ようと思ふのである、中興政治の破れる原因には諸種の原因があるので、決して單純には説くことが出来ないが、先づ、その罪を足利尊氏に歸せなければならぬ、教科書の態度また然りである。

第四節 建武中興の政治のみだれしこと

(一)責任者は等しく輔弼の臣にあり。

(二)然らば如何なる原因によりて中興の政治はみだれたるか。

(A)中興政治の失敗

一、論功行賞の不公平。

二、武士統御の失策。

三、内奏頻繁。

(B)尊氏の奸惡無道

等を擧ぐべしと雖も、此の方は餘り深く推究すべからず。専ら第二因B項に向つて推究し尊氏の罪や、幾千載を経とも消滅の時なきものなることを深く知らしむべし。尙中興の政治の破れしとは第一に當時思想界を考へざるべからず。當時の人心一般に大義名分に明かならざりしことは、兒童によく注意せしめざるべからず。

(一)承久の役、政子が頼朝の功業を説きて西上決心を固めし時は、諸將士は、涙を振ひて立ちたる源家の恩を思ひて感涙に咽び進んで朝敵となるといふ時代なりき。

(二)又兒島高德の天莫空勾踐の意を誓固の武士一人として解するものなく光嚴院が高時に擁立せらるゝに及びて時人は「持明院の方程御幸福の方はない。一戦の功もなくして、將軍より天子に任ぜられた」と言へること傳はれり。

されば後醍醐天皇が如何に英邁にましましても、名分の何物かを知らざる愚士愚民の思想界を一時に闡明し給ふこと容易ならざりしなり。此に着眼せざれば中興政治の亂れしことを單に賞

罰の不公平のみより來ると解釋するは甚だ天皇を不明に陥れ奉ることに感ぜざるなり。論功行賞につきては公平に眺めて其の最も第一の行賞に價すべきものは楠木氏なり。而も足利、新田の下位に在り。其の尊氏が第一の恩賞に浴したるは北條氏を除きて關東第一の名門たりしが故なり。而も其の系圖は北條主家の系統なり。家格の其古に重んぜられしことを知るべし新田氏は足利氏より其の元を尋ねれば兄の系統より出でたり。されど時に不遇にして足利氏の權勢に及ぶべくもあらず。赤松則村がもとは播磨の守護でありながら、僅かに同國佐用の一莊をのみ給はるることになりし、之れ全く内奏の結果ならざるはなし。

此の如く論功行賞が不公平なりしことは、中興政治の亂るゝ原因なり。其の責任は辯俊の武士阿媚の女官、無定見の公家が天皇の聖明を覆ひ奉りしことに歸せざるべからず。之を要するに建武の中興は、久しく武家の力によりて雌伏されし公家又は藤原攝關時代の如くならんことを希望し、武家は己の力によりて北條氏を斃したるを以て武家に權利を得んことを希望せり。之れ何れに偏するも我國の本體にあらず。明治維新の際、三條、岩倉等の公卿と西郷、大久保、木戸等の名臣が其の神武の古に復して立案したる政策は儼として動かす。以て今日の隆盛を見るに至る

建武の中興は文武の争鬪によりて忽ち破れしことは誠に惜しむべきなり。兒童に對しては

- 一、當時の人臣一般に名分にくらかりしこと。
- 二、論功行賞の不公平なりし爲め、人心動搖せしこと。
- 三、尊氏の奸惡、よく人心を收攬せしこと。

尊氏の奸惡につきては惡みても餘りあり。後れが篠村八幡に於て鋒を倒にし官軍に歸順せしは彼れの良心より發作せるものにあらず。當時の狀勢を見て到底北條氏の永續すべからざるを察し、自ら一舉に名をなさんとしたるものと推斷して憚らざるなり。其の京都を恢復したるは、功ありと雖も、楠木新田の二氏に比すべきなし。其の藤原廉子の意を迎へて、最高の賞を賜ふ。若し正成にして位置をかへて尊氏の立場にあらしめば、彼は必ず謙辭して重賞を受けざるべく、已むなく受くるに於ては誠心誠意忠勤を抽んぜん。事此に出でず恩を受けて報るざるのみならず、野心を觀破されたる護良親王を毒舌を以て鎌倉に送り、一天萬乘の至尊をして芳山林壑の間に崩御せしめ奉りし大逆、八裂するも憚らざるなり。其の智を以て較べば正成に劣ること數等、其の勇を較べば義貞に劣ること數等、而もよく幕府を起すことを得たるは全く人を籠絡する術に長じ

たるものと言ふべし。其の北條氏の命を受けて伯耆に向はんとするや妻子を止めて二心なきを抜ひ以て高時を籠絡し、建武中興の業成るに及びては天皇の寵姫を籠絡して高官重賞を得、官職名分明かなるを恐れては光明院を擁立して將士の心を籠絡す。尊氏の長所は此の人心籠絡にありと云ふべし。

時勢は名分暗く、小節を重んずべきを知れど大義の重んずべきを知らず。靡然として侯辯と利とに迷ひ尊氏に籠絡せらる。慨嘆の至りなり。

第五節 王政に對する喜悅と其の難點

(1) 王政は日本固有の法にして、其の現出は實に喜ばしき所なり。

(2) されど王政には種々の難點あり。

難點の一 後三條天皇以後王政らしき王政なく王政の形式、實權に關して依據するに難し。(天皇は非常なる急進派とも見奉るべく、朝臣は無能不案内のもの多きことも王政の難點なり。)

難點の二 武家政治は京都の朝政の腐敗墮落を救済する爲めに創始せられたる形式にして、よ

く時弊を矯め、特長を助成して極めて簡便有效のものなり。北條氏の滅亡は暴逆不臣の結果なり。武家政治の廢頽衰殘の爲にあらず、政治形式としての武家政治は尙生命を失へるものと見られざるなり。

難點の三 武家政治は武家が實力によりて開拓したる運命の結晶なり。創建に於て已に然り、況んや、爾來百四十餘年間、武家萬能の世を経ては武家の地位愈々高まり根柢益々堅し(中には大義名分を辨へざるものも少からず)然り而して今又幕府を倒したるものは武家なり。新に王政を施すと雖もそれは單純の王政にあらずして武家の勢力の上に築き上げたる王政ならざるべからず。武家の勢力は從來の歴史の示す如く王政にとりては頗る不安の相手なり。其の不安を基礎とせざるべからずとせば、王政の確立し難きこと明白ならずや。等は其の主なるものなり。天皇の王政亦難き哉。建武の中興は根本に於て已に之等の難點を有す。其の施政に於て失敗を生ぜんか、忽ちにして瓦解せんこと火を暗るが如からずや。輔弼の臣の責務は實に偉大なりしに其の人なく、當時の思潮に大義名分の暗かりしことは一大恨事にあらずして何ぞ。

第六節 歴史集成に表れたる中興の業の成らざりし所以

一、朝廷及び公卿。 二、武人。 三、人民

朝廷及び公卿。當時の公卿は久しく政治の實務に當らざりければ、儀式、典例を以て重大の任務となし、民政の何たるを知らざりし者の如く、殊に國家の財政に對する思慮に乏しかりしが如し。元弘三年五月、六波羅府亡びて、政令の出づる所なく、民、歸する所を知らざるに當り、主將六條忠顯は爲す所を知らず、足利高氏が奉行所を開きて號令するに及び、民、始めて其の堵に安んずるを得たるが如き、其の一例なり。故に、中興の政を創め給ひし際にも實務を知らざる公卿は、徒らに朝に列して政務擧らず、加ふるに、中興の政治は、百事、王朝の古に復するを以て主眼と爲し、概して武人を抑へて公卿を擧ぐる傾あり。論功行賞の方針も、公卿を重くして武人を軽くしければ、武人の中には數多の不平家を出したり。雲笈、武人の不平を唱ふるが既に名分の暗き所不忠の叫びと謂ふべし。見よ楠公を行賞其の當を得ざるも此の言聊少たりとも無し。

武人。次ぎに、當時の所謂勤王諸將なる者に就きて考ふるに、是れ等の諸將は一二の特例を除くの外は、中心より勤王の思想によりて、北條氏討伐の擧を援けまつりしには非ず。其の多數は、北條氏に對して不平を懐ける輩なりき。故に先づ天下の形勢を觀望し、『勤王軍の勢力あり北條氏の滅亡近きに在り』と見たる後、始めて歸順したるが如く、其の志す所は北條氏に對する私怨を晴らすと同時に、朝廷より多分の恩賞に預らんとするに在りしなり。されば、中興の政が公卿に厚く武人に薄く、恩賞公平ならざるを見ては、漸く王政を嫌ひ、武家政治の再興を希ふは、自然の勢なるべし。

人民。當時の人民は久しく武家の治下にありて、直接、朝廷と相關せざりし爲め、朝廷に對する觀念甚だ薄く學問開けざれば、大義名分を知れる者少かりしが如し。初め北條氏は陪臣を以て天下の政權を握りたれど、泰時、時頼など出でて、力を民政に用ひ、訴訟を公平に裁判し、租税を軽くし民を憐みたれば人民は喜びて其の命に服せり。然るに、元寇以來、幕府の財政思はしからずして、漸く種々の弊政を生じ殊に高時、權を執るに及びては、嬖臣政を専らにして、賄賂を以て訴訟を決する有様なれば、人民は漸く北條氏を厭ひたるなるべし。此の時に當り、北條氏亡

びて王室中興の世となりたるを以て、四民皆望を王室に屬し、仁政を施し給ふこと、猶北條氏の盛時の如くならんと信じたるべし。然るに、中興の政治は、前述の如く徒らに繁褥に流れて、政令の反覆常なく、仁政を天下に施すこと無かりければ、天下の人民も亦漸く王政を厭ひ、反りて泰時、時頼の時代を想望するに至れるなりき。斯くの如く、武士も人民も漸く王政に倦したる時に當り、足利尊氏は「好機逸す可からず」として、兵を擧げて反せしかば、諸國の武人の之れに歸服することは、水の低きに就くが如く、響の音に應ずが如く遂に祖先數世の遠大の志を遂ぐることを得たるなり。

第七節 尊氏歸順の心中 (兒童に語り聞かせる程度)

自分は北條氏の命を受けて關東から遙々京都に上つて來た。そして今其の命によつて船上山の行宮に迫る爲めに京都を立つた。

世の中の有様を見るに北條氏の惡政を怨んで其の滅亡を願つて居るものが多いらしい。實際北條氏は長く續くことは出來まい。

自分の家は源氏である。源氏は將軍の血統、北條氏には主人に當る家だ。それが北條氏の命令に従つて其の手足のやうに働かねばならぬのが自分の本意であらうか。北條氏はもう滅亡の運命をになつて居る。其の北條氏の命令が何だ。あゝ自分は源氏の家を生れたものだ。北條氏はいはゞ敵ではないか。よし。自分は天皇に歸順しよう。そして北條氏の滅亡を早めてやらう。(多分細目體日本歴史)

第八章 弘安の役

第一節 教科書に表れたる弘安の役

教科書弘安の役の一節『上下一致して元寇をうちかはらふ』の題下に、此の二度の役は、まことに我が國始めての大難にして、龜山上皇は大いに之を憂へたまひ、かしこくも御身を以て國難に代らんことを伊勢の神宮に祈りたまひ、時宗は大いなる決心を以て事にあたり、國民も皆奮ひおこり、上下心を一にして、遂に此の強敵をしりぞくることを得たり。これより後、元は再び我が國をうかがふことなかりき。近く明治天皇は、時宗の大功を賞したまひて、特に従一位を贈りたまへり。』云々とあつて弘安の役戦勝の説明の態度を如何にすべきかを暗示して居る。以下説を分つて之れが研究に一步を進め様と思ふ。如上の記載を舊教科書のものに比ぶれば表面上大した差異はない、又有らう筈もないのであるが其の叙述が非常に巧に出来てをるとと神人の共同一致せる様を最もよく顯現してをる所が著しく目立つやうに書れて居て讀むからに崇高な神祕な感に打たれ弱者もために奮起するやうな心持がする。

第二節 弘安の役の勝因

此の未曾有の困難に際して破天荒の大勝利を得たる原因は抑々如何なる理由に基くものであるか、論者は理智を超越せる神祕の力でありと言ひ、又或論者はそれのみにあらずと主張し其の戦勝の原因を諸種の方面に求めんとして居るのである。本節に於ては左の五つの原因を認めんとするものである。

- (1) 第一に後宇多天皇龜山上皇の御威徳の然らしむ所申すまでもなき事なり。
- (2) 第二に時宗の勇武果斷、諸將を統御したる雄材大略を稱せざるべからず。
- (3) 第三に頼朝以來養成せられたる武士的精神の發揮せられた奮闘努力したることを推獎せざるべからず。
- (4) 第四に我國民が一致共同よく外敵にあたりたる和衷協同の精神を列舉せざるべからず。

(5) 第五に時宛も暴風雨襲來の期節とは言ひながら、江南十萬の軍勢が未だ何等の準備もなさないに際し疾風迅雷狂瀾怒濤の來ることは之れ全く天祐と云はざるべからず。

其他専門的に眺むれば種々の原因を見出し得るも兒童に對しては之れ位に止めて可ならん。

我國、開關以來未だ此の役の如き國難はあらず。當時元の國勢は歐亞の天地に跨り、四隣皆讎伏す。其の領地の大小より、其の兵力の多少より之を見れば、彼の我を見ること、大象の鼠を見る如きものでありしならん。而も我國、建國以來、東海の表に屹立して、未だ一度も彼れに向つて媚を呈せず、忽必烈の強傲何ぞ之を默視するに忍びん。即尊大の辭（拙編國史の教育参照）を以て我を威嚇せんとせり。鎌倉男兒、北條時宗膽斗の如く如何ぞ彼の虚勢におびやかさるべき。

斷然使をかへす。此時既に我に成算あり。よし成算なくとも屈すべからざるは大和男兒の精神なり。「しき島の大和心を人とはば蒙古の使を斬りし時宗」と村田清風の歌にある通り大和男兒の本領なり。文永の役は彼れの威喝を大になしたるものなり。何ぞ此の如きに屈するものぞ。石疊を治め、守備を嚴にして彼を待つ。龜山上皇は一身を捧けて國難に當らせ給ふ。國民何ぞ奮起せざらん。

ん。忠君愛國の精神は我が國民唯一の誇とする所、時に兄弟内にせめぐことあるも一朝國難に際しては一致協同の態度を採るは我國民性の長所なり。よしや七月晦日の暴風なりとも我が將士の義勇と國民の熱血とは敵國を撃ち退けしに相違なし。然れど我國は神國たる天祐を保全し給ふ皇室存す。文永の役といひ、弘安の役といひ、二回までも、狂瀾怒濤の襲來に由りて困難救済を早からしめたることは、吾人は我國に神祕的の威靈あることを痛切に感ぜずんばあらず。

然れども吾人は此の僥倖を企圖すべからず。人事を盡して天命を待つるの覺悟なからざるべからず。

第三節

天祐につきて

(山田養直氏の説明に共鳴する所が多く且つ同氏の説によつて啓發された點が少くない)

(1) 吾人の大に認むる所たり。

(2) 我國には單なる合理的の説明にて満足の出來ざるもの多々あり。

(3) 要するに天祐の運は絶対無限にして人間の仕事は相對有限なり。天祐は人間の仕事に對する絶対無限の感應作用と云ふべきなり。赤誠の努力國家的の努力大なる故に斯かる神

祕的の反應作用ありしなり。

(4)我が國に斯かる天祐の存することは一般人士をして自信の念を高潮せしめ奮勵せしむることに偉大なる關係を有せり。

(5)然れど徒に天祐を待つは愚の至りにして天祐の來るべきなし。宜しく人事を盡して天命を待つ覺悟なからざるべからず。何處までも獻身的努力に對する感應なりと力説せざるべからず。則ち弘安の役の大勝の主因は天皇、上皇の至誠を貫きたるに因るものにして斯かる大努力に對する天地神明の加護感應又之れを援助せられたるものと云ふべし。

第四節 注意すべき事ども

(1)時宗は彼の國の事情を知らずして敵に向へるものとして一面妄斷なりと説くものあれど正史の傳ふる所に依れば僧侶等によりて能く彼の國の事情を深知し居れりと。英雄の心事毫末の點にまで留意し輕舉妄斷にあらざることを知るべし。

(2)時宗の熱血は血書せる經文の祈禱文を見るも察知し得べし。天祐ある處に故あるかな。

況んや上皇の國難三身を捧けらるるあるに於てをや。

(3)大勝の原因を推究するに一つは天祐を説き一つは合理的の説明をなして可なり。

(4)蒙古の襲來には神功皇后の三韓征伐を想起して此の觀念を喚び起し蒙古擊退は秀吉の朝鮮征伐に際し、從軍將士の信念を固くし、數回の外國との戰爭に勝利を博したる事蹟は、明治二十七八年及び明治三十七八年戰役に於ける我が國民の覺悟を促進したるものにして開闢以來外國の辱を受けたることなしといふ我國民の誇は之れと關係する所大なりと云べし。今後と雖も斯かる信念は一面甚だ大切なり。

(5)時宗は明治三十八年日露戰爭の終るや正五位下なりしを一躍從一位を追贈し給へることを話すべし。

(6)龜山天皇、惟康親王(將軍)北條政村(執權)文永五年(一九二八)正月蒙古の使書來る。返事を送らず。時宗政村に代りて執權職となる(年十八)同六年春蒙古の使至る。朝廷返書を草したれど、時宗之を拒みて遂に又報ぜず。同八年蒙古、國號を元と改む。

九月、元使來る、時宗太宰府より逐ひ歸さしむ。同九年高麗、元の爲に書を日本に贈れ

り。同十年元使又到来。

△後宇多天皇

文永十一年(一九三四)正月天皇即位。

十月文永の役、元軍四萬、對馬、豊後を侵略して筑前に迫りしが、少貳、大友、菊地等の軍之を迎撃して元軍敗れて退く。偶々大風(天祐)起りて戦艦漂没し溺死する者多く殘兵漸くにして逃れ歸る。

建治元年(一九三五)四月、元使(杜世忠何文著等)到る。龍の口に斬る。

弘安二年(一九三九)宋亡び、元支那を統一す。

六月元使(周福等)到る。博多に斬る。

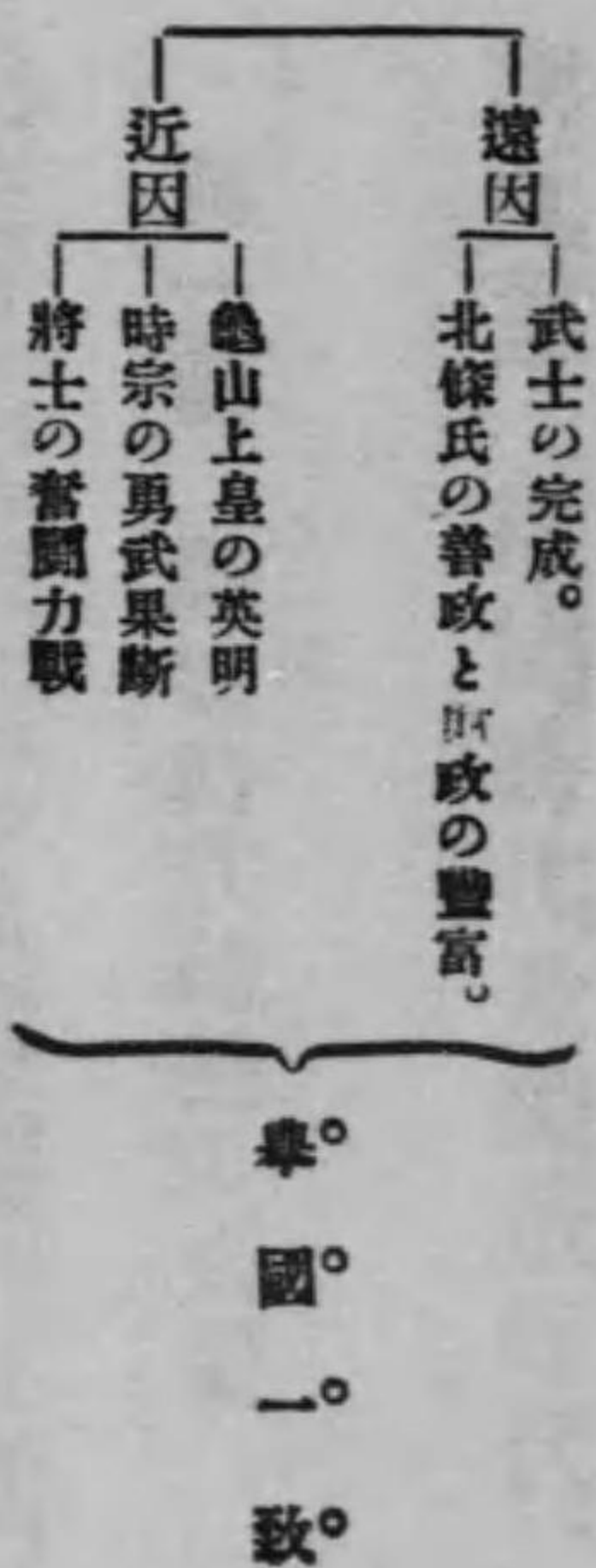
石壘を博多の海岸に築く。

△進撃の企あり。

弘安四年(一九四一)五月七月。弘安の役。

以上の關係に注意し史實の混亂を避くべし。

(7) 大國難を斥け得たる素因別觀



而して之等は皆神代より傳へ來る我國民性の發現せるものに外ならず

上下和衷共同の精神。
 忠君愛國の精神。
 勇武の氣象。

等を十分に味はしめて、今後の時勢に處する國民の覺悟に及

ぶべきなり。蓋し今後の國民生活には國際的關係日に繁く之等國民性によるべき所

愈々多かるべし。

(8) 彼我の情態を比較すべし。

第七章 弘安の役

(1) 元の情態

- ― 興起と發展(世界の大帝國)
- ― 忽必烈出づ(元帝室の偉人)
- ― 侵略的熱望(支那君王の通性)
- ― 朝貢たり

(2) 我が國の情態

- ― 武士道の完成。
- ― 鎌倉幕府の善政と財政の豊富。
- ― 龜山上皇の御誓願。
- ― 時宗の勇敢果斷。
- ― 特に藝文一教の美風の發揚。
- ― 王道たり

第九章 戰國時代及織豊時代

第一節 戰國時代總括の必要

戰國時代に緊接する課をあけてみると教科書の第二十七足利氏の僭上、第二十八足利氏の衰微、第二十九北條氏康、第三十上杉謙信と武田信玄、第三十一毛利元就、第三十二後奈良天皇の五課に跨つて居るのであるが、實際教授の際を見ると、唯すらりと通過しただけで一向之を纏めて行くといふやうなことをしない、之れは甚だ遺憾なことである、惟ふに戰國時代と稱せらるゝ期間には御四代約百年間を指すものであつて、その時代は我國史上非常な特色を有して居る時代であつて思想上にも形の上にも一區畫を附すべき特異な時代であるから教授を終つた後には少くとも二時間は之に配當して總括しておく必要がある。従つてその復習の方法などに就いても種々あることであらうが、余は其の總括の方法よりも如何なる事柄に着眼して復習すべきであるか、乃至

は如何なる事柄を補充すべきであるかに就いて研究をして見たいと思ふのである。

然るに従前の教授の實際を見ると、總括といへば表を作ること、復習といへば、教へたまゝを教へた順に反復する位のことしか行はれてゐなかつたやうに思ふ。之等は國史教育の性質から非常に遠ざかるものであつて甚だ遺憾とする所である。國史は其本質上或程度まで反復をしなければならぬ、又複雑を極める事歴の如きは之を總括し、補充しつゝ、記憶を温め感情を養ひ、意力を鍛ふることが大切である。殊に戰國時代の如く數課の長きに跨り且つ後の事件と密接な關係を有し、加ふるに幾多の教訓資料を有するものにあつては猶更その必要がある。けれども本章に於いては、主として今まで實際教授上に顧みられなかつた點のみに就いて述べることにする、而かも誌面の都合上多くを記することが出来ないからほんの端緒だけを掲げることとする、由來國史の復習、總括といふやうなことが、稍々ともすると靜的に、枯死的に考へられるやうな慣習があるが、それは非常な誤謬である。何れ國史の復習に就いては版を改めて述べる考である、本節に言ふ總括の意味とは全然異なるものであることを斷つておく。

第二節 戰國時代の特色

然らば如何なる特色があつたか

- (一) 幕威の地に落ちたる時代であつた、
- (二) 皇室の式微したる時代であつた。
- (三) 下剋上即實力時代であつた。

但し排他的ではない、自己の力で自己の運命を開拓して行くといふ雄々しい時代であつて前代の門閥尊重の時代とは餘程異つた時代なのである。而して當時の國民一般に實力の尊重すべきことを徹底的に知らしめた時代である、此の點をよく兒童に語り聞かせたい、これだけでも大した獲物であり教訓となる所が少くないと思ふのである。その實力を尊ぶの點に於いて現代と少しも變りはない、否な其の内容は異なるが、その當時程眞剣な實力尊重の時代はなかつたのである。

(四) 國民が精神的にも身體にも鍛練せられた時代である。即單に戦争が上手になつたこと計りではない。

- (五) 皇室と人民との接觸したる時代然らばこれが如何なる理由に基くものであるか、今本論に入るに先ち當時代の思想界の一般を覗つてみるのに
- (A) 國よりは家！ といふ思想の行詰りが應仁の亂を生んだ。
- (B) 亂後幕府は實權を失ひ、國民が勝手に活動を開始するといふ時代となつた。
- (C) 如斯上に之を統御する力がなく、下一般國民に反秩序的活動となつたのであるから表面上斯かる時程危険な時代はないのである。外國あたりで革命運動の勃發するのは何時でも斯かる時機なのである。
- (D) 然るに我國は不然、却つて皇室と人民との接觸を増し皇威の尊嚴なることを普及せしめた。

如斯にして此の時代を眺めてみれば此の時代の特色は即ち戰國時代の思想の中に胚胎してゐるものが分る。茲に再び皇室と人民との接觸したる理由を尋ねなければならぬことになるのである。

第三節 皇室と人民との接觸

之れが理由には諸種の見方があらうが、先づ次の二つが主なる原因であらうと思ふ。

- (一) 應仁亂後國史教育の始まりしことの影響。
- (二) 諸國の豪族が軍學(太平記等)研究の影響。

前者には朝廷、公卿、一般士民といふ方面と交渉深く、後者は主として諸國の豪族が之を代表しその感化は一族部下に及ぶといふ有様である。

先づ皇室に於ける事情から云へば

- (一) 後土御門天皇の御代には
- (イ) 一條兼良が日本書紀の研究をなし、日本紀纂疏を作る。
- (ロ) 吉田兼俱は日本紀の進講をなし而して之れが聽講の方々には親王、大臣、公卿等がある。

(二) 後奈良天皇の御代には

- (イ) 吉田兼右が日本紀の研究をなし、神代の卷を基礎として神道の講義をなしその結果多くの勤王家を出すに至つた。

又公卿に就ていへば京都生活の不安から續々地方の大名の縁を便つて落ちて行く、そして到るところで學問を教へて行く、例へば五條宣賢の如きは大名の家で日本紀の宣傳をやる、其他の公卿で地方に流れたものは皇室の有り難いことを地方人に傳へる。斯かる次第であつたから國體觀念は漸次に諸大名の頭の中には入つて来る。次には當時の一般人民が皇室と接觸して來た一方面を考へてみると、従來は官位などを貰ふにしても直接朝廷から頂くといふやうなことはなかつた、そこには將軍といふものがあるのだから朝廷との關係は常に間接的であることは免れなかつた。然るに戰國亂倫の世となつては將軍も何もあつたものではない、それ故官位を頂くといふやうなことも、従前とは異つて直接天皇から頂くことになつた、直接といつても多く僧侶の手によつたのであるが、前とは大變違つて來た、而して人民は直接天皇から朝官を頂くといふことに對しては之を無上の名譽としてゐた、それから太平記といふやうな軍記物が士民の間に讀まれたことも尊王心を振起せしめたことに非常な關係があつた。

先づ大體以上のこと柄が相交错して行はれた爲め、知らず識らずの間に皇室と人民とが接觸するやうになつたのである。此の結果國體觀念が養はれたのである。

第四節 國體觀念の流露と諸現象

さて前節に於て述べた所によつて略ぼ國體觀念が如何なる経路によつて養成されたか、明かとなつた、然らば此の結果如何なる現象が起つたかこれ最も注目すべき點である。左にその概略を述べることにする。

第一朝廷といふ觀念が生じたこと。

第二豪族の献金例へば

(A)六角氏の献金 (D)大内氏の献金

(B)本願寺の献金 (E)毛利氏の献金

(C)山名氏の献金 (F)朝倉氏・北條氏・今川氏・白山氏・長尾氏等の献金

といふ事實が起つた。

第三皇室中心の精神毛利氏
上杉氏
武田氏則ち入京して皇室を奉ぜんとする忠誠の精神が顯現したこと。

第四但し以上の思想は戦國武將の貫徹し能はざる所となり、その實行者は織田信長・豊臣秀吉に譲らなければならぬこととなつた。此の意味に於いて織田豊臣兩氏の先驅をなすことになる。

大日本全史朝廷の式微の中に次のやうな記事がある。

應仁亂後凡そ百餘年の間を群雄割據の時代といふが、將軍の威令の及ぶ所は畿内のみに過ぎぬといふやうな次第で、將軍すら自ら奉養することが出来ず、大名に寄食するに至つたから上下の窮乏は一代毎に甚だしく、朝廷の供御なども絶えて御進め申すことが協はぬやうになり、實に慨嘆すべき世の中であつた、王朝時代から鎌倉時代へかけては朝廷の御料所は諸國に數多あつたのであるが、後には武家のために横領されて段々と減少し、室町幕府の時には公事や大禮の費用は大抵幕府から之を献上し奉つたのである、然るに其の幕府が右様な次第で如何ともし難くなつたのである。かくて公家も縁や由緒を尋ねて大名に寄食する様になつたが、さういふ際でも尙ほ國民の或部分には勤王の思想が失せ去らないで、朝官・朝爵を戴くことを無上の光榮とし、金穀を上る者などもあつた。要するに群雄割據の際は實力主義の時代で、強い者勝ちの世の中であつて、

成點までは舊制度を破壊し成り上り者などが勢力を振つて見たのであるが、それでは何うも心中に満足し難い所が生じて來て名爵を得たいといふ念慮を取去ることは出来なかつた、名爵の根元はと云へば、勿論朝廷であらせられるから、心ある大名達は、朝廷を尊崇し、皇室を戴いて其の下に事を爲さうといふ風になつて來た。物窮すれば又通ずといふは此の事であらう。

と謂はれて居る大體よく前に述べた精神と一致して居る點が多い、唯如何やと思ふことは同書の様子は必ずしも教育といふ立場、殊に小學兒童といふ立場を根據にしてゐないから、其の説明の仕方は餘程考へなくてはならない、例へば諸大名が皇室を戴いて天下に號令せんとする説明が、稍々功利的に聞えるが如きである、勿論かゝる武將も多かつたには違ひなからうが、兒童には注意して説かないといけない。それで皇室を戴かんとするの精神は皇室と人民とが接近する結果、我が國體觀念が明かとなつた結果であると説明しなければならぬ。皇室を戴きその皇威のまに／＼旗あけをして一日も早く天皇を安泰な地位におき奉らう、又一日も早く國民を塗炭の苦しみから救ふといふやうに取扱ひたいものである。

第五節 織豊時代

戦國争亂の時代を統一して、皇室中心の精神を顯現したのは信長、秀吉の二時代である、例へその功業や中途にして挫折し、詩人史家をして長歎息せしめたとは言へ實に此の二時代の事績は暗黒から光明へ騷擾より平和に導かんとしたことは二氏を措いて他に見ることは出来ないのである。故に或論者は此の時期を非常に重視し、今若し、信長に十年の天壽を與へ、秀吉にも十年の壽あらしめたならば、明治維新を俟たずして王政復古の實は上つたであらう。とまで謂つて居るのは實に尤も至極のこと、信ずる、大日本全史は時勢の大要といふ標題で大要次のやうに述べてある。

(1) 織田・豊臣時代は日本歴史中で最も變化の多い時代である。

(2) 假りに此の二代を天正元年足利氏の滅亡の時から慶長五年關原の役の終りまでと計算すれば二十八年となり、永祿十一年信長が、足利義昭を奉じて將軍を立てた時から、慶長三年八月に秀吉の薨去したまでとして計算すれば三十一年である。

(3) 之を日本歴史の他の時代に比較して見ると源平時代も随分變化の多い時代であるが、平治元年平清盛が勢力を得てから正治元年に源頼朝の薨去した迄を計上すれば四十一年であるが、歴史上の局面は織豊二代の方が遙かに變化に富んで居る。之を徳川の末、元治慶應年間から明治二十七八年の頃の氣運に比較したならば、稍々類似して居る所がある。

(4) 織田氏時代は群雄駕馭の時代で即ち開拓時代・準備時代ともいふべきものである。

(5) 門閥打破の新氣分と勤王思想の勃發した時代である。(著者曰く、寧ろ勤王思想の實行時代といつた方がよいではないか)

(6) 興國的氣風の顯現した時代。その例としては

(1) 海外視察(天正年間の伊東義賢・千々岩清右衛門等の派遣)又(大友宗麟蒲生氏郷等の遣使)又(支那・南洋方面への發展)等がある。

又内地に於ては鑛山の發掘、農業の進歩、都市の發達、宗教家と武士との區別、兵農の區別等餘程近世的の氣分が充満して居る。

要するに此の時代の特色としては次の事項が數へられるやうに思ふのである。

織豊時代の特色

- (1) 短期間にして事變に富んだ時代。
- (2) 實力本位の時代で前代戦國時代より引續く門閥打破の精神が發露した時代。
- (3) 元氣の充實せる時代で或は美術工藝に、内政に、外征に使節の派遣に、よく其の國民の雄大性を發揮せしめた。
- (4) 統一的機運の現れた時代。
- (5) 皇室中心の時代。之れ前代の尊王心の發達に負ふ所である。

之れによつて考察すれば、思想界上一區劃をなすべき時代なのである。故に此の思想が引續けば、天皇親政のことは明治維新を待たずして見ることが出來たのであらうと迄思はれるのであつた、世には豊公の偉大なる精神を稱揚する餘り織田信長の抱負の偉大性を等閑にする傾があるが豊公の事業中には、織田氏の意志、企畫を繼承した點も可成に多いといふこと、これは今少しく深く考察して見る必要がある、信長の次に秀吉を存在せしめたことは天の配劑洵に妙を得て居るといふべきである。故に天若し此の中の一人に十年の壽を與へたならば、それは大した目覺しい事業をしたに違ひないのである、けれどもそこには一つの錯誤を含んで居ることを思はなくてはならない、それは此の二人の如く當時の一般人は卓越した考を抱いては居なかつたといふ

事である。此に二人の事業を蹉跎せしむべき大なる困難があるのである、一般の思想界、一般の武人、之を旨く手に入れたのが、家康である。併しこれが爲め織豊時代を輕視してはならない例令内部的には困難な點があつたに於て海外への發展隆昌といふやうな方面乃至は、朝鮮支那に對する方面には必ずや興味ある史實を残したに違ひないと思ふのである。要するに此の二人の時代は戦國時代の後繼者としてまた我が文化の進展上非常な關係があるから従前の如き單なる政治史の一方にのみ偏せず、凡ての方面の攻究をなすことは極めて大切な事柄である、これ特に本章を設けた所以である。近代史を重要視するといふことは種々の方面に於いて唱へられる所であるが余は前記の精神、特色あることを知らしむるために近代史尊重の聲を高める次第である。戦國時代といひ、織豊時代といひ形式的にも内容的にも家康を生み徳川時代を顯出する所の大なる先驅者である。而して戦國時代、織豊時代中には前述した以外更に幾多の興味ある問題を抱容して居て國民教育上の資材に供すべきものが少くない、名目は支那流に戦國の名稱は附したがその内容に於ては根本的に相違して居る。朝には軍容を正して出征の門出を祝したかと思へば夕には白骨と化する人生の悲哀多き戦國時代からは人間以上の何物かに歸依せんとする宗教的情操が

生れ、又戰場に出で、衆敵と戦ふ勇武の間からは心身の鍛練、武術の達成充實が生れる、思ふて茲に至れば盡させぬ興味湧然として起るのである。織豊の二代に入つては、華麗の中に剛健な思想、勇敢な話興國的な氣分進取的な氣象統一の輝からは徳川の盛時、江戸文學等が窺はれる。斯くて津々たる興味禁ぜんとして禁することが出来ない、教授者宜しく茲に着眼して清新な希望を本章教授の上に注がれんことを希望して止まない。

□狂歌師曰く

織田がこね

羽柴が搦きし天下餅

骨も折らずに食ふ徳川

これ織豊二時代の名残を止める外に尙ほ深き意味を見出さなくてはならない、徳川守成の功の偉大さは日光東照宮の天然の美と人工の美とを兼ねたる所に象徴してをる、皮相の見は人を傷ふことが多い、慎むべきは人の評論である。感謝すべきは偉人の功績、ゆめ輕卒に人を評し去るやうなことがあつてはならぬ。

第十章 鳥居元忠

第一節 教科書に表れたる元忠

教科書本文には「家康は鳥居元忠を伏見にとりめ、自ら兵を率ゐて東下せり。三成その虚に乘じ、たゞちに兵を起して伏見城を攻む。元忠主命を重んじてよく防ぎしかども、かなはずして忠死せり。家康これを聞きて兵をかへし、三成等と大いに美濃の關原に戦ふ。」とある、今之等の記事を分類してみると、元忠の行動は諸種の内容と諸種の交渉とを齎して來るのである。第一家康と元忠との關係、第二には元忠の籠城、第三元忠と三成との關係、第四には伏見籠城と關原の戦との關係、第五には元忠の忠死といふ順序になつて居る。而して教科書の目指す所は如上の事實を教授して行く間に、元忠が主命を重んじてよく防戦し遂に忠死を致した其の忠節なることを知らしめようとして居ることは明かである。然るに實際此ことを取扱つた經驗に依れば、元忠の籠

城の話も、家康の東下する有様も、また三成との関係も、相當に兒童の注意を喚起するのであるが、元忠の忠節といふ點になると教師の豫期する様な結果は、得られない、教授者の方では元忠の忠節を以て、我が國武士道の華として力説するのであるが、兒童は一向共鳴しない、之れは抑々如何なる理由に基くものであらうか、色々考へて見たのであるが結局斯ういふ譯であるらしい。

(一) 兒童は家康に對して好感を持つてゐないこと。

(二) 換言すれば豊臣方に非常な同情を寄せる結果、家康を非常な悪者と見る様な傾がある。

(三) 従つて元忠の忠節は、悪い家康の爲めに働いたといふことに解するから、感激しないのである。

家康を忌み嫌ふといふ性情は一般兒童の有する普通觀念である。又家康を然か思ふのも無理のない話で、たしかに家康の私生涯にはそんな分子を含んで居る。又教授者によると極端に家康を批難攻撃して、徒に兒童の反感をそゝるやうな人もある。斯うなつて來ると勢ひ家康論に就いて一言せざるを得ないこととなつて來る、併し本章ではさう深入して述べるだけの餘裕も持たないし、又既に此問題の解決は出來て居ると思ふから、申譯的に一言附記することにしよう。便宜上

教科書を辿りつゝ述べる、下卷第三十六徳川家康、第三十七その續きの兩課は家康を中心人物として記述したものである。此の兩課にあらはれる所を纏めてみると、

- (一) 家康の幼時の苦心……………(堅忍)
- (二) 家康の學問……………(修學)
- (三) 家康の獨創……………(創造)
- (四) 家康の智勇……………(智勇)
- (五) 家康の機敏……………(機敏)
- (六) 家康の填壕……………(破約)
- (七) 家康の功績……………(國內統一・善政・文化の向上・太平の基)
- (八) 家康の榮譽……………(臣下として最初に官號の榮譽を負ふ)

以上は教科書に表れたる家康の筋書である、之を見れば教科書の態度は一目瞭然である、下の括弧内に記した文句は本文の記述を要約したものである、之れによつて家康を取扱ふ精神は那邊にあるか々分る、家康の一代は兒童に對して深遠なる教訓を垂れて居るではないか、又家康は大

功績者ではないか、故に決して教科書の態度は其の大局に於いて家康を少しも嫌悪してはをらない。従つて兒童に家康を忌むよとは教へないのである。唯第(六)項の壇場事件に對しては辯解の餘地がないのである。

確かに家康が術策ベナンに陥れたものである。兒童の最も惡む點は此處らにもあらうと思ふ、故に此の點は大いに惡むべしである。併し天下の大勢よりする時は、既に天下は豊臣方を去つたのである、關原戦以前の形勢が既に證明して居る、更に兒童の家康を嫌惡する理由は秀吉の薨去の後に於ける家康の秀頼に對する態度である。之れも人情としては尤もなことである、確かに家康は普通の道徳上からは人情外れの行があつたのである。今豊太閤の最後と題する三上文學博士の説は家康の人格並に最後の真相を傳へたものであるから概要を記しておく。

第二節 家康の人物

『今まで申した所の毛利家、島津家其の外の諸大名の家の文書などに據つて見ると、秀吉は秀頼をば、皆の人々に頼んで居るらしい。特別に家康に頼んだといふことも無ければ、又、毛利

家に頼んだといふことも見えて居らぬ。前田家の家來の村井勘十郎の覺書といふものなどには「利家公をば、秀頼の傳ついでに頼まれて、後々の事も確たと頼まれた」といふ趣が見えて居るが、是ればかりでは、まだ其れがどれだけ本當であるか、安心が出来ない、又、家康一人に頼まれたと云ふ様な事も、今まで私の(三上博士)申した書類の中には證據がない。所が此の疑問を決するに足るべき文書を先年淺野侯爵の泉邸(廣島)で見た。「何故淺野家にさう云ふ貴重な文書があるか」と云へば、申すまでもなく、淺野彈正少弼長政は五奉行の一人である。五奉行の中でも、殊に秀吉に近侍して機密に參與した一人である。それであるから其の頃の事情を探るに足るべき貴重な文書類を大分多く傳へられて居るのである。征韓の役に付いての文書も實に澤山ある。さて今から私が申し述べる所の文書には、初めの見出しに『太閤様御煩ひ成され候内に仰せ置かせられ候覺』と書いてある、其の箇條は十一ヶ條で、孰れも歴史上の大疑問を決するに足る可き重要な事柄計りである。第一條にはどう云ふ事が書いてあるか、といふに内府(内大臣家康)久々律義なる儀を御覽じ附けられ、近年御懇に成され候。其れ故、秀頼様を孫掣になされ候の間秀頼様を御取り立て給ひ候へと、御意なされ候。大納言(利家)年寄衆五人(五奉行)

居申し候處にて、度々仰せ出だされ候。それが第一ヶ條である。家康は性來律義なる男である。

此の律義と云ふ語は、後に至りて頗る怪しい律義になつて來るが、兎に角此の時までは律義となつて居つた。さて「近年御懸になされ候。其れ故、秀頼様を孫掣になされ候」とあるが、實に注意すべき言葉である。其の後、五年たつてから、慶長八年に、家康は其の孫娘即秀忠の女である所の千代姫、即後に天壽院といひ、後水尾天皇の中宮となられた、東福門院の御妹君を秀頼の配遇として大阪に送り込んだ、此の政略的結婚に就いて色々説があるが、もと秀吉の遺言に出たといふことが確かに分る。秀頼様を孫掣として取り取て、呉れよ。といふことは、利家及び五奉行の前で度々仰せ出だされたといふことである。之れでみると、徳川時代に出來た多くの書物に、家康が、秀頼を頼まれたと書いてあるのは、事實である。孫掣にして取り立てを頼むといふことは度々頼まれたのである。是れは豊臣氏の爲めには最上の策である。義理の上からしても家康は露骨に秀頼を云々することの出來ない譯になる。官部文書などにある文句の如くに、「秀頼様の御爲めを覺ほし召さるべき管の内府様」となつたのである。「向後、な

ほ以て秀頼様に別心なかる可き内府様」となつたのである。併し、「若し秀頼が伶俐で無かつたならば、天下を取つても宜しい。秀頼を棄て、仕舞つても宜しい」といふことは、此の文章からは、幾篇讀んでも、さうは解釋が出來ない。如何に徳川氏を辯護しようとしても、それはとても出來るものではない。殊に「度々仰せ出だされ候事」とある所を注意しなければならぬ。さて此の遺言の先づ初めに「家康に頼む」といふことの述べてあるのは、勿論さうなくてはならぬ筈である。此の時に一萬石以上取つて居つた者即大名様が百五六十人あつたが、其の中の筆頭は無論徳川家康である、封祿の上では關東の要地を占め二百五十萬餘石であり、其の位階は正二位であり、其の官職は内大臣である。故に家康に重きをおいて、それに頼らねばならぬ事は申すまでもないことである。第二條には、大納言(利家)は幼な友達より律義を御存知なされ候故、秀頼様の御傳に附け爲され候間、御取立て候て給ひ候へと、内府、年寄五人居申す所にて、度々御意を成され候事。とある。(中略)第十條には、伏見には、内府御座候て、御肝煎り候へと御意候。城の留守は徳善院(前田玄以)。長東大藏正家仕り、何時も、内府、「天主までも御上り候はん」と仰せられ候は、氣遣ひ無く上げ申すべき由、御意なされ候事。

即ち家康は伏見の城に居つて其れく政治向きの事の世話を焼いて呉れよ。といふのである。「諸職肝煎」とは漢たる文字であるが、今日の言葉で解釋すれば、内閣總理大臣としてやつて呉れとも解せられる。此の後、いよく關原の役の直接の原因となる所の、かの家康と相手方との争論の開けた時には、家康は、大分此の箇條と前の第九條「何たる儀も、内府、大納言殿へ御意を得、其れ次第相究め候へと御意なされ候事」とを楯にとつたらしい。其れで第十一箇條即ち最終の條條には、大阪は秀頼様御座なされ候間、大納言殿御座候て、惣廻り御肝煎り候へと、御意なされ候。御城御番の儀は皆々に相勤め候へと仰せ出だされ候。大納言殿天主までも御上り候はんと仰せられ候はゞ氣遣い無く上げ申す可き由、御意成され候事。

といふので、即ち前條では家康は伏見に居つて政務を視て呉れよといひ、此の條では、利家は大阪に居つて秀頼を保育しながら、大阪城一切の事を注意せよ。利家、天主閣へ上らんと申し候節には、氣遣ひなく上らして宜しい。奥底なく總ての事を委任せよ。といふことである。

特に家康と利家とに重きを置いたのであるが、此の二箇條が最も兩人の進行すべき方向の分るゝ所である、否、遺言の當時、既に斯くせなければならぬ程、兩人の行き方が違つて居つた

のである、第十條の諸職肝煎といふ句は頗る漠然であるから、家康に利益ある様に解釋が出来、併し其れでも若し秀頼が不肖であつたならば云々のことは出て來ない。さて一番終りに

右一書の通り、年寄の家、其外御側に御座候御女房衆達御聞きなされ候。以上。

とある、斯ういふ一通の文書である、是れまで、所々にある所の書類だけでは、秀吉の末路の事は髣髴として分るけれども、まだ奥歯に物のはさまつた様な模様であつた。然るに、右の文書に依つて、此の疑團が大に解けて仕舞ふであらうと思ふ。總ての重立ちたる人に頼む。就中、家康に最も重きを置き次ぎに利家に重きを置いて頼み、外の人にも一様に頼む。其の頼むといふ事が、當時の事情に鑑みて、秀吉が最後に執るべき、最も公平なる、最も用意周密なる謀であつて、是れより外の謀に出でたならば、關原の亂といふものは、もう少し早く破裂したに違ひない。(史學雜誌大意)

然るに秀吉の墳土未だ其の乾かざる中に、家康は早くも、力を自家勢力の擴張といふことに致し、加ふるに加藤清正、福島正則、蜂須賀家政、淺野長政、堀尾吉晴等の如き秀吉の恩顧を受けた諸將を惹いて我が黨となし、此に全く家康の籠絡手段が完成することになると共に誓約違反

の事實はいよく明かとなるといふ有様であるから家康が道徳的に、又人情の上から論難せられるのは當然である。殊に利家と家康との人物を比較することになるとそこには何うしても反人情的の人物である、破約者である、老猾であるとの批難は免れない。併し之れが爲めに他の功績を無にすることはよくないのである。殊に當時の思潮を以てすれば、必ずしも今日の進んだ道徳思想からは一概には論評され難い點があるのである。故に家康に對しては政治上の良否に關する批判と、道徳上の批判とは自ら區別しなければならぬ。故に道徳上惡むべき點は他の批判と交錯しない範圍に於いてドン／＼惡ましてよい、又兒童は當然かゝる感情を惹起するに違ひない、此の自然中に兒童の道徳心は陶冶されるのである。併し之れが他の善良なる點、即ち政治上の功績とか、文運を隆盛ならしめた貢献を蔽つてはならない。殊に教科書には大局に着眼して家康の功績は十分に認めて居るのであるから些々たる點にのみ拘泥してはよろしくないと思ふのである。教科書に

「家康は最も忍耐力に富み、おひ／＼に己が事業を進めて、遂に國內を統べ、善き政治を行ひ學問を興し、以て二百六十餘年間の太平の基を開きたり。されば朝廷、家康をまつれる社に東照

大権現の號を賜ひ、後さらに宮號を下したまへり。下野日光山の東照宮はすなはちこれなり」とあるのは最も注意すべき所である。又之を後見の例として秀頼と家康とを對比してみても、秀頼が秀吉の後を嗣ぐよりも家康を以てした方が遙かに天下國家のために利益であつたのである。とても兩人を比べて見ても相撲にはならぬのである。以上の如くであるから家康に對する兒童の感情は相當に啓發指導してその認むべきは十分に認め、その批難すべき點は又十分に批難せしめてよいのであるが、之れがため時代錯誤の極評に終つたり自己一家の感情で論じ去つてはならない。宜しく大局に着眼すべきである。

第三節 元忠の忠誠に感激せる山川總長

本節以下に述べる事柄は元忠の忠誠を如何に取扱ふか、といふその解決に資する資料である。先づ此の節では、三浦周行氏の歴史と人物との研究にある鳥居元忠を基礎として述べることにする。時は大正四年十一月七日我が青島攻撃軍が完全に青島を陥落せしめた記念日に時の京大學總長山川先生が、京都市外龍見院にある鳥居元忠の墓に詣でられたのであつた。所が、同總長は

元忠の伏見城に於ける忠死、並に多年家康に仕へたその奉仕の偉大なることを追懐され、感激の極、墓碑を建設せんとの旨を同任職に話された所が、任職も非常に共鳴して此こにいよく墓碑を建てられることになつたのである。其の文句には

鳥居彦右衛門尉元忠主の墓此山内にあり。

大正四年十一月七日

といふのであつた、即此の墓碑を見ても明かな通り、武士の典型として當時名聲の高かつた元忠の歴史は史上に残つてゐても、今は餘りに人の注意を惹かなくなつて居ることが分る。之れには種々な原因もあつてあらうが、それは暫くとして國民教育の一資料として教科書に載る人物であるから少し吾人の意識に上らなくてはならない筈である。所が實際は之れに反することが夥しいのには驚くの外ない、聽く所によれば、山川總長は會津白虎隊の生存者としての一人であるといふことである、主君に對する忠誠の實行家である、また實際に體驗のある方である、斯くの如き人にして始めて眞に元忠の忠誠を感得することが出来るのである。けれども、吾人は茲に深く反省をしなければならぬことがある、それは必ずしも山川總長の此の舉を見ずとも、一度伏見

籠城の當初より最後に至るまでの史實を繕けばそこには忠誠な元忠は十分に髣髴して來るのである。然るにいつも元忠の忠誠から遠ざかりつゝあるのは抑々如何なる理由に依るものであらうか。是れ偏に元忠が家康の臣下であるが爲めであらう。若し元忠にして南朝の忠臣たりしならんには正成の赤坂千早城の籠城と等しく之を稱歎したに違ひない。否かりに元忠をして秀吉の部下として家康に對してもれ程の行動を執つたならば、伏見の籠城は大したものであつたに違ひない。

されどいふ勿れ、彼の信長生存の砌り、中國征伐の命を受けて出陣した秀吉が高松城主清水宗治を死に致せし際、宗治の勇敢な行動に對しては、不思議に同情し、共鳴して之を歎稱するではないか、然らば果して之れ何に依つてか、斯く感情を異にする、惟ふに元忠の忠誠は吉治以上の壯烈な所がある、その歎稱すべき點に於いて宗治は元忠たり難い所があるのである。然らば史實の研究不足なるがため元忠に對する忠誠を左程に感動しないのであらうか、これ或は然らん。さりながらその根源は何うしても家康に對する感情のもたらす結果であらうと思ふ、少くとも余一己の經驗に徴すれば確かにそうであつたのだ。教師が如何に元忠の忠誠をたゞえても、言へば云

ふ程、反感を抱いたものである。併しこは飽くまでも偏見である。故に前節の趣旨並に山川總長の感激されたその心事を汲んで此に元忠の忠誠を新に迎えなければならないのである。此の墓碑は果して何を物語つて居るであらうか、元忠の墓！ 此の山内にあり！

爾來元忠の墓を吊ふ人も多くなつたといふことであるがそれは當然のことである。之れは總長の斯かる舉が與つて居ることは勿論であるが、其の歸一する所は元忠の至誠の然らしめる所である。其後翌五月一日とかに、龍見院の主催で元忠主人の難に遭つた五十八名の法會を營んだといふことである、以上の二つの話によつて吾人は一入元忠の往時を追懐することが出来るのである。故に兒童には、此の生きた話を適當に附記して幾分たりとも前世の罪ほろほしをするがよい。英雄は英雄を知るのである。山川總長の感激は即ち以て吾人教育者の心としなければならぬ。

第四節 元忠の忠誠は近世武士の權化

忠誠である、感心であるでは兒童には何等影響がない、故に伏見城内の元忠を如實に、さなが

ら見るが如くに説明しなければならぬ。然らばその法案如何にといふに

(一)慶長五年六月十八日いよく家康は伏見城を立て東國に赴く、此の際元忠は主君の前途を案するの餘り、涙を流して家康を諫止した、家康は非常に感じたが、我れに一念あればとて遂に伏見を出發することになつた、そこで元忠はその意中を汲んだ、流涕して家康を送る忠誠な光景、純美な態度、心ある者の膽をえぐつた。

(二)元忠の伏見城は危くなつた、包圍の面々は嘗ては朝鮮八道を據據させた猛勇の士であ

る。曰く

小早川秀秋
宇喜多秀家
島津義弘
毛利輝元
小四行長
安國寺惠環

加ふるに總勢四萬であつた。常人であつたならば和を持出さない

とも限らぬ。増田は呉を勸めた、秀秋も反應の意を示した、けれども悉く之をはねつけて仕舞つた。併しその誠意ある勸降に對しては感謝をしてゐた。小早川に對しては斯ういつた。

『若シ家康ノ爲ヲ思ハルルナレバ、大阪方ト共ニ攻撃ニ加ハリ、東方大軍ノ來ルヲ待テ内通サレヨ。』といつたさうである。

(三)一死主恩に報ゆる忠肝義膽實に感んずべきの至りである。此の鞏固な態度には追の敵も敬服して元忠は感心な奴だといつた。

(四)元忠は十三才で始めて十一才の家康に仕へたもので六十二才で伏見城に戦死するまで滿五十七年間その功を建てた大偉功者である。一死主恩に報ゆるといふ節操實に感んずべきである。

(五)家康に急使を派していよく決死的籠城となつた。元忠の斯かる態度は味方の士氣を非常に鼓舞した。去就の決心を定める上に非常な力となつた。爲めに伏見城は容易に陥ちなかつた。

(六)元忠は且つ言つた、生命を惜む者は去れと勵ました。そうして悲壯な訣別の宴を張つて最後まで戦つた。

第五節 籠城の價値

斯くして惡戰苦闘をつけたが遂に衆寡敵せず孤城落日の悲運に迫つた、伏見落城に就いては大日本歴史集成に次の記事がある。

家康の東下するや、其の臣鳥居元忠を伏見城に留め内藤家長、松平家忠、松平近正等と共に之れを守らしめたり。此の時、木下勝俊も城内に在り、松の丸を守りしが、元忠の議論合はずして京都に走り、大阪城西の丸を守りし佐野綱正は、毛利輝元に追はれて來り、兵五百を率ゐて城に入れり。かくて、城中の兵は總計凡そ千八百餘人となりぬ、鳥津義弘は、先きに家康に約するに、伏見城據守の事を以てせしかば、こゝに至りて、元忠と共に城を守らんとせしに、元忠以て詐謀となし、之れを容れざりければ、義弘は止むなく西軍に屬しき。かくて西軍は九月十九日より伏見城の攻撃に着手せしが、其の將帥は前述の義弘の外に、宇喜多秀家、小早川秀秋、毛利秀元、吉川廣家、鍋島勝茂、小西行長、安國寺惠瓊などにして、兵數凡そ四萬餘人あり、城中より之を望めば、人馬相疊積し立錐の地を見ざりしといふ。

秀秋は心を家康に屬し、且つ三成を喜ばざりければ、元忠に就きて共に城守せんと請ひしが元忠は之れを退けた、秀秋が東軍に叛應せざるは、豫め家康と結託せるによるなり云々

城兵もとより少しと雖も、皆能く殊死して防戦しければ、旬日を

經るも容易に下らざりしが、城内松の丸の守兵に加はれる甲賀の郷士が敵に内應せるによりて城は遂に陥落したり。初め長束正家の士に、郷士の知人あり。正家、郷士の妻子の甲賀に在る者を捕縛し、之れを磔刑に處せんと擬し、郷士の知人をして矢文を城中に投ぜしめ、若し志し改めて内應せば、妻子を宥し、且つ厚く賞すべきを約せしめぬ。かくて郷士山口宗功、堀十内等は矢文を以て内應を約し、七月三十日の夜半、同志四十餘人と共に火を城に放ち、城壁を破壊すること凡そ五十餘間、以て西軍の侵入に便ならしめ、而して後、逃れ走れり、是に於いて、火は四方に延焼し、西軍は急に城中に進撃せしかば、元忠以下城兵悉く戦死し、八月一日午後三時に至り、城は終に陥れり。

その壯烈最後を偲ぶことが出来る。而して籠城すること十二日間、若し之を普通の人間が守つたとしたならば、一日も支へることは出来ないのである、その兵數に於いて早くも想像が出来る

のである。この十二日間の籠城は如何なる意味を示すか、之れ家康側に多大なる關係を有するのである。

即ち關原の戦に非常な打撃を生ずるのであつて家康は之れがため非常な不利を見なければならなかつたのである。故に伏見籠城が長引けば長引く程家康には有利である。殊に秀秋の内應が元忠による所が大とすれば、之れ實にますく伏見籠城といふことが關原戦の大勝を博する前提となるのである。今若し松の丸を守つて居る者の内應が無かつたとしたら更に幾日かを支へ得たのであつた。最初から大阪軍は豫期に反したのであつた、初の程は、何にこれ式の伏見を一もみにして呉れんすといふ意味であつたのであるが、當つてみれば實に一騎當千の勢であつたのである。斯くて一同花々しき最期を遂げた急使は八月十日家康の江戸城に達したのである。此の時、家康は潸然として西方を望んで落涙數行の體であつたといふ。これ家康にとつては久し振りの涙であつたのである。

第六節 國史上の開城と武士道教材の重視

由來我が國史上に於いて名高い開城の事實は次の五つである。

- (一) 武田信玄の野田城攻撃 (城將菅沼定盈)
- (二) 高松城主清水宗治。
- (三) 丁汝昌。(威海衛)
- (四) ステツセル。(旅順港)
- (五) 青島攻撃

その上に伏見城の開城を合せて六つである。何れも其の特色があつて其の壯烈なる點に於いて何れを勝れりとするは出来ない、威海衛に於ける丁汝昌の降伏の所では、教科書に、『敵將丁汝昌は死力をつくして之を守りしが、我が軍しきりに砲臺を陥れ軍艦をうち沈むるに及びて、力つきて降を請ひ、部下の將士を助けんことを求めて、自らは毒をのみて死せり。裕亨深く其の志をあはれみ、特に汽船を與へて汝昌の柩を送らしめたり。』とあつて、敵の忠死を稱へつゝ、また博愛、愛敵の精神の必要な所以を示して居る。

更に旅順の開城については『旅順の要塞は、敵が難攻不落を以て世界にほこりし堅城なる上、敵

將ステツセル固く守りしかば、容易に陥るゝこと能はず。されど我が忠勇なる將卒は、一を以て君恩にむくいんとし、幾度となく突撃を行ひて、やうやく二百三高地を占領し、港内にかくるたる軍艦を悉くうち沈め、他の砲臺をもつゞいて占領せしかば、ステツセル力つきて、翌三十八年一月、城を開きて降を請ふ。天皇は、ステツセルが其の國の爲めに盡せし忠節を嘉して、武士の面目を保たしむべき御旨を傳へたまひ、城中の將校には、特に帶劍を許して、本國に歸ることを得せしめたり。』と幾多の美談を飾つて居る。更に青島を陥るの條に於ては、『こゝに於て我が海軍は、たゞちに膠洲灣を封鎖し、陸軍は背面より青島を攻撃せり。既にして我が軍、青島の要塞にせまるに及び、天皇の御旨を敵に傳へて、非戦闘員を救ひ出したる後、海陸力を合はせて總攻撃を行ひしに、さしも堅固を以てほこりし、要塞も十一月遂に陥り、敵軍悉く降り』とある。又高松城の水攻めの所では『毛利氏の部將清水宗治を備中の高松城に圍み、川をせきとめて之を水攻にす。をりからの五月雨に水みなぎりて、城まさに沈まんとするも、宗治なほ屈せず。輝元大軍を率ゐて來り、之を救はんとせしが、其の敵すべからざるを察して和を求め、己が領地のうち五箇國を讓りて、城中の將士を助けんことを請ふされど秀吉これを聽かざりしより、宗治は身

を以て士卒の命に代らんとし、城より小舟を乗出して、敵の面前に自刃し、和議はじめて成れり。』とあつて何れも幾多の美談を物語つて居る、一讀したゞけでも非常な感じに打たれるのであるが、獨り元忠の忠死の所は前にも屢々述べたやうに反應がないのである。余の考を以てせば、その主を思ふ至情の熱烈なる點に於いて元忠の忠節は決して他に遜色がないのである、宜しく此に着眼してその忠誠の精神を發揮すべきである。殊に今日の如く柔弱浮薄で、無節操な時代に於いては之等武士道の教材を今少しく重要視し、現代人の頭に深く刻みつける必要があると思ふのである。

第七節 元忠の逸話

(一)家康は嘗て元忠の戦功を賞して感状を授けやうとしたことがあるが、元忠のいふには私は世上の渡奉公をする武士とは違ひ、誰に見せて舊功を誇る考のない身には、無用であると思つたといふことである。其の至情の程が思ひやられる。

(二)晩年に秀吉が元忠を召して叙爵の内意を諭された時も、徳川家譜代の家臣として二君に

忠を入れる道を辨へませぬと述べて固く辭退をした。これは先祖累代の主恩を有り難く感銘して、外に又と主を取るやうなことはしないとの意味である。

(三)彼れの遺誡も亦之れと同意に出たものである。

元忠が其の子忠政を誡めたもの(元忠の訓誡状)

御取立を受けて大名にもならんなどと云ふ心が出来れば、武道の冥利の盡くる端と心得よ。愁に引かれては命が惜まれ、命が惜まれては武功が立てられぬ。

先祖累代の主恩を難有感銘して外に又と主を取るやうなことがあつてはならぬ。と深く戒めた。

(四)落城後

(イ)家康は西方を望んで熱涙を流して元忠の忠誠をなげいた。

(ロ)元忠の首を奪つた佐野四郎右衛門の自首に對して其の節義を感歎した。

(ハ)伏見城の陥るや、三成は鳥居元忠の忠誠に感じて其の戦死の狀を其の子忠政に報じた。

之れ一面に三成の涙なき人に非ざるを知るに足る證據であるが、元忠の節操能く敵をして感歎せしめたといふ事實にもなるのである。以上に述べた精神をかみ砕いて教壇上に立つならば元忠の忠誠を感得することは容易であると思ふ。主に盡した忠は移して以て君に對する忠誠となるのである、誰が何といつても忠節をまけず、利欲に走らず、唯進むべき道を進んで行つた操守な意氣に對しては彼我を分たす感歎するであらう。封建時代の賜として斯かる恩誼の念に燃え主従の温い情操を養ふたことは素晴らしいものであつた、此の了解がなければ武家時代の歴史は説くことが出来ないのである。

第十一章 家光の鎖國

第一節 耶蘇教を禁制せし原因

- (1) 常時の耶蘇教徒は信仰の力強く刑罰も其の功を奏せざりしはその一。
- (2) 常時の耶蘇教は宗教を國家政策として利用せる傾向のありしことその二。
- (3) 和蘭人が商敵として葡萄牙人、西班牙人を中傷したるその三。(異教徒を殺戮する等のこともあつた)之を概約すれば政治的破壊(領土的野心)と道德的破壊(忠孝主義の破壊)(君父を無視)の二となり、更にキリスト教徒の三主義として一に布教
二に貿易
三に占領といふ危険性を認められたからである。而して之を極端に嚴禁したのは島原の亂後である。左に記する所のは去る大正七年研究したもので之れが動機は實に山田義直氏の熱誠なる講演に基くものである。

葡萄牙、西班牙兩國人先づ來り、和蘭、英吉利兩國人亦相ついで來り、我が商船は連年南洋に

航し、ついで家康が亞米利加との航路を開くに及び、我が外國貿易は年毎に盛大に赴かんとしたりしが『葡、西兩國人の基督教弘通には、國土侵略てふ危険の伴ふこと』は、先づ幕府をして國民の基督教信仰を禁止せしめ、終には海外渡航を嚴禁するの止む無きに至らしめければ、海外貿易は此に殆んど廢絶し、(支那、朝鮮、和蘭の三國)さしも冒險有爲の氣象に富みたりし我が國民も空しく港を鎖して極東の島帝國內に昇平の夢を貪ること久しきに及びぬ。

第二節 家康の禁令及び其の發令の動機

海外貿易の擴張に盡したりし家康が、始めて基督教信仰の禁止を令せしは、慶長十八年十二月にあり。其の文中の粹を抜かば左の如し。

- (1) 夫れ日本は元是れ神國なり。陰陽不測、之れを名けて神と謂ふ聖の聖なり、靈の靈なり誰か尊崇せざらんや。
- (2) 況んや人の生を得るは、悉く陰陽の感する所たるをや。五體六塵、起居動靜、須臾も神を離れず。神は他に求むる非ず。人々具足し、箇々圓成す。廻ち是れ神の體なり。又佛

國と稱する據る所無からず。文に曰く「惟れ神明應迹の國、大日の本國なり」と。法華に曰く「諸佛教世は大通に任ず。衆生を悦ばさんがために、無量の神力を現す」と。此れ金口の妙文なり。神は佛と其の名を異にするも、其趣きは一なり。

- (3) 日本は神國、佛國にして、神を尙び佛を教ひ仁義の道を専らにして、善惡の法を匡す。過犯の輩あらば、其の輕重に隨ひ五刑に行ふ。(墨、劓、宮、大辟)
- (4) 彼の伴天連の徒黨皆件の政令に反し、神道を嫌疑し正法を誹謗し、義を破り、善を損ひ刑人あるを見れば則ち欣び則ち奔り、自拜自禮是れを以て宗の本懐と爲す。邪法に非らずして何ぞや。

- (5) 實に神敵、佛敵なり。
- (6) 急に禁ぜずんば後世必ず國家の患有らん。
- (7) 殊に號令を司りて之を制せずんば、却りて天譴を蒙らん。
- (8) 日本國の内、寸土尺地、手足を措く所なく、速かに之を掃蕩し、命に違ふ者あらば、之を刑罰すべし。

(9)今幸に天の詔を受け日域に主として國柄を乗ること茲に年有り。外、五帝の至徳を顯はし、内、一大の藏教に歸す。是れが故に、國豊かに民安し。

(10)經に曰く「現世安穩、後世善處」と。孔夫子も亦曰く「身體髮膚、父母に受け、敢て毀傷せざるは孝の始めなり」と。其の身を全うするは、乃ち是れ敬神なり、早く彼の邪法を付けて彌々我が正法を昌んにせよ。

(以上異國日記に載する所)

當時家康が右の禁令に附隨して發せる者なりと稱する十五條の掟書も、亦世に傳はれり。其の第一條に曰く、

一、切支丹の法は死を顧みず、火に入るも燒かれず、水に入るも溺れず身より血を出だして死を成すを成佛と立つる故に天下の法度嚴密なり。之に依りて、死を輕うする者、吟味を遂ぐ可き事。

蓋し、當時の基督教信徒の信仰に熱烈なるや、宗門の爲めには、死をも辭せざりければ、此の令文には、死を畏れざる者を以て基督教徒の嫌疑者と見なし、之を糾問すべきを説けるものとす、

家康が右の禁令を出だせる理由は、史上に明記せられざれど、史家の説く所によれば

第三節 家康の禁令に對する史家の説

(一)當時の我が基督教徒は其の信仰甚だ堅固にして、信仰の事に關しては、君侯の命令にだも従はざるの風あること。殊に宗教の爲めには死をも恐れざれば、刑罰も其の功を奏せず、法令も施す所無し、是れ幕府が、此の教を以て國家に大害なりと見なせる所以のなり。

(二)當時來航せる西班牙人の間には、先づ其の宗教を日本に弘め、宗教の力にて我が國土を奪はんとする者ありとの風聞ありしこと。初め慶長元年(秀吉存命中)土佐の浦戸に漂着したる西班牙船あり。其水先案内人フランシスコ、デ、ランダなる者、領主の使者増田右衛門尉に地圖を示して其の國王の領土の廣大なるを告げ右衛門尉が、「國王は如何にして是れ等の土地を併せたるや」と問ふに及び「先づ僧侶を送りて其の宗教を弘め、之れに次ぐに軍隊を以てして其の國を征服す。」と答へたりと云ふ。之を聞ける我が國民は、西

班牙人の基督教布教に就きて、やゝ疑を懐きたりしに、慶長十六年に來れるヌエバ、イ
 スパニヤの使節セバスタヤン、グイスカイノは、家康の許可を得て我が東北地方の東海
 岸を測量したり。其の目的とする所は日本附近に於て金銀の産に富める島嶼を發見する
 に在りしに表面上は「呂宋より濃尾數般(ヌエバ、イスパニヤ)に赴く船舶の暴風に遇ひ
 て漂着する者の爲めに良港を搜索せしが爲めなり」と稱せり。然るに此の測量事業は、前
 述のランダの暴言と相合して我が國民をして、『西班牙人の布教は國土侵略の前提なり』
 との疑惧心を増さしめたり。さればグイスカイノの歸國に際し、家康が濃尾數般に送れ
 る書には『通商は之れを許すも、我が國內に基督教をば弘通すべからざる』を説けるな
 り。思ふに「基督教の布教は國土侵略の前提たること」の疑ひは、禁教の最も重大なる原
 因なりしもの加し。

文學博士坪井九馬三先生の説に曰く

是れ畢竟、葡人の東洋に於ける舉動を描く者なり。蓋し彼れ等の印度地方に至るや、其の土民
 に臨むに傲然として恰かも領主の如く、先づ宗教を弘め、信する者は之れを咎めず、信ぜざる者

は殺戮して憚る所なし。斯くの如きは、當時の葡人に取りては尋常の茶飯にして、別に殘酷とも
 思はざりしに似たり。葡人はもとマウル人と激戦して其の國を建てたる者なれば、其の所謂武士
 道は、取りも直さず、耶蘇教狂なり。故に異教者を殺戮して宗教を弘むるは、むしろ天道に協へ
 りとしたるならん。是れを以て、葡人の植民するは商業を擴張せんが爲めに非ず、むしろ其の本
 義に於ては耶蘇教を弘むるに在りしなるべし。故に先づ宗教を弘めて人民をなづけ由りて國を取
 ると謂はれしも、已むを得ざる事なるべし。此の事は一和蘭人の讒言のみにあらず、當時の事情
 に委しき人々は、皆斯くの如く言へり。例へば、「大村家秘録」に

其の頃、家士千々石清左衛門と云ふ者、幼少より彼の門弟になり、ロウマに渡り、勤學蘊奥を
 究めて歸朝し、潜かに喜前公に語りて曰く「彼の宗旨、極めて邪法なり。表に菩提を唱へ、日本
 國中を彼の宗門に引き入れ、遂に國を奪ふべき深謀なり。」云々
 と見え、又「破提字子」に

「日本に住する破天連、異留滿(イルマン)の哺育(ハゴクミ)は南蠻の帝王より繼がるゝに、日本
 人は何としても我が本意に叶ふべからず。向後は日本人を破天連に爲すこと勿れ」との儀にては

皆面白くも存せず。日本を覗ふに、國人は何と云ふとも、國の最負あらんと思ふ故と思し召せ。とあり。又、西證寺の文書「ころび書物」にも、

破天連も畢竟、他の國を取る謀にて御座候。

と見え、其の他當時の書類を見れば、「葡の僧の布教は畢竟するに日本を取らんが爲なり。」との疑ひは、深く日本人に浸潤したるを知るべく、一に宣教師の辯疏などに依りて打ち消すべくもあらざりしなり。

(三)新來の和蘭人が常に葡、西兩國人を中傷せること。元和六年に英吉利、和蘭兩國人より將軍秀忠に寄せる書によると、慶長十五年及び元和三年に、和蘭人が書を家康に呈して葡萄牙、西班牙兩國より來れる僧侶の所爲に就きて論證せること確實なり。蓋し、慶長十四年長崎に於て媽港船撃沈事件あり。和蘭人は此の機に乗じて、葡人をば家康に讒訴したるなるべし。慶長十五年ナツサウ公モリスより將軍に呈せる書にも葡、西兩國人の詐請に富めること、及び耶蘇會徒及び、師父が隱謀を有することを述べたり。之を要するに家康の基督教の禁止を令せるは、葡西兩國人が布教によりて我が人心を惑亂し、

之れによりて國土を奪はんと志あるを疑ひ、且つ我が國民の基督教たる者には、深く之れを信仰せる結果、遂には愛國の思想をも忘失する者ある現狀に鑑みたるによるなるべし。但し家康存世の當時にありては西、葡兩國の商人は和蘭人の讒訴のために、何等の障害を受けざりしなり。(大日本歴史集成)

第四節 宣教師の説教振り

宣教師は唯一にして全智全能なる神を説き、神意は一に法王によりて人間に達せらる。法王の命令は神の命令なり。法王の命令に従ひて行動せば神意に適ひしものとして死して天國に至るを得べし。

天國は常樂恒歡の地なり。と説きたりとなせば、人の守るべきは唯管神意に違はざらんことなり。

神意に違はざらんと欲せば、法王の命をきくべし。法王は遠く羅馬にあり。よつて法王の命を受けて來れる宣教師の命を守るが捷徑なりと。

此の教が當然國情に大弊害あること自ら知り得らるべし。然らば其の弊害とは如何。

第五節 弊 害

(1) 弊害の一は日本人たる魂を無くして仕舞ふことなり。

△小西行長が關が原の戦に敗れて徳川氏に捕へらるゝや行長切腹せんとしたるが、又思ひ直し、切支丹宗にては自殺は神の意に悖り死しても天國に行くべからず。如かず首斬られて士としてこの上なき恥辱を蒙るとも死して天國に行かんには、と。即ちおめくくと首を斬られ識者をして頻卑戚足せしめたり。

(2) 弊害の二は宣教師の中には此の教によりて、國民を迷亂し、誘惑して國土を蠶食せんと思ひ居たることなり。信長が之を保護したるは切支丹宗を信仰したるにあらず。佛徒の跋扈を悪くみて、之を抑へん方便としたる迄なり。秀吉に至つて斷然禁止したるは寧ろ當然なり。(秀吉の禁止には感情も伴ひたるものなれど語る要なし。)

第六節 手段と目的と (鎖國)

鎖國に就きては、鎖國其のものが目的にあらずして目的は切支丹宗禁絶にありしなり。而も後世手段が目的の如くに主要のものとなりて攘夷の論を醸すに至れるなり。

第七節 禁止して尙禁絶し難かりし所以

貿易を許し居たる爲なり。尤も信仰は一旦之を確把すれば容易に脱却し難き性質のものなるを以て、よし貿易をも禁止したりとて直ちに禁絶すること難きは勿論なり。之れに加ふるに貿易を許し居たれば、貿易に事よせて竊に布教に來るあり。南洋に航して洗禮を受くるあり。禁絶のこゝと愈々難し。

然らば、何故に貿易をも禁止せざりしか。此の説明として教科書よりは『海外諸國との交通頗る繁く』の一句あり。國人帆船に乗じて南支の綾羅錦繡と南洋の伽羅、寶石、虎皮等及び西歐の時計、遠眼鏡、鐵砲等を得、日本よりは信長の頃銀を出し次いで金となり、徳川氏の頃は銅が主

なる輸出品なりき。之れを以て國人を利すること多かりき。如斯して海外渡航の事は當時社會の大潮流なると同時に伴ふに一代の功利を以てす。貿易禁止を斷行すべきは容易ならざりしなり。家光性峻嚴なり。十を打たば十を打ちすゑんば止まず。禁制の令を出して其の効果舉らざるを漫然と過看し去ること能はず。貿易の利得も一世の歸向も一切を犠牲に供し、酷刑を設けて壓迫又壓迫遂に窮鼠反噬の舉を實現するに至れり。

第八節 鎖國政策に對する批判

(1) 鎖國にして交通貿易を禁止したるのみならず禁書として西洋書籍の輸入を嚴禁せり。

(2) 其の結果として

一、外國の事情にうとからしめ

二、世界の進歩におくれしめたり。

(されど切支丹宗を根絶せんとせし幕府の目的は家光によりて達せられたり。)

(3) 耶蘇教の弊害を過大視する所に基く所は確に有り、果して之れありとせば利害相伴はざる

る恨あり。

(4) 之れ爲政者の周圍の事情に通ぜざるの不明より來るものならむか。禁絶も可なれど世界の事情に暗からしめ世界の進歩に遅れしめたる罪亦大なるものあらん。況んや根絶せんとする方法の酷なるものあるに於てをや。

(5) 然れども世論區々たり。直ちに決し難し。故に兒童に對しては種々に考察せしめて批判を求むるは必要なれど皮相の暴斷は慎むべきなり。兒童の判斷に任かせる態度も必要なり。

(6) 唯爲政者として力むべき點は世界の事情を知るの方途を求むることは必要なりと信ず。

(7) 禁令の意中亦汲むべき點多々あり。其の邊の其取扱に注意すべし。例へ基督教の弊害を過大視したるにせよ其の根本精神は神國たる我が國土を念するの切なるより斯くなりしなり。

(8) 鎖國政策の如きものは我が祖宗の法でなく、且つ國是にあらざる事を力説せよ。幕末の開港は一見如何にも外國の脅迫を受けて大騒ぎをなしたるの末餘儀なく行ひたるが、是

れ當時の邦人が久しく鎖國の事實に馴れて外國の事情を知らざりし爲めなり。

新政府は忽ち鎖國攘夷の方針を棄て斷然諸外國と和親するに至りしにあらずや。是れ實に我が祖宗の法たるなり。

然りと雖も鎖國政策が及ぼしたる無智と偏狹とによりて培養せられたるものは攘夷論なり。無智とは何ぞ。戸を閉ぢ門を闢して、國內の無事安穩のみを之れ欲したる結果國外の變遷進歩の如何を知らず鎖國數十年早く己に全く海外の事情にうとき太平の民となり了れるを云ふ。

偏狹とは何ぞ。尊王の思想の勃興と共に國內の文明を至上の誇として他を顧みるの餘裕なく、外國人としいへば直ちに夷狄禽獸の如くに嫌忌する感情なり。知識は皆無にして感情は甚だしく偏狹なり。此の知情の缺陷こそ攘夷論の根本思想上の著しき現象なり。此の攘夷思想が維新の際跡を失へるが如くに見ゆべしと雖も内面的潮流は毫末も變動せず、彼の日清、日露の兩役の如き内心に持續し來れる攘夷思想の發露と見ずしては解釋する能はず。由是觀之、攘夷論の主張は維新に於ける大運動の中心點なりしのみならず、實に現代に於ても猶關係深きなり。攘夷論と尊王論と共に明治大改革に際する思想上の二大潮流と云ふべきなり。此の本質と由來とに於て明瞭なる觀念を有せざれば鎖國の利弊を斷する難し故に兒童に向つては之を後見の例として兒童の判斷に任すべきなり。則ち世界の事情に遅れしめたる可否論は兒童に任じて然るべきなり。

第九節 鎖國の利害觀と教科書の態度

キリスト教ひろまるの條下に於いては『信長は手あつく其の宣教師を保護し、京都、安土等に教會堂、學校を建てしめれば、キリスト教は次第にひろまり、西洋の學問もやうやく行はれたり。然るにキリスト教の信者の中には、わが國の風のそむくものありて弊害少からざれば、秀吉は之を禁じ、教會堂をこぼち、宣教師を國外に追出せり。家康もまた此の方針によりて其の教を嚴禁せしも、外國との貿易はもとの如く之を許せり。されば海外との交通頗るしげくして、宣教師のひそかに來るもの絶えず、國民の之を信するものなほ多かりき。こゝに於て家光は、其の禁絶しがたきを見て、信者を嚴刑に處し、且つ國民の外國に行くことを禁じたり。』とあり、家光の

鎖國といふ條下では、『家光はこれよりますますキリスト教を嫌ひ、國民の海外に出づるを許さざるのみならず、西洋人の我が國に來ることをも嚴禁し、ただオランダ人はキリスト教の布教に關係せざりしより、支那人と同様に長崎に來りて貿易することを許せり。かく國を鎖せしかば、キリスト教は遂に國內に絶えて、幕府の目的は達したれども、外國との交通は全く衰へ、洋書を讀むことをさへ禁ぜられて、國民は外國の事情にうとく、世界の進歩におくるゝに至れり。』とある。依之みればキリスト教(切支丹宗)の弊害のあつたこと、及び鎖國の不利なりし點などは相當に掲げてある。先づ兒童としては之れ位の知識で十分であると思ふが、鎖國をしたといふことに對しては今少しく追究的に考察させる必要があるやうに思ふ。殊に今日の如く國際關係が最も圓滿に發達し、世界共存の福利を目前に見ることの出來る兒童に對しては特に注意を向ける必要があるやうに思ふ。故に此種材料の考察とか、又は批判といふものに對しては、其の當時からの見地と、現代を基礎にした見地とから之を眺める必要があるやうに思ふ。之れが眞に歴史を生動せしめる所以のものであらうと思ふ。此の意味に於いて余は從來の鎖國に對する批判考察から更に一步拔んでる必要があるやうに思ふ。必ずしも歴史は固定してゐないのである。常に史學の發

達や、事實の研究等からして移動するのであるし、又歴史を活用するといふ立場からは、少しづつは教ふる者の主観によつて變化して行くものであるから必ずしも過去の史實や、説明の仕方のみ踏襲する必要はないかと思ふ。斯かる考察の下に鎖國の利害問題に就いては常に新しい眼を以て研究して行かなければならない。殊に鎖國の問題は我國文化の上に非常な關係を有して居ることでもあるし、又常に進歩生長しつゝある兒童の教養に資すべきものであるのだから常に清新な考慮を環らさなければなるまいと思ふ。前節に述べた余の研究にしても多少今日のものとは幾らかの異つてをる點がある。それには史實の研究が進んだことも一つの原因であらうし、又自己の理念が進んで來たことも確かに原因である。又時勢が進んで來たこともその一因である。従前はあまり重要視されない教材であつても、時勢によつては非常に重要視されるやうになるのは當然である。鎖國の問題の如きは過ぎし昔の時代に於いては、さして重要視されなかつたやうに思ふ。少くとも現代と比較すれば確かに輕視された様に思はれる。ところが現在に於いては國際といふこと、それから文化といふこと、或は宗教といふこと、其他思想といふやうな方面と非常な關係を有するやうになるのであるから、同じことを説明するにしても教師の態度、教師の働き方

その心持といつたやうな方面に非常な差異があるのである、余は此の意味に於いて更新的な頭を以つて今一度鎖國の利害關係に就いて考察してみる必要があると思ふ、

先づ第一に内田銀藏氏の日本海上史論に表れた鎖國の利害觀の概要を見て行かう。

(一)從來(明治初年以來)鎖國を以て幕府が自家存立の爲めの陋策であつて、國家の進展を妨げ、甚だしく我國の世界に於ける發展を阻止したといふやうに説いたが、

(二)近來に於いては、又視方に依れば、必ずしも、さうでなくて、鎖國政策の爲に大名の野心あるものが、切支丹の勢力を借りて我が國亂を惹起するやうな事もなくなり、二百餘年間の太平が繼續され、其の間には、本邦特有の文華が鬱勃として起つた。

(三)且つ外品輸入制限の爲めに我が金銀が外國へ流出することを輕減し、又自然と國產の發達を促したといふ様な點もあつた。

(四)是も畢竟するに全く鎖國でなくて、和蘭人のみではあつたが、其の手から歐洲の品物が輸入されて居た事と、又適當の時機(即嘉永以來)に於て再び開國となつた事と、是等の事實から見た結果上の議論であるが、彼は參考すべきものと思はれる。云々、

勿論右の説は、今日から冷靜な見地に立つた論ではあるが、確かに従前の考察に比べてみれば一步卓越してゐる考である、之を要約すれば、先づ利益とも見るべき方面には

(A)内國の無事太平を保つたこと。(約二百年)

(B)此の間に内國文化の圓熟を來した。

(C)キリスト教の弊害を根絶した。

(D)尺寸の地も侵略せられなかつた。

(E)外國の事情に疎く世界の文明に後れたことは認めるが、鎖國は絶對的ではなかつた、従つて西洋文明が絶體に入らないのではなかつた、文明を受入れる素養は出來た。

新しい見方である、此の見解に従へば、利益の方が多いといふやうなことになるのであるが、兒童には、斯うだと判然と言ひ切る必要はない、それで先づ兒童に考へさせてみる、教科書の批判に就いても考へさせてみる、そうして斯かる點もある、斯かる意見を持つて居る人もあるといつて子供の頭を鍛へて行く、併し此所で注意を要することは、結果論の立場からのみ考察しては眞の批判とならないといふ点である。動機論からも考へさせなければならぬ、それには何うし

ても、或程度まで、其の當時の時代思潮、知識の程度、爲政者側の心的方面等の考察が大切となつて来る、次には、手段に對する考察である、動機もよく、又結果もよいがその手段の穩當ならざる場合もあるのである。余の一己の考を以てすれば、家光の鎖國に就いては、動機については動機善なりと言ひたい、又結果に就いても内部的には善い結果を來したと言ひたいが、家光に果して此の豫見ありや否やといふ點で解決がつくのである。果して前記の如き利益を得られるものと豫期してゐたか何うか、若し偶然的利益をあつたとすれば其の價值判斷は半減する。先づ斯かる窮屈な考を許容して結果は宜しと言ひたい。唯外部的關係より來る利益の方面即世界の文明に遅れたことは認めなければならぬ、此に結果論に於いては全體とし、又嚴密な意義に於いては黑白を附けるわけには行かないと思ふが、兒童に傳へる常識としては教科書の程度で上々である更に手段に於いては稍々苛酷の評を免れまいと思ふ。殊に戰國時代の餘波をうけて人心は人生の果かなきを感じて居る當時の民心、即ち朝には勇ましく門出を祝した戦友が、夕には白骨となつて來る時代なのであるから、そこには平和を命求し、人間以上の或ものに歸依せんとする宗教的情操は自ら湧いて來る時なのである、爲政者は宜しく此の方面にも注意するが良政治家であると

思ふ。論じて此に至れば鎖國の批判は全然家光の批判となるのである。鎖國主義に對する批判がともすると、此の邊にまで火の手を延して來るのは、家光その人に如上の缺陷があつたからである。勿論、當時のキリスト教の思想に危険性のあつたことは十分認める、従つて家光の持つてゐたやうな憂慮に對しては衷心同情を捧げるものである。

之れに對して國內の維持、乃至は難問題の起らないやうにした家光の鎖國の意中は大いに汲むべきものがある。けれども前述の批難は免れることは出來ない、要之、利益の多いといふ觀察は之を現代から冷靜に考へてのことである、従つて之等利益の方面は兒童には難解のことからである。故に兒童に對しては、教科書の態度でよい、又余が爲政者として其の手段が苛酷に失したことを説いたが、之れなどは今日の子供であれば直ちに發見し得る所である。故に此の教材も中々至難な材料である、故に或時は、家光の鎖國の動機に對して同情的に語り、又或場合には、兒童の感想を聴取して兒童の間を殺さぬ程度に處理し、又教科書末尾の世界の事情にうとくの説明をなす場合などは、然らば何んな風になるかと兒童に追究し、その答を基として、補説的に無智偏狭となりし諸現象を見せて、之れが、利害の判斷は兒童に一任するの大度に出でたいと思ふ、而

して終りに教師は、鎖國はそもく、何を生みしやと兒童に判断せしめることが大切である。

1, (鎖國)

2, (世界の事情に通ぜず)

3, (無智・偏見)

4, (攘夷思想)

さうして右の四階段の關係を吟味する位に止めたいと思ふのである。史上の人物が誰が何と評しやうが、悉く水平面以上の人物である、殊に爲政者になつてみれば、誰れしも野に居る時のやうには勝手は出来ない、人物批評には此の點を餘程慎まなければなるなと思ふ。功罪は何んな人の事業を見てもあるのだ、故に必ずしも一々の人物を一元的に悪なり、善なりと黑白をつけることは不要だ、勿論事柄によつては判然と嚴格に批判を下さなければならぬが、あまりに複雑して一言で處理することの出来ぬ場合は、善い點悪い點の兩端を區別するだけに止めて、總評を下すことをしないで各自の判断に任した方がよい場合が屢々あると思ふ。偉人の仕事の多くは、否すべてを言つてもよいのであるが、その時代に恰當する仕事をなさんとベストを盡したのである

が必ずしも現代的に考へて、その宜しきに合するといふやうなものではないのである。何となれば、人間は進歩するからである、又時勢は進展して止まざるものであるから、極端に現代觀から批判することは事實を假作的とならしめる憂があるからである、そこには何時も感謝の念と同情の念とが必要である。そこで大體の方針は其の時代からの批判を七分、現代からの考察的批判を三分といふ割合に行ふべきかと考へる。

第十二章 大石良雄

第一節 教科書の趣旨と世評

今回の改訂教科書は下巻第四十一に於いて大石良雄なる課を創設して大いに世上の注目を促した。或人は「當局は能く思切つて赤穂義士を載せたものである、此の史料を入れたといふ此の一事で、改訂教科書の全精神を窺ふことが出来る。斯種材料を採擇するといふことは國民教育上非常に重要な意味を齎らすものである、今迄教科書が此史料を取らなかつたのは、抑々如何なる理由に基くものであらうか、殆んど了解に苦しむ程であつた。由來赤穂義士史譚程感化力の偉大な材料は珍しい、又其の徳育の上に一種の魅力を有して居る點に於いては殆んど他に類例がない。云々」と非常に熱心な態度で賛意を表して居る、又或一部の論者は「思切つて入れたが、果して斯種材料が何れ程まで國民教育上に價値を有するものであらうか、否寧ろ價値どころの問題では

ない却つて兒童に面白からぬ結果を與へはしないであらうか。挿畫を見ても何だか殺氣立つてるやうに思ふ、斯くては兒童に復讐を奨励するやうなものである、さらぬだに今日は、色んな問題があつて困る、元祿の時代なれば兎に角今日の兒童に、否將來の國民を指導して行く上には、最早其の必要はない、何だか時代錯誤の觀がある。殊に今日の如く人類一般平和を希求し、且つ文化を高潮する時勢に際して斯種教材は陳腐である。』など、無妄な批評をするものがある。如上の二つの批判就中前者は大體教科書の眞意を能く傳へるものであると謂ふことが出来る、後者は之れに反して殆んど探るに足らない皮相の見である。成程挿畫を眺めたゞけでは殺伐に見える所が全然無いでもない、けれども、それらは全く夫等の史實を然か解するところより來る獨斷の然らしむる所である。故に一たび其挿畫の示す意味を仔細に考察する時は、瓢然として疑問は消失するのである。殊に教科書の本文、教科書の趣旨を闡明することによつて一層本課の教育的價値は判然するのである。惟ふに我が國の歴史の一大特色は一つに忠誠義烈の史蹟に富んで居るといふ點である。斯かる立派な歴史を有してゐることは確かに我が國歴史の誇りである、此の歴史上の誇りをして更に進めて行くことは我々の義務であり且つ權利である。我が國史の誇りは單に立派

な事績を多く有することではない、無限に發展する可能性を豊富に有することではなけらねばならない、それには何うしても顯著な事實、ポピュラーな内容を必要とする。それには赤穂義士の話のやうに、最も人口に膾炙し、又最も多く後世に感化を残した材料を持つて來なければならぬ。乃木大將の如き偉人ですら、義士の感化に因る所が尠くないと傳へられてをる。彼を思ひ是を思ふ時、義心、節操の精神涵養には、當然四十七義士の話を採擇すべきものだと思へる。以上は單に歴史を教訓上から眺めての見地に立つての論であるが、更に歴史の本質上、又當然出て來るべき筈のものである。更に我が國民精神の如何なるものであるか、また武士道の如何なる性質のものであるかを理解させる上からも切實にその必要を感じるのである、惟ふに元祿の時代は士氣衰廢した時である、斯かる背景の中に斯かる雄々しい行動があつたと説けば自ら我が國民性を解するに至るものである。世には、それらの事柄は芝居か、淨瑠璃などで十分養成し得るでないか、他で養ひ得ることは他に任かせるがよいといふのであるが、余の考では却つて斯かる至難な史績は教育的に正しい説明を與へる必要があらうと思ふ。

現代に於てすら大石良雄を國定教科書に載せることを憂ふる人が可なりに多いとすれば、猶更

正しい解釋を與へて、兒童に疑念を起させないやうに正しい史識を作つておくことが必要である。日本人である以上、恐らく義士の話を知らない者はないであらう、又、一生の間殊に青年期に於いては必ずや一度は此書に接するであらう、その際に働いて來るのは小學時代に於ける義士に對する信念であり理解である、此上に立つた讀書であつてこそ始めて教育的に義士を解することが出来るのである。小學校の教育は或意味に於いて生活のための準備である。斯ういつた所で何も教育則生活の主義と矛盾は來さない、總ての教育は今少しく此點に留意する必要があると思ふ。殊に今日のやうな浮薄な時代には此種の教材を多くするとは甚だ肝要なことである。或論者がいふには、そんな意味で赤穂義士を説くのであれば、修身科の一例話として取扱へばよい、成程此の言葉は一味の眞理は有して居る、けれども此の論者は歴史科に於ける教訓と修身科に於ける教訓との價値に就いて何れ程の差があるかを了解してゐないやうである。

同じ様な教訓的材料を取扱ふにしても、修身科で取扱ふのと、歴史科で取扱ふのとは非常な相違があるのである。何といつても修身の例話は背景を持たない、換言すれば、例話の事實、例話の人物は時代とか、時勢とかいふ舞臺を持つてゐない、唯、宙にブラ下つて居るのである、之れ

恰かも同じく劇を演ずるにしても、バックがあるのと無いのとでは観客の興味が異ると等しい理になる。歴史は時代を有して居り、事實といふ連結した流を持つて居るのであるから餘程叙述に現れて來る事柄が鮮明である、従つて兒童の印象を強め、感興を惹くことが大である、印象が強ければ強い程、又感興を惹く度が深ければ深い程感化の及ぶ範圍は深刻である。

然らば教科書が、大石良雄を創設した趣旨目的は果して那邊に存するのであらうか、余は挿畫及び本文叙述に表はれたもの並に編纂官の意向を汲みつゝ述べてみたいと思ふのである。

(一)趣旨

- (A)封建時代に於ける藩侯と藩臣との關係を知らしめる。
- (B)元祿時代に於ける思想・信念(君の心を以て)臣の心とす)を知らしめる。
- (C)義士の節操を偲ばせる。
- (D)此精神ありてこそ(1)當代の君臣關係が説けるのである。(2)封建制度が維持せられる。
- (E)即ち赤穂事件を通じて其の時代の社會時勢を遠觀せしめることが出来る。(社會の核心)

(F)現代の訓育資料に利用することが出来る。即ち主人と召使人、資本家と勞働者等の情誼的關係は如何にあるべきものであるかを暗示して居る。

要之、本課は單に大石良雄の傳記を説くのではない、以上の如く其の事實を説くことによつて社會時勢を見せて行くといふ責任をも負擔して居るのである其處が修身教授と大いに異るところである。修身であるならば、義士の活動そのもの、義に勇み難に趣く不動の精神といった方面にのみ注意されるのであつて其目的とする所も亦、徳性の涵養といふ一點に止るのであるが、歴史はそうではないのである。

固より兩科の共通點はある、併しその共通の精神共通の目的を達するにしても時代的背景を有する歴史科に於て取扱ふ方が遙に價值ある場合が少くないのである。けれども歴史を以て修身科の豫期する全部の目的を達することが出来るなど、主張するのでは毫頭ない、唯今日の國史教育と、修身教育とは今少しく連絡することが必要であること、及び此の精神で行くならば、従前の修身科の教材撰擇上に大いに取捨を行ふ必要があるではないかといふことを思ふが故に一言附記した次第である。修身の例語を取扱ふ場合などに、あの説明には今少しく歴史的の背景が欲しか

つたとか、あの話は歴史科の方に譲つた方が適當であるとかいふことが屢々ある、又歴史科に於いても、あそこは教訓を含めて話した方がよいとか、また修身的考察、倫理的批判を加へれば一層感激を與へたであらうなどいふ場合が往々ある。之等の事例は能く、國史科と修身科との聯關の必要、或は兩科に共通の目的が依存して居ることを證據立てるものである。次には教科書の記述を展開して更に本節の趣旨を明かにしよう。

(二)教科書本文の展開

(A)武勇の氣風衰ふ

- (1)綱吉の學問を盛にしたること。
- (2)次第に政治に倦みたること。
- (3)迷信に陥つて大を大切にし、人を輕んじたこと。
- (4)政治の大いのみだれたること。
- (5)太平の結果軟弱なる氣風が上下に充ち風俗などが頹廢したること。

(B)淺野長矩吉良義央を城中に傷つく

- (1)赤穂義士は斯かる時勢を背景として出でたること。
- (2)勅使東下のこと。
- (3)淺野長矩が恥辱を與へられたこと。
- (4)城中にて刃傷の沙汰に及んだこと。
- (5)幕府は長矩に切腹を命じたこと。

(C)良雄の人となり

- (1)山鹿素行との關係。
- (2)伊藤仁齋との關係。
- (3)仁齋長矩の人となりに感じたること。

(D)良雄等復讐を謀る。

- (1)良雄主家の再興を謀らんとす。
- (2)若し行はれずんば義央を殺して主の志を遂げんとしたること。
- (3)良雄隱忍して時の來を待つ。
- (4)長矩の家は再興せられざることに決定す。
- (5)良雄等遂に復讐のことに決す。

(E)良雄等の忠節

- (1)元祿十五年義央の邸を襲ひ主人の仇を復せしこと。
- (2)良雄の小刀に君恩の重くして一命の輕きことを彫りつけあることを示し、良雄の精神の如何なるものであつたかを表したること。
- (3)良金年少にして智勇人に勝れたること。及び父と行動を共にしたること。
- (4)綱吉深く良雄等の忠義に感動したること。
- (5)幕府の中にも義士を助けんと欲する者多かりしこと。
- (6)法によつて死を賜りしこと。
- (7)良雄等の節義は後世永く士民の職心を勵ましたること。

之を先に掲げた(一)教科書の趣旨に照らしてみれば一層その趣旨が明瞭になつて来る。然らば、此の教授によつて義士の行動は果して兒童に如何なる感化、影響を與へるものか、之れ吾人の最も眞摯に攻究を要する點であつて次節に究明せんとする所である。

第二節 義士は果して何を訓ふるか

本文の記事は極めて簡潔ではあるが、能く元祿時代の世相を表して居る、殊に當時代に於ける侯と藩臣との情誼的關係が、よほどうまく流露して居るやうに思ふ、即ち

『主家の變あるや、良雄は赤穂にあり、之を聞きて大いになげき、先づ主家の再興を謀り、若し行はれずんば云々。』

などの記事はよく良雄の精神を穿つて居る。自ら君の心を以て臣の心とする崇高な人格は此の僅かの行文の間から湧然として起つて来るのである。更に本文を通覽して見ると(A)綱吉始め幕閣等が良雄等以下の死を惜んだことが書いてあるが、此の叙述の仕方は非常に讀者の注意を惹くのである。一讀しただけで成程と感動させる、而かも教師が強いるのではない、將軍や、幕閣

などから直接に聞かされるやうな氣がするのである。教訓の仕方は間接的であつて第三者を介して居るのであるが、それが却つて一層強い印象を與へてをる。今回の教科書は「讀んだだけでも相當に感じさせることが出来る」といふ人があるが、尤もな言葉と思ふ。而かも之等の事柄は假作でない、事實であるといふ所に非常な強味がある。

(B)やむなく死を賜へりの記事、或は又、其の事を傳へ聞くもの、良雄等の節義に感ぜざるはなく、赤穂義士のほまれ甚だ高く、此の後ながく士民の義士を勵ましたりき。と結んだ點などは一層義士に對する節義を偲ばせるのである、又(O)良雄と志を同じくせる諸士の中には、たゞちに事を起さんとするものありしが、良雄は之を諭して時の來るを待たしめ云々の記事は如何にもよく義士の節制を表してをる、(D)良雄は、己が才をあらはさざれば、人々は之をあなどりしが、仁齋などは、かへつて其の人となりを感じたりといふ。之等の記事は無意識にみれば、何でもない事のやうであるが、中々さうではない、之れに依つて良雄の人格は一層よく顯現されるのである、而かも人々は之をあなどつたが、仁齋は感心してゐたなどの記述は、前にも述べた通り、第三者をして良雄の人格を語らしめたもので感激を與へることが一入大である。斯くの如く

にして良雄は常に凡人からは誤解されてゐた、而して此の誤解はやがて素志を貫徹することの出来た根源であつた。

如斯く吟味をして行けば、教科書の態度が如何にも周到であり且つ堂々たる態度であることを表明してをる。例へば

(一) 正々堂々と事實を列擧し、其の真相を傳へる點に於いて何の躊躇もない。

(二) 義士の義士たる所以并に、その沈着勇敢なる行動を明かにして居る。

(三) 而して其の義士の統領たる良雄の氣高い人格、その人格構成に關與せる山鹿素行との關係を述べて、此の擧の秩序あり、且つ上に對して敬虔な態度のあつたことを更に深く深めてをる。

等の諸點を考察して見れば本課を創設した深遠な意義が一層よく分らうと思ふ、以て本課の精神が、世上一般に唱へられてをるやうな俗な義士の話でない、其所には國民を指導して行くべき多くの要素が含まれて居るものと信ずる。故に本課を教授するものは通俗の義士談から更新的な意味を見出すことに依つて理性的に、教育的に精練してより善良なる効果をあけることが極めて

て重要である。斯かる見地から義士は果して何を訓ふるかの攻究は教科書を取扱ふ者の劈頭にも得なければならぬ點である。

義士は果して何を訓ふるか、

(I) 復讐せよとは教へぬ。

(II) 堅實なる思想、事業に對する共同一致の精神、義に勇み難に處して不動の精神の必要なこと。

(III) 武士道の典型的行爲たることを示して居る。

(イ) 愛敵の精神が發露して居る。

義士は決して無意義な殺生は欲しない、されば良雄は常に部下のみだりな殺到を戒めてをるのである。又吉良の死骸に對しては丁寧を極めたといふことである、更に吉良家の家臣が義士の行動に對して火急の場合にも係らず、天晴なる働き振りであると、稱歎したのを見ても如何に義士の行動に秩序があり、また如何に愛敵の精神に燃えてゐたか分る、されば打入の結果吉良方には死傷者三十五人計りを出したのみである。而かも不意を打たれたので吉良方に同志打をし

たといへば、實際義士の手に係つて死傷した者の数は極めて少い、従つて義士方の有様は何うであつたかといふと、負傷した者が、僅か一兩人あつたのみである。芝居などで演ずると観客や子供に感興のあるやうに仕組むものであるから大げさに扮装するが、實際は上記の次第である、之れ愛敵の精神の流露して居るといふ證據である。

(口) 節制

更に義士の行動を追懐すれば進むも退くも其の度を失はなかつた點及び一致共同よく其の節を守つたことは實に四十七義士の表にあらはれた特色の一つである、決してめい／＼勝手な功名争ひなどはしない始終一體となつて活動したのである。この一つでも吾人の學ぶべき所がある、此の精神こそ現代の團體生活に應用しなければならぬのである。而して大石が此こまでに部下を鍛ひあける苦心は實に容易ならぬものであつた。仇を取つた、首を取つたといふ其所には義士の本當の精神が表れてゐない、却つて義士の義士たる所以は其の行動よりは其の心情に、其の心情よりは其の心情の確乎不動の過程に於いて見ることが出来るのである。換言すれば吉良邸に打入るまでの臥薪嘗膽の中に又其の復仇を終つた後の義士の行動中にある。而して義士の節制は、そ

の一方面を飾る所のものである。

(ハ) 幕府に對する敬虔の態度

更に吾人をして感泣せしめる所以のものは、義士の行動が上に對して聊かも敬虔の態度を失はなかつたといふ點である。之れが實例として次のやうなことが傳へられて居る。

(一) 最初討入の日は、恰かも將軍が吉良家に御成りのある日であつた、此の時良雄は思ふやう、斯かる大切なる日に當つて仇を討つことは宜しくない、上將軍に對して相濟まないとて遂に之を中止したこと。

(二) 又引上げの際は、丁度十二月十五日であつて、恰かも當日は諸大名が御禮登城の日であるといふので、本道を通ることを憚り懇々迂路を廻つて裏道より泉岳寺に引上げたこと。

(三) 泉岳寺に着いて後も、一意恭順の意を表して、早速吉田忠左衛門、富森助右衛門をして大目付仙石伯耆守の屋敷へ届けさせ事の由を申し上げ、公裁を仰いだこと。

以上によつて良雄等以下の上を敬ぶ敬虔な態度は十分想像することが出来る。教授者宜しく斯

かる立派な態度のあつたことを力説すべきである、みだりがましい暴動の類とは自ら其の選を異にして居るのである。義士談が世人を感泣せしめる點は多々あるであらうが吾人は敬ふべきを敬ひ、惡むべきを惡んだといふ雄々しい態度を味ふことによつて更に義士に對する同情の念は増され、理性の涙にむせぶのである。

(二)謝恩

良雄死に臨んで厚く四家(細川・松平・毛利・水野)の優遇を感謝して、『生々世々の高恩を忘れぬ』と熱誠籠れる一語を残してゆいた、惟ふに右の四藩主即ち熊本藩主細川綱利、伊豫松山藩主松平定直、長府藩主毛利綱元、岡崎藩主水野忠之の四藩主は深く良雄以下の忠節に同情し、出来るだけの保護を加へ、且能ふ限りの優遇をしたのであつた。されば良雄は斯かる手厚い同情に對して感謝の意を表せんため生々世々の高恩を忘れぬと謂つたのである。古語に人格は瀕死の際に發する一語の中にありと言つたが、實に至言である。良雄の人格は實に謝恩の一事で卜ることが出来る。佛語に萬象一事といふ言葉があり又一條兼良は萬象は一心の發露であると謂つたが共に此の邊の消息を窺ふことが出来る良雄の節操も全く謝恩の念に基くものである。されば主に對

しては節義心となり四家に對しては謝恩の念となつて現はれるのであるが其の歸一する所は等しく更に深奥なる一心に基くものである。武士道的見地から詳細に觀察すれば猶此外にも幾多の教訓的資料を得ることが出来ると思ふが本節は以上で結ぶことにする。

第三節 復讐までの三楷梯

世人或はいふ良雄以下四十六義士の行動は如何にも血氣にはやり過ぎた嫌がある、又或者は良雄は最初から復讐を覺悟してゐたかの如く説くのであるが、之れは非常な誤解である。斯くては今まで述べた義士の精神は全然覆され水泡に歸して仕舞ふのである。事實決して然らず、良雄の復讐に至るまでの心事こそ實に一掬の涙を注がざるを得ないのである、その事は教科書に『之を聞きて大いになげき、先づ主家の再興を謀り、若し行はれずんば云々』の中に見えて居るのである。即ち良雄が復讐を決するに至るまでには次の三楷梯がある。

(一)城池受取の上使に上書して吉良の處分を要請し、更に一同城外に切腹するから檢使を出して呉れと頼んだのである。而して此の意中には、吉良の處分なき間は、家臣の生の續

く限り、決して城池を明渡さないと意氣を示して居るものである。

(二)城池を渡し、大學を以て家名相續を許されんことを歎願した。

(三)然るに此の望み一つも達せられないのである、即ち吉良の處分もしなければ、主家再興のことも望みの綱が切れたのである。此に於いて良雄は大いに自決する所があつた、よしさらば致し方なしと、恨を呑んで復讐の事を決したのである。故に決して或論者の如く一時の感情や、盲動で動いたのではない、飽くまでも理性の上に立つて盡せる限りの思慮を盡らしたのである。其の行くや堂々、其の退くや眞に大丈夫たるの大度があつたのである、されば若し上記の願さへ叶ふたならば

(1)自殺して主君の後を追うか、

(2)僧となつて後世を吊ふた

に相違ないのであつて、吉良を討つことは涙を呑んで忍んだであらうと信ずる。

教科書に既にして義央家を其の子に譲りて隱居し長矩の家は再興せられざること定まりしかば、良雄等はいよく謀を決して云々とあるのは即ち上記の心事を物語るものである、教授者

宜しく此に深き注意を拂ひ、良雄等以下四十六義士の心情の如何なるものであつたかを遺憾なく流露することに最善の努力を盡さなくてはならない。

此の點の理解はやがて四十七義士に對する同情と崇敬とを得る根本であつて至難教材の躍動する第一要諦である。池田氏の徳川時代史は次の如く述べてある。

(上略)又赤穂にては此事變に付て、追々江戸詰家老中より急報ありて、家老大石良雄、大野九郎兵衛、奥田將監ら、諸士を集めて其旨を申聞けしが、初めは吉良義央も死せりと思ひしに、後の報知には、左はなく手紙養生を命ぜられ、長矩は即夜切腹を命ぜられたりと知れしかば、良雄の議として、相手上野介存命とありては、當城を離散するは殘念至極なり、左ればとて籠城など、申す事は公儀へ對し奉り恐れ多ければ、上使到着の上は、御檢使を申請け、城門に一同罷出、切腹致し候上、空城にて引渡すべしと一決し、先其由を淺野家の一族なる在江戸諸大名の許へ申遣はすべしとて、用人多川九左衛門、月岡次右衛門の二人を急使として差立しに、疾く城受取の役に江戸を發したる後なれば、淺野安藝守及び戸田采女正らより、家老共口上の趣は穩かならざる仕方なれば、何分にも上使到着の上は、異議なく城池を相渡し、各離散あるべしと、懇ろに諭

告書を各々家老の輩に齎らして赤穂へ遣はせしに、此間に赤穂にては、大野九郎兵衛始め、追々異議申出る者ありて、切腹の事は立消の姿とならん様子なりしに、今又親族の方々より諭告の旨もあれば、さらば是非に及ばず、我々の仕方に依て親族の御方々まで御咎めを蒙るに於ては、彌々恐れ多き事なれば、城池は滞りなく相渡し、其上にて華岳寺（淺野家菩提所）に於て一同切腹致し、地下の先君へ殉すべしと、良雄等の議に同意の輩もありしが、多分は唯今切腹しては、公儀へ對し憤りを含むに當り、然るべからずとの議にて、其事も行はれず、是に於て良雄は、此の上は社稷を重しとし、君を輕しとすれば、先君の事は是非に及ばず、現に御舍弟大學殿在るなれば、此方に淺野家の家名、假令輕くとも御取立下され、又上野介方へも、何とか御沙汰の品もありて、大學は兄内匠亂心に非ざるし立て、世間の誹謗もなき様に願立るより外、あるべからず、と申せしに、是には大半同心しければ、右の次第を親族の諸大名へも申贈りたり。

右の如く一決して、四月十六日城池受取の役々、赤穂へ到着せしかば、同十八日より二十三日までに、悉皆引渡しを済し、其席にて良雄は、目付荒木十左衛門まで、今般の儀はとかく申上べき様なしと雖も、何卒御執成を以て、故内匠弟大學へ淺野家名仰付られ、且は上野介様へ

も何とか品も付き、大學儀人前罷或候様に、家中の者共一同に願ひ奉ると申せしに、十左衛門何の答もなかりしに、押返して同様に良雄申せし程に、其席に在りし幕府代官石原新右衛門より、誠に内藏助申所、餘儀もなく相聞え候と申せしかば、十左衛門も願之趣は承り置べしと挨拶あり、偕其夜十左衛門旅宿へ良雄を招き、今度城池引渡し之儀、諸事念入り、残る所なき仕方感心せり、依て今晚右之趣、江戸表御老中まで申上たり、殊に先刻城中にて再三願之趣、是亦尤の儀に付、委細御老中方御聽に達すべしとありしかば、良雄は厚く其恩旨を謝して、夫より京都に上り、妻を次男三男と共に、其生家なる但馬豊岡京極家々老石東源五兵衛の許に托し、且紫野大徳寺塔頭隨光院は、淺野長政開基建立の寺なれば、此所に淺野代々招魂の墓を營み、永代の祭祀料を附し、夫より嫡子松之丞（後に主税良金と改む）と共に山科に屏居して江戸表なる大學の様子如何と待居たりしに、是より先き在江戸の堀部安兵衛、磯貝十郎左衛門ら、奥田孫太夫と共に、長矩死して仇家義央が無事なるを憤り、是非に復仇せんと切に良雄へ迫り、先君二つなき命を捨て、代々續きたる御家をも願みざるは、萬々忍び難き憤りありしは勿論なれば、假令今大學様に、名跡相違なく下され候とも、上野介が首を取らずしては、人前

可立やと論ぜしに、良雄、夫は我らも思はざるにあらねど、御名跡斷絶切りにしては不忠の第一なり、復仇の事は第二の事にて、若其間に上野介病死しなば、子息左兵衛へ取掛るべし、夫も叶はずば我々武運の盡果たるなれば、其時は一同潔く自殺可致、左すれば、御家の外聞も立又一分一分の存念も違すべし、先づ我らに打任せ、時節を待べしと堅く執て動かす、既にして目付荒木十左衛門より、江戸へ歸府の上御序でありしを以て、赤穂に於て其方願出之趣、委細御老中方へ申上たりとの報知ありしを以て、さらばとて右禮謝の爲めとて、良雄は奥田將監、進藤源四郎、小山傳兵衛、原總右衛門、同道江戸に出て、荒木氏に右の謝辭を申述べたるは、十一月の末なりしに、十二月十三日に、吉良義央は、願に依て隱居を命ぜられ、息左兵衛へ家督相違なく下されて、表高家寄合となし、剩へ上邸を召上られ本所にて住所邸を賜りたれば、さらば大學身上も、近々何とか御沙汰もあるべしとて、再び山科に歸り、其報知を待居たりしに、翌十五年七月十八日に、

大學の閉門御免ありて、本家安藝守方へ妻子共に引取るべしと、命ぜられ、茲に至り全く淺野家再興の望み絶たるより、良雄はさらば急に第二の復仇をなすべしとて、兼て申合せたる

殉死決志の面々へ、申遣せしに云々とある、此の記事を見ても如何に上に對する敬虔な態度があつたか分る。殊に一書の傳へる所によると、上使が城池を受取りに來た際に、犬養頭かを整然と養ひ揃へてゐたといふことである、之れは當時綱吉將軍が非常に犬を大切にしていた時代であるから大石は上の意を汲んで最後までその命を奉じたものである、此の犬の一事がまた良雄の萬事を能く説明して居る、上使が感心をしたのも無理からぬことである、又以上の記述は次の點を最も明瞭に傳へて居る。

- (一) 良雄の精神は最初少しも復讐のことなどは念頭においてゐなかつたこと、即ち復仇のこととは第二、第三の手段であつたことが分る。
- (二) 磯貝等が復仇を切りに迫つても、御名跡斷絶切りにしては不忠の第一なりと之をなだめてをる所に理性が働いて居る。
- (三) 余もまたしか思へどと謂ふ所に自制の力が働いて居る。
- (四) 上使に對する禮節の正しき所に良雄の人格が輝いて居る。

第四節 幕府の處置

教科書には『綱吉深く良雄等の其の主に忠義を盡したるを賞し、幕府の中にも之を助けんと欲するものありしかど、かねて幕府は、多くの人々が徒黨を結ぶことを禁じたれば、やむなく死を賜へり。』とある。之に依つてみれば良雄以下四十七義士は法に死し情に生きたといふことが出来る。

大日本全史には、當時一般の世評は勿論の事、幕府の有司も深く良雄に同情し、特命を以て之を宥さうといふ議もあつた、畢竟するに將軍綱吉が此の頃經學を好み忠孝を獎勵して居た際で、内心良雄等の義舉を嘉尚したから諸有司も其の意を受けたのである。されども法は枉ぐべからずとの事で、翌十六年二月四日、使を四家に遣はし命じて皆自殺させた。遺骸は生前の請により泉岳寺なる長矩の墓側に葬る事を許した。幕府は又同日を以て義央の嗣左兵衛に對し、淺野内匠頭の家來が上野介を討取つた際、左兵衛の仕方が、不都合であつたので、所領を召上げると嚴命し、諏訪安藤守へ預けた、後に長矩の弟大學を取立て五百石を賜うて旗本とした。とある。

又日本近世時代史には次の如く書いてある。『蓋し當時綱吉經學を好み、常に倫理を自ら説く故に良雄の義舉に於て内心之を嘉尚せしを以て、諸有司亦其意を體して其議を上りしなるべし、然れ共國家典刑の在るありて、情に於て嘉みすべきも、法に於て假すべからず、茲に於て左の一策を按出せしならん。』

淺野内匠頭長矩が家人等、主の仇なりとて、吉良上野介義央をうちし頃、公(綱吉)にも、彼らが忠義御感ありて、助けたくや思しけん、日光御門主公辨法親王御對顔ありし時、さても政務を執行ふ身は、心に聊もいとまなし、聞も及び給ふらん、淺野内匠が家人らの事、其忠誠義烈のさま、叔世にはめづらしき程の事にて、彼らを其儘に助け置度はおもへども、かへりては政道に於て、腹切らねばかなはぬ定めなり、何共思ひなやむよし、仰られしかば、法親王にはいかゞ思召けん、何の御答もなかりしなり、又ある傳へには、此時この事法親王に尋問せしめられしに、親王の議によりて腹切せられしともいへり(常憲院實記附録)蓋し上野官は幕府に於ても特に崇敬ある御方なるに、釋門の御事なれば、此時綱吉に對して、良雄ら助命の事、一言御歎きありしならば、之を機として助命せんと綱吉の心中なり、元來此官の御歎きとか、又は御頼みとあれ

ば、幕府に於ても、左右なく拒絶する事なく、其旨趣を採納ありて、時々法を寛めし例多々なり、然るに綱吉が折角の望みも、其甲斐なかりしかば、遂に翌十六年二月四日に切腹を命じ、中略)蓋し従來公許を得ざる復讐は、流罪に處する例なるも、そは對當の輩同士の事にて、是は苟も幕府高家の歴々にて、官位四位少將をかけたる人を、陪臣の分として、殊に將軍の膝元を憚らず、飛道具を持参したる等は、對等同士の事に比して數等重しと雖も、流石に忠義の人々なれば、直参の士と同様に目付使番を檢使となして、士法の自盡を命じ、其上死骸は義士ら生前の願に任せて、泉岳寺なる亡主の墓側に埋葬するを許したるなど、一方はほどこまでも忠志を憐み、一方は國家の典刑を正したるは、實に正當の處置なり、想ふに四十七士は、太平の世に於ては、空前絶後の美事にして、徳川幕府の歴史に、無上の花を咲せたるものといふべし。』

又青木武助氏の著大日本歴史集成六一〇頁には『思ふに、長矩に對しては、又傷の即夜切腹せしめて、義央を討ちとめたりと誤認せしま、瞑目せしめたる、及び私情の爲めに國法を枉けず、四十六士をば悉く切腹に處したる幕府の處置は間然する所無しといふ可し。四十六士にして、此の際自及せずして存命せば、其の天年を以て終るまでには、美名を傷くるの所爲ある者無しとも限るまじく、従ひて世道人心に及ぼす所は、今日の如くにはあらざりしならん。而して幕府が後に長矩の弟大學を取り立て、五百石の旗本と爲し、吉良左兵衛の罪を赦さず、永く其の家を絶ちしは、注意すべき所とす。云々。』又別書に上野宮(公辦法親王)のことを次のやうに書いて居る。

『今更赦し給ふとも、彼等再び他家に仕ふべき者にあらず、あたら忠義の士を山林に飢餓せしめんより武士の道を立てさせて死を賜はらんには、彼等が志も空しからず、公の掟も立つべし、云々』以上によつて幕府が良雄以下の四十六士に對する態度が明かとなつた、而して幕府の處置は前述の通り實に間然する所はない、義士は幕府の處置に對しては聊かも不平を抱くものはなかつた、却つて其の厚意に對して厚く感謝をしたに違ひない、若し義士にして永く生存することになれば、折角の美名を傷くる所爲もないとは限らない、況して良雄等以下四十六士は既に死を決して居るのであるから、之に死を賜ふといふとは決して義士の苦痛とする所ではないのである、一命は既に主人長矩公に捧けて居るのである、誠に上野宮の仰せの如く、彼等が志も空しくないのである、又同時に公の掟も立つ所以である。後に至り長矩の弟大學を五百石の旗本に取立てた

にも係らず、吉良の罪を許さなかつたのである、此一事を見ても如何に幕府が義士に同情を寄せ
てゐたか分るのである。義士よ以て瞑すべきである。又上野宮の御態度は更に卓越して居るや
うに思ふ、此の邊の取扱には十分の注意を拂ふがよい。如斯論すれば、極めて簡單に片附いたや
うであるが、中々さうではないのである。例へば老中の内輪に於ても人によつてはその見解が大
いに異なるのである、一方が武家法度の文武忠孝を勵むの條に依つて之を許さんとすれば、兵具を
持したるは如何と詰る、又同法度の徒黨を結び、狼藉した罪科に問はんとすれば、徒黨を結ぶ志
あれば、赤穂引渡の折にす可きものである、之れ無きは、果して如何、之れによつて所斷すべき
ものなりなど種々なる議論が出たのである。時に土屋相模守政直は老中に向つて、片手討は、後
に事變を醸す禍根となると諫止したが、遂に容れられなかつた。

第五節 義士に對する學者の態度

良雄等以下死を賜はるに及び、世人の哀惜追慕殊に深く、既に林大學頭信篤は、其の死を悼む
の餘り、『皇天猶未助貞忠』と一詩を賦した所が、其門下生等亦之に和したるものが疾くも世流に

布したから、老中から信篤に向つて、斯る詩を賦したる所以は如何なる心得にやと内意すらあつ
た、信篤は、別に何の存念も無いが唯餘りに彼者共不憫に存じたる故、ふと綴りしものである旨
を申した所が、追にその後は何の咎めもなかつた、從て其後は學者間に之を賞賛する輩が多く出
て、或は文に或は詩に著した。殊に室鳩巢は義人録を著して其事蹟を世に公けにして以來、漸次
類似の書類が多く世に出るやうになつた、殊に「義士」なる名稱は義人録の出たる影響でそれ以
來、公然義士と呼ぶやうになり、續いて義士銘々傳の如き書が出るやうになつて、老若男女の間
と雖も之を追慕するに至つたのである。然るに此に一種の異見を立てたのは、其主柳澤の威勢
と共に名聲隠れなき荻生徂徠であつた。徂徠は大いに良雄の舉を反駁批難して「非義」とした。
のみならず、彼等が泉岳寺に於いて自盡せず、大目付の許に自首して公裁を仰いだのは、萬死中
に一生を憐憫せる心事なりと論斷せしより、俄かに學者間の大問題となり、甲論乙駁實に數年の
長きに涉つた。然れども牽強附會の僻論は、明理精義の公論には到底對抗すべきでない、これが
爲め却つて義士の名聲は隆々たるもので今日の泉岳寺の香花は能く之を證明して居る。惟ふに徂
徠は常に支那を欣慕し、自ら東夷の人と稱した程の支那崇拜者である、又彼の住居が日本橋より

芝に轉ぜし時、中華の方へ數町近くなつたと言ひし程の狂態も恬然として省みざるの實であつたから、世の風潮に反對せんとの好奇心に出たりとの説があるが、決してこれのみではない、當時徂徠は、吉良左兵衛の侍讀を托されたる好みもあつたので、特に然か爲せしにはあらざるか、當らずとも遠からずの所論と考へる。如斯にして學者の態度は自ら左の二つに分れる。

(一) 義士賛成論者

- (A) 五井蘭洲(亡君の遺志を繼ぎしものにて長矩の憾みは輿衆の死せざるによる。故に死罪は不當なり。)
- (B) 赤松滄洲(反對者を論難することおびたゞし)
- (C) 山本北山(義士靈寃を著して反對者を論難す)
- (D) 林鳳岡(詩を賦して忠死を悼む)
- (E) 室鳩巢(義人錄を著して其事蹟を述べたり)
- (F) 林信篤(復讐論・三宅觀瀾の烈士報讐錄・伊藤東涯の義士行等は赤穂義士を讚美せり。)

(二) 義士反對論者

- (A) 太宰春臺……(赤穂四十六士論)中に左の如き反對論を述べて居る。

(1) 殺三人於朝者必死人を朝に殺す者は必ず死す。

(2) 赤穂侯之於吉良子一傷之而已。是其罪宜不_レ死。赤穂侯の吉良子に於けるや之を傷けしのみ是れ其の罪宜しく死せざるべし。

(3) 而國家賜_二之_一死。而して國家は之れに死を賜ふ。

(4) 則是其利過_レ當矣。即ち是れ其の當を過ぐ。

(5) 爲_二赤穂侯之臣_一者當_二唯斯之怨_一。赤穂侯の臣たる者當きに唯斯れを怨むべし。

(6) 今良雄等、不怨_二其所_一怨而怨_二吉良子_一。良雄等所_レ怨者小説。良雄等其怨_レ所を怨まず、而して吉良氏を恨む、良雄等の怨む小なるかな。

(7) 匹夫攻_二殺朝士_一其罪當_レ死於_レ是四十六士可_レ自裁。匹夫朝士攻殺す其の罪まさに死すべし。是に於てか四十六士自裁すべし。

然るに尙ほ官命を待て自殺することが出来ないではないかなど、酷評を下し、更に世の義を知

らざるもの何ぞ多きや室鳩巢にして斯くの如し、世々の人何んぞそれ論ずるに足らずと豪語して居る、而して或人の太宰氏に其説を正すことあるや太宰氏曰く然りと、舉世稱其義而吾子獨以爲非義世之不義者何其多也と謂つて居る。

(B) 荻生徂徠……………(徂徠赤穂四十六士論)

心中深く義士に同情してゐたことは四十六士論の末尾に『然推其志亦可謂義也己』あるのを見るも明かである、然れども法政上から見て反秩序的の行動としたものである故に徂徠の意見に對しては前述した如く種々の異説であるやうであるが、其の意を汲めば

(イ) 個人的には義士の心と行動とに大いに共鳴してゐた。

(ロ) 公法上から『法は天下の規矩だ』として反對し遂に此の意見が幕府の大權威となつて元祿十六年二月四日義士に切腹を命ずることになつたのである。

(ハ) 併し其の所論(赤穂四十六士論)は

夫長矩欲殺義中、非義央之殺長矩、不可謂君仇也、赤穂侯因欲殺義央、而國亡、非義央之滅赤穂、可謂君仇乎、長矩一朝之怒、忘其祖先、而從事匹夫之勇、欲殺義央、而不能、

可謂不義也、云々。

即ち要約すれば

- (一) 君の仇と謂ふべからず。
- (二) 義央が長矩を殺さんとするにあらず。
- (三) 赤穂侯義央を殺さんと欲するに因て國亡ぶ。
- (四) 義央の赤穂を滅すにあらず、君の仇と云ふべけんや。
- (五) 長矩の勇は匹夫の勇、不義といふべし。
- (六) 四十七士此邪念を繼ぐ、義と言ふべけんや。
- (七) されど其志を推せば亦義と謂ふべきのみ。

此の表面の見解に就いて當時の學者は論難したのであるが此の説が權威ある説といふことになつて死罪と決したのである。然れども義士は決して徂徠を恨まなかつたに違ひない、何となれば、

(一) 義士は死を決してゐたからである。

(二) 主君と同一の生活をしてゐたからである、主君の死に合することを以て無上の理想と

してゐたからである。

(三) 生存して居ることを以て苦痛と考へてゐたからである。

猶當時に於ける學者の態度に就いて詳細を究めんとする人は赤穂義人寡書を参考せられるがよい、此書は同著の例言にも示してあるやうに、鍋田鼎山が數十年の苦心を費して輯録したるもので、赤穂義士復讐に関する根本史料を網羅して居るものである、今同書中から義士に関する論評の題目を撰んで掲げることとする、之れによつて義士の行動が如何に識者間に賛賞せられてゐたか、又幕府が義士を處決するに當つて如何に苦心したかを推測することが出来るのである。

- (1) 鳩巢先生義人録後詰語……………大地昌言
- (2) 烈士報讐錄……………三宅親淵
- (3) 太宰徳夫赤穂四十六士論評……………赤松國彙
- (4) 復讐論……………林信萬
- (5) 義士行……………伊藤東涯
- (6) 赤穂四十六士論……………萩生徂徠
- (7) 赤穂四十六士論……………太宰春臺

- (8) 讀春臺四十六士論……………松宮俊仍
- (9) 駁太宰純四十六士論……………五井純禎
- (10) 大石瓦雄復讐論……………野公産
- (11) 四十七子論……………河口光遠、藤沼仁内、伊奈忠賢
- (12) 復讐論……………佐藤直方
- (13) 再論四十六士……………三宅重圓
- (14) 四十六士批判……………佐藤直方門人
- (15) 淺野吉良非喧嘩論……………同前
- (16) 赤穂四十六士論……………淺見綱齋
- (17) 大石論七章……………牧野直友
- (18) 義士雪冤……………山本北山
- (19) 斷復讐論……………佐久間大華
- (20) 四十六士論……………伊良子大洲
- (21) 赤穂義士論……………澤熊山
- (22) 赤穂義士復仇論……………平子胤

(23) 四十六士論評……………伊勢良丈
(24) 大石貞雄論……………僧 大 我

本節を終るに臨んで義士を處決するに當つて大權威であつた徂徠の擬律書の文句を掲げて參考にする。

(徂徠の擬律書)

「義ハ已ラ潔クスルノ道ニシテ法ハ天下ノ規矩ナリ。禮ヲ以テ心ヲ制シ、義ヲ以テ事ヲ制ス。今四十六士、其ノ主ノ爲ニ報ズルハ是侍タル者恥ヲ知ルナリ。已ラ潔クスル道ニシテ其事ハ義也ト雖モ、其黨ニ限ルコトナケレバ、畢竟ハ私ノ論ナリ。其所以ノモノハ、元、是レ長短殿中ヲ憚ラズ、其罪ニ處セラレシテ、又侯、吉良氏ヲ以テ仇ト爲シ、公儀ノ免許モナキヲ騷動ヲ企ルコト、法ニ於テ許サザル所也。」

今四十六士ノ罪ヲ決セシメ侍ノ禮ヲ以テ切腹ニ處セラルモノナラバ、上杉家ノ願モ空シカラズシテ、彼等ガ忠義ヲ輕ゼザルノ道理、尤公論ト云フ可シ。若シ私論ヲ以テ公論ヲ害セバ、此以後、天下ノ法ハ立ツベカラズ云々。」

第六節 義士の感化、義士の榮譽

嬉佚惰弱に染んだる元祿武士の頭腦にも、酷く感ぜしものと見えて、常時朝野を擧げて良雄等の擧を激賞した。余は之を以て感化第一のシンボルであるとする。されば義士處分に際しては幕府は無論のこと、學者といはず俗人といはず何れも義士の死を惜しまぬものはなかつたのである。余は之を以て義士の感化の第二のシンボルとする。幕府其の義士の忠誠を感激の餘りその處置に窮するや、上野宮に懇請して死一等を減せんとする際、宮非常に同情を遊されたる事、これを以て第三のシンボルとする。更に偉大なる感化は當時及び後世の人心に與へたる感動であつた。當時熊本侯細川綱利は「諸士は吾藩の氏神なり」とて切腹の跡をも清めさせなかつたといふ、又薩摩藩では毎年十二月十四日の夜、士民擧つて所々に打寄り義人傳、義人録等によつて義士の事蹟を記した書を會議して夜を明す風習があつて、今日に至る迄も此の風が行はれ二百餘年間士道民心に與へた感化は實に著しいといふとであるが、單に之等のことは鹿兒島の一隅にのみ行はるる現象ではない、天下到る所に此の擧があつて青年少女義士を勵ます例は實に牧擧に違がない程

である。其他芝居、淨瑠璃等を演じ巧みに義士の精神を描寫して觀衆をして義に勇み難に趣かしむるの感化は實に偉大なるものである。例へその説く所に附會捏造があるにしても人を動かすことの魅力を有することは到底壇上の教師の及ぶところではない、如斯にして日本帝國殘る限なく義士の精神は流布され以て我が國の風教上に及ぼせる影響は多大なものであつた、然るに其後再び人情の浮薄な大正の元祿時代を出現する前後、十有五年の傾向は如何にといふに、義士會に代位するに享樂會を以てし上下安逸不節操を事とするを以て常道と考ふるが如き時代の出現を見るに至つたことは讀者と共に大いに慨歎すべきところであつた、然るに計らざりき今回の改訂教科書は大石良雄なる一課を創設して、茲に再び軟弱な風潮を矯正すべき機會を附與することになつたのである。吾々實際教育者は夙に斯種精神の頹廢を歎き、ひそかに元祿義士の心を希求し憧憬して暗に節操、義心を喚起し享樂情弱、不節操等長夜の眠りを覺醒せしめんとしたのである。之れ上下理想の一致とも見るべき一奇蹟である。吾人は單に過去に於いて義士の感化の偉大なることを知るのみでは何等の意義をなさないのである。更に此精神を次代國民に傳へなければならぬ

い、否單に傳へるといふ態度ではいけない、宜しく現代社會生活の實際に活用しなければならぬ。要之吾人が兒童に之を傳へんとする所以のものは兒童に一理想を與へ道德生活の根據を與ふるの趣旨に外ならないのである。而してその理想は必ずしも一々實現の出来るものでもなければ、また強ふべきものでもないのであるが、唯それが單なる抽象話となつて、ハイトピヤンを作るが如き弊に陥らないやうにと心掛く可きである。義士に對する知見が、一つの詭辯家を作るといふ低劣な態度に止まらしてはいけないといふのである。たとへ教師の問に對して答へ得ない兒童があつたとしても眞に兒童をして義士の精神を體驗せしめる所があつたならば、それより大なる感化はないのである。

それには何うしても以上並に本節以下に述べる研究を十分にし教師自らが感激し、感激は更に靈感となり靈感は更に教師の人格を滲透して體驗とならなければならぬ。義士の榮譽は以上を總合することによつて明かとなつた、榮譽は單に形式上や物質上のことから推されぬ。若し斯かる見解よりすれば義士の墓所の粗末なことの一事で決定が出来よう。歐米の珍客は此に時々參詣するさうであるが、その際に於ける感想によると、何の歐米人も墓所の粗末なことに驚き爲

めに義士の忠烈を疑ふとかいふのであるが、之れは無理のない話と考へる、由來西歐の人は物質文明を尊重するがため何事も物質的に打算的に見る風がある、斯かる眼からは義士の名譽などいふことは思ひもよらぬことで、寧ろその虐待されて居るやうに感ずるであらう。何んぞ知らん我民族性は、そんな物質には眩惑されないものである。殊に我が忠誠なる觀念には、利害などいふ觀念は聊かもないのである。恩誼に感じ、情に動くといふのが我が國の通性である。義士に手向ける一枝の花、一束の香其所に言ひ知れぬ榮譽があるのである。否その花、その香よりもその香華を捧げる人々の心に眞の名譽は輝いてをるのである。されば香華は其の榮譽の一表徴に過ぎぬのである。まして全國民が義士よくと激稱する其の讚美歌は、過、現未の三世に亘つて其の音波を傳へる其の響きに對しては鬼神も傾聴するのである。彼が榮譽は斯くて萬世無窮といふべきである。更に義士の最も光榮に浴したるの事は明治元年明治天皇が御東幸の砌り、風聲品川を過ぐる際、勅使を泉岳寺に立てさせ給ひ剩へ優渥なる勅語と金幣を賜つたことである。

汝良雄等固執主從之義復仇死干法
百世之下使人感奮興起朕深嘉焉
今幸_ニ東京_ニ因遣_ニ使權辨事藤原獻_一
甲_ニ汝等之墓_一且賜_ニ金幣_一
明治元年戊辰十一月五日

(要約)

汝良雄等固執主從義ヲ執リ仇ヲ復シ法ニ死ス
百世ノ下人ヲシテ感奮興起セシム朕深ケ嘉賞ス
今東京ニ幸ス因ツテ權辨事藤原獻ヲシテ汝等ノ墓ヲ吊ヒ且金幣ヲ賜フ

第七節 山鹿素行と赤穂義士

教科書に『長矩の家臣に大石良雄といふものあり。少年の頃山鹿素行につきて兵學を習ひ云々。』

とあるのは義士と素行先生との關係を述べたものでその良雄等に及ぼす感化の偉大であることを示したものである。之れに就いては左記赤穂義士實話を参照するがよい。

山鹿素行と赤穂義士

文學博士 重野安綱

地、人を限らずとは云へ、赤穂五萬石の小封、家中三百二十二人の内に、斯る大人物を生じ、半百の義士を出だし、事、其の由りて來る所、一朝一夕に非らざるべし。今、之れを考ふるに、内匠頭の祖父長直（内匠頭、内蔵助等が古内匠頭と稱する是れなり）は明君にて、始めて赤穂城を築き、藩祖同様なるが、此の時に召し抱へし山鹿素行は、軍學の達人にして、文學にも通じ比類稀れなる豪傑なり。素行、後に仕を辭して江戸に在りしが、幕府の譴責を受け、赤穂に謫せらるゝこと十年、赦されて江戸に歸れり。謫居中、内蔵助の従祖叔父頼母（良重）、始終素行を訪ひおとづれて修學せし事、配所殘筆に見え、長直も内々は以前の如く、師禮を以て之に師事し、優待を盡せり。堀部、間瀬、小野寺、間等の人々は、皆之れに親炙し、一藩の士人、其の薰陶を蒙るもの尠なからず。素行、赤穂を去る時、内蔵助は十七歳、父權内は早く歿し、祖父内蔵助（良欽）の後を承く、祖父は頼母の兄なれば、内蔵助、幼少より素行門下に在りし事、疑ひを容れず。忠

臣藏の淨瑠璃に「孫吳が言葉」又「孫吳が術」とあるは、兵法傳授の事を云ふ。其餘、内蔵助と同平輩の諸士、蓋し亦然らざるなし。且つ長直も、列侯にて聘し兼ねたる名士を召し抱へし程の名君なれば、平生家臣を禮遇し、教養共に行き届き、家中一統其の恩義に感ずることも深かるべし。されば、内蔵助以下忠義の士の赤穂に擧出せしは、其の原因遠く父祖の代に在りて、山鹿の力、多しと云ふ可し。故に今配所殘筆に據り、先哲叢談を參取して、素行の小傳を義士實話の後に附す。配所殘筆は、素行、其の子孫の爲めに作れる自傳なり。

山鹿其五衛門、名は高祐、一の名は義矩、字は子敬、別號を圖山と云ひ、又素行子と號す。陸奥の産なり。幼より學を好み、八歳にして四書、五經、七書、詩文の書、大方は讀み盡せり。九歳の時、林道春に謁し、論語の序を無點本にて讀み、道春、殊の外に稱賛し、之れより林門に入りて修業し、十二の時、見臺にて經書を講ずることを許さる。十六の歳、北條安房守氏長に従ひて軍學を學ぶ。氏長は小幡勘兵衛景憲の高足にて、幕府の師範なり。素行、從學五年、其門弟中肩を並ぶる者無し。景憲、安房守をして悉く秘訣を授けしむ。素行、兵學に長ずるのみならず、學問の廣き凡そ其の比を見ず、長崎に渡來する唐本にして、一讀を経ざるものなく、最も經術に

精し。經解の著書數種あり。世の素行を識らざるもの。單に兵家者流となすは誤れり。又廣田坦齋に従ひて萬葉集、三代集、職原抄等を學び、和歌を好めり。或る大名の席上にて作れる「海無き國盡し」の二首、人口に膾炙せり。

海なきは大和山城伊賀河内筑紫に筑後丹波美作近江路や美濃飛彈の國甲斐信濃上野下野此れぞ海なし

斯く洽聞博識の名士なれば、諸藩より召し抱へんとするもの多かりしかども、其の父「千石ならでは奉公させまじ」との意なりしかば、未だ何方へも仕へず、諸大名及諸藩士從學の者日に多く、中にも赤穂候淺野長直、素行の門に往來すること數年、其の敬事、他に異なりければ、素行知己に感じ、承應六年遂に祿千石にて聘に應じ、赤穂に奉仕すること九年、萬治二年故ありて仕を致し、江戸に歸れり。爾後また仕官の念なく、専ら教授を事とし、兵學は山鹿流の一派を創めたり。素行の學、初めは宋學を講じ、程朱に左祖せしかども、新渡の古經解を獲て、學問益々該博なるに隨ひ、宋儒理氣心性の説に疑ひを起し、是れより先き、著す所の經解數種を燒き、聖教要錄三卷を著して世に刊行し、程朱を辯駁して憚る所なし、當時宋學の外は邪説となし、程朱を

排する者は往々罪せらる、素行、此の書の爲めに罪を獲て赤穂に配流し、故主淺野氏に預けられたり。此の配流は山鹿流を創立せしにより、其の師北條安房守に忌まれたりとも云ふ。此の時、寛文六年内藏助は八歳なり。赤穂御預中も、藩主の禮遇少しも前に變らず、家老大石頼母（頼母は女孀なり、其の子長直を直、養子として三千石分地し、幕府旗下に列す）より朝夕の食饌を送り、又内々に馳走大方ならず。此れ皆、藩主の意に出づるものにて、素行大に之れに感じ、家中諸士を教ふる益々深切なり。一日、藩主に向ひ、「非常の恩命報するに期なし、さりながら、臣、君侯の家臣を教ふるに、經義と精略を以てし、皆臣が意旨に達したれば、萬一、國家、事あるに當りては、必ず報効する處あるべし。是れ、臣が私心の安んずる所なり」と云へり、數十年の後、果して其の言の如し、素行、弘粹通遠にして能く未然を察す。嘗て、由井正雪を觀て「其の意、測られざる者なり」と評せしとぞ。素行赤穂に幽せらるゝこと十年、延寶三年、赦に遇ひて江戸に歸る。年既に五十五。此れより經義を廢し、専ら兵學を教授せり。後十年にして歿す。義士復讐の前十七年なり。素行の齡、堀部彌兵衛より長すること六歳（堀部は長直以下三代に仕へしことあり。）著す所、武教本論、武事記、治教要錄及び聖教要錄等十餘種あり。武教本論、聖教要錄の如きは、版を毀ちて傳はらず、其の